

会 議 名	富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する 調査特別委員会	
開催日時	令和3年1月13日（水） 午前10時	
案 件		ページ
	証人尋問……………	3
	次回の委員会で出頭を求める証人について…………	121
	証人尋問事項の協議について……………	123
	証人出頭要求について……………	126
出席議員	委 員 長	渡 邊 千 芳
	副 委 員 長	前 田 敏
	委 員	西 垣 智
	委 員	荒 木 眞 澄
	委 員	藤 原 美知子
	（ 議 長 ）	多 田 隆 一
	（ 副 議 長 ）	山 元 建
欠席議員		
説 明 員	議会事務局長	梶 野 祐 子
証 人	市長公室長	小 松 伸
	総務部長	石 田 健 二
	秘書課長	武 田 克 彦
会議事項及 びその結果	別紙のとおり	

(午前10時00分開会)

○渡邊千芳委員長 おはようございます。

ただいまから第3回富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日は、本委員会の法的助言者である田島弁護士に御出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件に入ります前に確認でございますが、本日は、報道機関から撮影及び録音の申出がありました。

本委員会の運営要領では、報道関係者からテレビ及び写真撮影について申出があった場合、委員長はその都度、委員会で協議し、許可等を決定することになっております。

本日の委員会でのテレビ及び写真撮影並びに録音については、いかがさせていただきますでしょうか。

○藤原美知子委員 本日の委員会に関しましては、報道関係者による録音は許可をし、テレビ及び写真撮影については、証人のプライバシーに配慮すべきだと思いますので、証人尋問以外を許可し、証人が入室し、証人尋問を終了後、退室するまでの間は禁止してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

ほかに御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、ただいまの藤原委員の御意見のとおり、本日の委員会での報道関係者による録音については、これを許可するとともに、テレビ及び写真撮影については、証人尋問以外を許可し、証人が入室し、証人尋問終了後、退室するまでの間は禁止したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 それでは、そうさせていただきます。

なお、本日は、証人のプライバシー保護の観点から、証人席及び通路にはつい立てを設置しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、傍聴人に申し上げます。傍聴人による撮影、録音は禁止されておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、案件に入ります。

まず初めに、証人尋問の進め方についてです。

本日は、小松証人、石田証人及び武田証人の3名の証人尋問を予定しております。

まず、私のほうから主尋問を行った後、各委員から個別尋問を行います。

なお、個別尋問の順番ですが、証人ごとに順番を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 ありがとうございます。

では、個別尋問の順番ですが、まず、小松証人については、藤原委員、荒木委員、前田副委員長、西垣委員、荒木委員の順番で、次に、石田証人については、藤原委員、荒木委員、前田副委員長、荒木委員の順番で、最後に、武田証人については、藤原委員、荒木委員、前田副委員長、西垣委員、荒木委員の順番でそれぞれ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そうさせていただきます。

次に、尋問時間についてですが、説明は前田副委員長にお願いしたいと思います。

○前田敏副委員長 それでは、説明をいたします。

本委員会の運営要領におきまして、尋問の時間は証人1人あたりおおむね1時間から2時間程度とされておりますことから、各委員からの個別尋問はそれぞれ15分程度を目安に行っていただきたいと思います。ただし、主尋問において予定以上に時間を要した場合は、各委員の個別尋問の時間を調整させていただく場合がありますので、御了承願ひます。説明は以上です。

○渡邊千芳委員長 ありがとうございます。

尋問時間について、以上のとおりですが、何かございますか。

○荒木眞澄委員 主尋問及び個別尋問終了後、追加の尋問を行ってもよろしいでしょうか。

○渡邊千芳委員長 それは時間があれば再尋問していただいて結構だと思います。
ほかに御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 それでは、尋問時間については、各委員からの個別尋問をそれぞれ15分程度を目安に実施させていただき、その後、時間の許す範囲内で追加の尋問を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

では、証人尋問に入ります。

報道機関の皆様申し上げます。この後から証人尋問終了後、証人が退室するまでの間、撮影はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、当委員会の決定に反した場合は、確認した時点で退室を願うことにいたします。

では、証人入室のため、暫時休憩いたします。

(午前10時05分休憩)

(午前10時05分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

小松証人におかれましては、お忙しいとは思いますが、御出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これによ

り、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者がその職務上知つた事実であつて、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことができません。もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金を処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、証人の後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○渡邊千芳委員長　それでは、証人は宣誓書を朗読をお願いいたします。

○小松伸証人　私は、良心に従つて眞実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓ひます。令和3年1月13日。小松伸。

○渡邊千芳委員長 では、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(小松証人 宣誓書に署名、捺印)

○渡邊千芳委員長 では、皆さん、お座りください。

(全員着席)

○渡邊千芳委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構です。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより小松証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは池田市市長公室長の小松伸さんですか。

○小松伸証人 間違いございません。

○渡邊千芳委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○小松伸証人 はい。相違ございません。

○渡邊千芳委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、事実を明らかにすることに努めないといけないと考えています。小松証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。市長公室長としての責務を迫及する場所ではないので、よろし

くお願いいたします。

まず最初に、市長が市長控室と言っている部屋に私物を持ち込んだ件で確認をさせていただきます。

あの部屋は、私たち委員会では、更衣室、男子トイレ、女子トイレと確認していますが、小松証人の認識もそうですか。

○小松伸証人 そのとおりでございます。

○渡邊千芳委員長 また、昨年3月議会の際に西垣委員、中田委員と私で見に行ったときは、更衣室に施術用簡易ベッドがあり、男子トイレにエアロバイクなど健康器具が置かれていたと記憶しています。10月22日以降の報道で、更衣室に畳ベッド、男子トイレに施術用簡易ベッドほか生活感あふれるものがあり、女子トイレにサウナが設置されており、廊下に健康器具が置かれていたことを確認しています。このことを前提に質問させていただきます。

小松証人は、市長がサウナを使用していたことを令和2年10月22日の一連の報道が出る前から知っておられましたか。

○小松伸証人 私は、この一連の報道以降に初めて知った次第でございます。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

では、市長が女子トイレでサウナを使用していたこと、先ほど報道までは知らなかったということですが、設置についても同じように知らなかったのでしょうか。

○小松伸証人 存じ上げませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、まず、女子トイレへのサウナの設置または使用について、藤原委員のほうから尋問をお願いします。

○藤原美知子委員 本日はどうもお疲れさまでございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、サウナ使用の件、御存じないという御答弁でありました。その後、その報道後、現地確認はされましたでしょうか。

○小松伸証人 私は、昨年の4月1日付で市長公室長に着任をいたしました。それま

ではいわゆる市長室西側のスペースには立ち入ったことはございませんでしたので、もちろん注目をされたエリアでありますので、これは知っておく必要があると思います、たしか4月最初の1週目ぐらいであったと記憶をしておりますが、軽く中を拝見したことがありました。そのときに初めて現場を目視したということでありました。

○藤原美知子委員 その4月の段階ではどのような状況でしたでしょうか。

○小松伸証人 当時、動画も写真も撮っておりませんので、記憶している限りでは、たしか、施術用簡易ベッドはありました。そして、電子レンジもあったように思います。そして、エアロバイクというのですかね、トレーニングするエアロバイクもたしか設置されていたのは記憶にあります。そのときにはサウナとおぼしきものは見当たりませんでしたし、よく報道された畳ベッドですか、表面が畳状のベッドはございませんでした。

○藤原美知子委員 ベッド、レンジ、エアロバイクがあったということでありました。このときに、こういったもの、私物を持ち込んだということに関して、市長に注意をされましたか。

○小松伸証人 そのことをもって市長に直言した事実はありません。

○藤原美知子委員 それはなぜですか。

○小松伸証人 私物というくくりでは、例えば小さな備品を持ち込むことは、これは問題ないと思いますし、例えばパソコンを持ち込んだり、鏡を持ち込んだりすることは問題ないと考えます。ただ、大きなものにつきましては、確かに市民の理解を得られるのかどうかという疑義は心の中ではありましたが、やはり市長が必要だと思われることについては、強い反対意見を申し述べることは私の判断では差し控えたということでございます。

○藤原美知子委員 私たちからしますとね、ベッドでありますとかエアロバイク、こういったものをこういった公用の場所に持ち込むということは、ちょっと不自然だというふうに思ったのですけれども、そのことに関して何も思わずに、黙認をされたということによろしいでしょうか。

○小松伸証人 着任以降、いろいろな市長の発言の中では、確かに腰にけがをされて痛みを抱えておられるということもあり、そして、常に体を動かす必要があるのだということも漏れ聞いておりましたので、施術ベッドにつきましては、そこで体を伸ばされたり休まれる必要があるのかなという、これは想像ですが、そのような思いは持っておりました。

エアロバイクについても同様でございました。

電子レンジにつきましては、日常で使われるのかなと思いましたが、そういった理由で、体調管理に使われる備品なのであろうという判断でございました。

○藤原美知子委員 体調管理というお話でしたけれども、では、市長が腰を痛めているとか、ベッドが必要であるとかと思われるような例えば診断書でありますとか診療記録とか、そういったものはもらっておられましたでしょうか。

○小松伸証人 診断書等は私は拝見したことはございません。

○藤原美知子委員 求められませんでしたか。

○小松伸証人 私から求めた経緯はございません。

○藤原美知子委員 それでは、市長がサウナを設置した件についてですが、サウナを設置した理由、あるいは使用目的などを市長に確認をされましたでしょうか。

○小松伸証人 この一連の報道で初めて知ったと申し上げましたが、その後、市長とそういう会話をした事実はございません。求めたこともございません。

○藤原美知子委員 それはなぜ求めなかったのか、また、この件に関して、直接の上司であります副市長には御相談されたのかどうか、確認をしたいと思います。

○小松伸証人 この一連の報道以降、これは多少私見も入りますが、なかなかこういった切り込んだ会話に至りづらいという、ほとんど市長室に呼ばれることもこの報道以降はなかったものですから、そういった機会がなかなか、個人的な話題で会話をすることがほとんどなかったものですから、確認する機会を逸してしまいました。

副市長とは、果たしてあれはどのような意図だったのでしょいう会話は何度かさせていただきました。その中ではやはり体を温めることが必要だったのだろうか、

これはあくまでもお互いの想像ですが、そういう会話を交わしたことはありましたが、市長から直接これはこういう症状に基づき体を温めなければいけないのでこのサウナが必要なのですというお話は伺ったことはございませんし、求めたこともございませんでした。

○藤原美知子委員 副市長に聞かれたときに、副市長が既に知っていたというような状況ではなかったのか、副市長も知らないで同じような会話をされたのか、確認をさせていただきたいと思います。

○小松伸証人 実は、これは私の感覚ですが、副市長もよく御存じなかったと私は捉えました。

○藤原美知子委員 報道では夏頃からサウナを設置したということが報じられておりましたが、証人はこの間、市長室に何度も行かれているというふうに思うのですけれども、その際に、市長室の隣ですからね、更衣室でありますとか男子トイレ、女子トイレ、ここに異変を感じるとか、そういったことはなかったのか、あるいは秘書課の職員から相談を受けたり、そういったことはなかったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○小松伸証人 異変を感じたかというのと、感じたことは残念ながらございませんでした。市長室に入って、すぐ左手のほうに市長が座られていますので、我々が入ってすぐに左のほうに向くものですから、問題になっているエリアは入って右手のほうの奥のほうに曲がっていくわけですが、ほとんどそちらのほうには気が行かないし、踏み入れたこともないものですからね、そういった意味では異変は感じませんでした。

○藤原美知子委員 富田市長になられる前に市長室に行かれたこともあるかというふうにと思いますが、その行かれる際に、ちょっと目にしたのはカーテンがぶら下がっていたように思うのですけれども、そういったこれまでとは違った様子というのは本当に分からなかったですか。

○小松伸証人 そうですね、カーテンは確かにそれまではなかったように記憶をしております。それは変わった点の一つでありましょうし、廊下に大きなオブジェが置か

れたということも変わった点でありますし、市長室のレイアウトを大きく変えられました。それは机であったり、パソコン、ホワイトボードの持込みであったり、掲示物の変化であったりは大きくは変わりましたが、建物自体、市長室以外の様子で変わったことというと、その御指摘のカーテン以外は私は気がつきませんでした。

○藤原美知子委員 それでは、市長控室とおっしゃっているスペースですね、更衣室というふうに表示はされていると思うのですが、それと男子トイレ、女子トイレが連なっているというふうにするのですけれども、このスペースの本来の使用目的についてお伺いをしたいと思います。これは市長専用の場所なのか、あるいは来客や職員も利用できるスペースなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○小松伸証人 明確な定義があるのかどうか、私も存じ上げないところはあるのですが、今までの使用状況に鑑みて申し上げますと、もちろんそこは職員が立ち入るスペースではございません。めったに入ることはございません。トイレにつきましても、歴代、市長は男性でしたから、男性トイレはもちろん市長だけが使うトイレとして運用されておりましたし、女性トイレは誰も入ったことがないであろうと私は勝手に思っております。更衣室につきましても、市長室内にクローゼットがありますので、そこから、そこを開けて着替えられると全て事足りると思いますので、その更衣室部分はあまり使われることはないであろうなと思いますが、洗面台もついておりますから、髪を整えられたり顔を洗われたりということはあったでしょうから、頻繁ではないものの、市長だけが使う更衣室として運用されてきたと理解をしております。

○藤原美知子委員 市長室で打合せをよくされるということも耳にしておりますので、来客もあるでしょうし、それから、職員さんも、すぐそばにあるわけですから、トイレの使用も可能かというふうに思ったのですが、市長専用という認識を持っておられたということによろしいですね。

その市長室等の場所についてですけれども、その後、確認に行かれたということがありました。その確認に行かれた際も変化は感じなかったというふうに先ほどお聞きしたように思いますが、報道を見ますと、男子トイレの入り口に鍵がかかっていたよ

うに思うのですけれども、一般的に庁舎の中のトイレの入り口に鍵がかかっているというのはあまり見たことがないのですが、これは以前からつけられているものなのか、あるいは市長が新たにつけたものなのか、御存じでしょうか。

○小松伸証人 実は、以前そこに私が入ったことがなかったものですから、今回初めて4月以降に入ったものですから、前回あったかどうか、実は存じ上げないのです。ですからそれは分からないという答えで御了承いただきたいと思います。

○藤原美知子委員 市長が市長控室と呼んでいる、隣に女子トイレがあつて、そこにサウナを設置することになったということですからけれども、そもそも庁舎内、市長の控室であろうと、しかも女子トイレですからけれども、そこにサウナを設置することはそもそも可能なことなのかどうか、一般的にはちょっと考えられないというふうに思いますが、設置は庁舎管理上、手続をすれば可能なのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○小松伸証人 手続となりますと、特段明確なルールはないように理解をしております。ただ、サウナということに特化して申し上げますと、家庭用サウナは当然火を燃やしているわけではなく、電気を使ったサウナでありますので、当然庁舎内の電気を使うものにつきましては、例えば冷蔵庫であったり、湯沸かしポットであったり、そういったものは、庁舎のルールとしましては、庁舎管理をつかさどる総務課の許可が要ると、登録をして、その登録しているよというシールを貼るという手続が必要であろうかと思えます。庁舎内の各課に配置をされている電化製品はおおむねそういった手続を経て電気を使用しておりますので、そういった意味では、手続としてはそういった手続が必要であったのかなとは考えます。是非ではありません。置くことの是非ではなく、手続論でいうとそういうことかなと考えております。

○藤原美知子委員 今お聞きしますと、基本的には、サウナが妥当かどうかは別として、手続が本来必要であったと思われませんが、その手続はされたというふうには思っておられないということでしょうか。

それでは、サウナの設置や撤去について、秘書課職員から何らかの相談はこの間全

く受けていなかったのかどうか、改めて確認させていただきたいと思います。

○小松伸証人 事前の相談はございませんでした。

○藤原美知子委員 では、この問題が発覚した後、秘書課の職員にこういった一連の内容について、市長公室長のほうから確認をされたということはありませんか。

○小松伸証人 一連の報道の後、秘書課の職員に確認したことはありました。

○藤原美知子委員 その結果、秘書課からはどのような報告を受けておられますか。

○小松伸証人 設置については、秘書課職員は一切関わっていないという報告を受けました。ただ、サウナの設置の直後に市長から、設置をされた女性トイレの床があまり整理されていないので、きれいに掃除をするようにという指示を受けたと、職員はその指示に従って、多分設置された翌日ぐらいだと思うのですが、掃除をしました。当然、目の前にそのサウナ然としたものはあったようですが、まさかそれがサウナとは気がつかなかったということ聞き取り調査で私は伺いました。

○渡邊千芳委員長 今、サウナの使用及び設置のことについて確認をさせていただきました。

ほかの委員さんで今の尋問以外でありますか。また後でも結構ですけれども。

○前田敏副委員長 お疲れさまでございます。

関連して、設置についての確認なのですが、私どもは、市長からサウナの設置について報告をいただいている中では、家族といますか、身の危険を感じて転居をしたと、その必要性があって、報道等では9月中旬に、これは10月の報道の後に記録の提出を頂いたところには7月末ですが、その転居に伴ってサウナを市役所に持ち込んだというふうにされておりますけれども、その内容について、先ほどもお聞きしました、藤原委員からも質問がありましたように、報道後知ったということですが、お聞きしたいのは、そうした身の危険を感じて転居をしたということについては御存じだったでしょうか。

○小松伸証人 身の危険を感じて家族を避難させた、転居をさせたということも実はこの一連の報道をもって初めて知りました。ただ、これは、ここではうわさに基づく

証言をしてはいけないと思いますが、漏れ聞くいろんなお話の中で、そういったもめごとといたしますかね、市長に対していろいろ言われておられるということがあるようですよというのは幾つかの人の口からは聞いたことがございますが、それは具体的にどの事象であったかは私は存じ上げませんでした。ですから、こういった報道あるいは記者会見を通して、身の危険を感じたから家族を避難させたのですよといったことを聞いたときに、そのことだったのかと初めて理解をした次第でございます。

○前田敏副委員長 担当の市長公室長として、そういう事実があるということについては、報道後知ったということだと思いますけれども、その後、そうした内容について、当然、市のトップリーダーでありますし、様々なそういった状況から、防御といえますか、守るという意味でいえば、大変大事なことだと思っておりますけれども、そのことについて、御相談といえますか、改めて事態について把握をして対処されるようなことについて検討されたかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○小松伸証人 先ほども少し申し上げましたが、この報道以降、ほとんど市長との接触というのが、大事な局面だけに限られてしまいまして、市長のプライベートあるいは個人的な事象に立ち入れない雰囲気がございます。一切、私は、そういったことの相談に乗ったり、あるいは聞き取りをしたりということは控えさせていただくことになりました。それは私の判断ではございましたが。なかなかお互いのコミュニケーションが取れなかった時期がございました。

○渡邊千芳委員長 では、次、畳ベッドのほうに行きますね。主尋問をさせていただきますね、小松証人。

サウナの件と同じような形で聞かせていただくのですが、市長が畳ベッドを使用していたことを、令和2年10月22日の報道が出る前からこの畳ベッドについては知っておられましたか。

○小松伸証人 これはサウナと同様、存じ上げませんでした。

○渡邊千芳委員長 ということは、これも報道前は知らなかったということですね。

○小松伸証人 はい。存じ上げませんでした。

○渡邊千芳委員長 これは10月の報道のときには更衣室にあったベッドなのですが、知らなかったということは、これを設置していたことも全く知らなかったということでしょうか。

○小松伸証人 存じ上げませんでした。おっしゃるとおりです。

○渡邊千芳委員長 それでは、畳ベッドのことについて、藤原委員のほうからお願いします。

○藤原美知子委員 畳ベッドについてですけれども、後になって知ったということでもありますけれども、そのときに市長に畳ベッドを何のために使っていたのか聞かれたのかどうか。どのような使い方をされていたのか、御存じでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○小松伸証人 市長にそういった確認をした経緯はございませんでした。

○藤原美知子委員 なぜ確認しなかったのかということも聞きたいですし、それから、公務に差し障りのあるような使い方をされていたという経緯はないかどうか、これは確認されておりますか。

○小松伸証人 なぜ確認しなかったかといいますと、やはり先ほど申し上げたとおり、やはりちょっと個人的な話題に踏み入れ難いお互いの関係になっていましたので、今は大事なことはやり取りをさせていただいていますが、なかなか、関係が希薄になっていた時期といいますか、申し上げにくい時期が、まさにそのときでありましたので、申し上げることができなかったという事情でございます。

公務以外に使われていた経緯がどうかは、それはもう私も実は全く分かりません。畳ベッドを見たことがないものですから、あったということが本当だろうか、いまだに信じられません。全く見たこともないものですから。知らないうちに設置されて、知らないうちに撤去されていた。ですからどのような運用をされていたかは知る由もございません。

○藤原美知子委員 では、証人は御存じないということでありましたけれども、一番すぐ近くにおられる秘書課の職員は多分御存じだったのではないかというふうに思う

のですが、秘書課の職員からこのベッドの設置、搬入、こういったことについても全く相談がなかったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○小松伸証人 相談はございませんでした。それに、秘書課職員自身もその搬入、搬出には関わっていないと聞いております。

○藤原美知子委員 では、この報道を知った後、市長に対して申入れをされたのか、注意をされたのか、あるいは副市長に相談をされたのか、この辺りはいかがでしょうか。

○小松伸証人 報道の時点では既に撤去されておりましたので、撤去されていたものに対して撤去するべきでしたよねということはわざわざ申し上げておりません。

○藤原美知子委員 事前の相談もなかったということであろうと思うのですが、本来こういった私物を持ち込んだりする場合には、設置管理者、管理責任者、総務部長になるのかも分かりませんが、ここに本来は届出ないしは相談が必要ではないかというふうに思うのですけれども、そのようなことは何も聞いておられないかどうか、再度確認させていただきたいと思います。

○小松伸証人 総務部長との確認の中ではそういった報告、届出は受けていないということでした。

○藤原美知子委員 先ほど職員は搬入も搬出も相談を受けていないということでありましたけれども、全く秘書課の職員も知らない間にそれが搬入、搬出されたのかどうか、これは聞いておられましたか。

○小松伸証人 畳ベッドの詳しい経緯は私は存じ上げる部分が少ないのですけれども、ちょっと話を戻して、サウナにつきましては、搬入のときは本当に市長の周囲の方が入れられた。搬出のときに、解体をしたサウナを市長室まで運んだ、それは指示を受けたようございまして、女性トイレから解体をされたものを市長室まで運んだ、これだけははっきりと指示を受けた経緯があったようございまして、僅か10m足らずでありましようが、それについては職員が運んだということは聞き取り調査の上で確認しております。

あと、すみません、先ほど総務部長が、一切報告を受けていないと、私、断言してしまいましたが、今、思い返すと、はっきりとそこまで、私、確認が取れていなかったかも分からないです。知っていますか、いやあ、どうだったかなという会話であったように思います。先ほどの全く届出を受けていなかったという私の証言はちょっと訂正をさせてください。恐らく明確な情報としては私は持ち合わせていないということに訂正をさせてください。申し訳ございません。

○渡邊千芳委員長 ほか、何かございますか。今の尋問以外で。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 それでは、施術用の簡易ベッドに関してですが、この施術用簡易ベッドは、3月時点では更衣室にあって、10月の報道のときには男子トイレにあった部分なのですが、ということですから、令和2年10月22日の一連の報道が出る前から知っておられたと考えていいかなと思うのですが、どうですか。

○小松伸証人 簡易ベッドにつきましては、私は存じ上げておりました。それは4月の時点で目視をしたことによって存じ上げておりました。

○渡邊千芳委員長 それは市長公室長になられて、それ以降に目視したということで結構ですね。

では、施術用簡易ベッドを4月のときに見たということですから、いつから設置されたとかいうのは全く分からないと考えていいのですか。

○小松伸証人 いつから設置されていたかについては存じ上げておりません。

○渡邊千芳委員長 ほかにありますか。

○藤原美知子委員 では、施術用ベッドについて質問させていただきたいと思います。

市長はこの施術用簡易ベッドをどのように使っていたのか。例えば施術師を呼んで治療を受けておられたのか。それは勤務時間外なのか。執務中に使用されるようなことはなかったのか。この辺りについてお聞かせいただきたいと思います。

○小松伸証人 時間中に使われていたかどうかは実は私も存じ上げないのです。実際そこに、市長と一緒に施術用ベッドを目視したことがないものですから、ですからそ

れは存じ上げないということになろうかと思います。

○藤原美知子委員 先ほどの話と一緒にのですけれども、これを使用しているために例えば職員さんが待たされたりとか、そういった業務に影響があったというような話は聞いていないかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○小松伸証人 私の経験上はそれによって影響を受けたことはございません。他の職員からもそのようなことは聞いた経緯はございません。

○藤原美知子委員 では、市長が市長控室と呼んでいる更衣室となっているところですけれども、ここにベッドを設置するに当たって、これもまた先ほどと一緒にですが、手続をされたかどうか、これはお聞きになっていらっしゃるのでしょうか。

○小松伸証人 手続については特段聞いておりません。

○藤原美知子委員 では、ベッドの設置を確認した段階で、この問題が、これは私物であるのではないかという形で市長に注意をした経緯はないか、確認させていただきたいと思います。

○小松伸証人 ほかにテーブルや椅子も大きな什器として持ち込んでおられましたので、特段ベッドだけを指して、これはよろしくないのではないのでしょうかという申入れはしたことはございません。

○藤原美知子委員 控室といっても更衣室ですので、単に服を着替えるくらいのスペースしかないと思うのですけれども、そこにあえてベッドを入れているということに違和感を感じなかったのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○小松伸証人 私が4月に目視したときには、そのほかにも、たしか扇風機が置いてあり、そしてタオルかけのようなものも置いてあり、ここで例えば汗をかかれたものを干されるのか、あるいは扇風機を使って乾かされるのかなというような、置いてある現場は目撃しました。その流れで、施術ベッドがあり、たしかエアロバイクもそのときあったと思うのですけれども、一連の一つの生活スタイルとして理解してしまったものですから、これは必要に応じて体を動かす必要があるときにこういった一連の什器、あるいは道具を使うのだなど、勝手に私は理解をしまして、それを否定するよ

うな言葉を市長に投げかけたことはございませんでした。

○藤原美知子委員　そもそもこういった更衣室にベッドを持ち込むということは前代未聞だというふうに思うのですが、過去にそういった例はあったのかどうかお聞かせください。

○小松伸証人　過去にそのような例は私は聞いたことはございません。

○藤原美知子委員　では、この件に関して副市長に相談をされたということもありませんか。

○小松伸証人　ベッドについては副市長と相談したことはございませんでした。

○渡邊千芳委員長　これについては、ほか、ないですね。

（「なし」の声あり）

○渡邊千芳委員長　では、私物を持ち込んだという中に健康器具があるのですが、これにつきましては、エアロバイク等々については、初めは男子トイレにあったのですが、報道のときには廊下にあったという状況ですが、この健康器具についても4月の目視のときに確認されましたか。

○小松伸証人　先ほど来、私もエアロバイクはあったと申し上げておりますが、たしか私の記憶ではあったと記憶しております。写真を撮ったり動画を撮ったりしなかったものですから、私も一瞬すっと通り過ぎただけですので、たしかエアロバイクはあったというふうに記憶をしております。4月の時点であったと記憶しております。

○渡邊千芳委員長　4月の目視のときに健康器具、エアロバイク等々があったと。

○小松伸証人　はい。たしかあったであろうと記憶しております。

○渡邊千芳委員長　目視したということですね。

○小松伸証人　はい。

○渡邊千芳委員長　そのときにあったということですが、4月に就任されたので、設置されたときというのは分かりませんね。

○小松伸証人　いつから設置されたかということは存じ上げておりません。

○渡邊千芳委員長　分かりました。それでは、藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 それでは、健康器具の問題について質問させていただきたいと思
います。

先ほど聞きますと、目視はして、確認はしたということでもありますけれども、その
段階で市長にこういったものを持ち込んでいいのかどうかという注意をされなかつた
と、黙認をしたということではよろしいでしょうか。

○小松伸証人 それまでにも、目撃したことはないですが、市長は自分の健康のため
に、非常に体を動かされる必要があるということで、非常階段を上り下りされたり、
その一連の流れの中でエアロバイクも使われているのだろうなという理解でありまし
たので、特段、市長に確認することはございませんでした。

○藤原美知子委員 ぜひ確認してほしかったなというふうに思うのですけれども、今、
非常階段をランニングしているというふうなお話もありまして、それを目にされた方
もいるというふうに聞いておりますが、このことによって通常の勤務時間を超えて帰
ってこられなくて、決裁に遅れを来すというようなことを耳にしたことがあります
が、それは御存じだったでしょうか。

○小松伸証人 市長決裁あるいは市長レク、市長報告で市長にお会いするときに、し
ばらく、数分間空白であったことは私も経験があります。その間、廊下なり秘書課の
待合スペースで待っていたということは何度か私も経験をしております。

○藤原美知子委員 数分間ということでもありますけれども、遅れたことに対して市長
は何か言われたのか、注意をこちらからされたのか、その辺りはいかがでしょうか。

○小松伸証人 その場合は、ほとんどが秘書課職員を通してしばらく待つてほしいと、
ここで待つてほしいというようなことがあったものですから、しばらく待った上で市
長にお会いしたときはもう普通どおりの挨拶から入り、特段、私のほうからは、どこ
におられたのですかとか、なぜ時間がかかったのですかということ、実は申し上げ
たことはございません。

○藤原美知子委員 確認をずっとしていないということで、市長にとってはもう了承
されたものというふうに思わせたといいふうに思いませんでしたか。

○小松伸証人 市長がどう思われたかは分かりませんが、30分、1時間の単位ではございませんので、どうでしょう、そう思われたかも分かりません。そういう意味では、御指摘のとおり、反省しなければいけないのかなと思います。

○藤原美知子委員 今後注意していただきたいというふうに思いますが、設置に関して、こちらも確認なのですが、これも手続がされているかどうかは確認されていないということよろしいですか。

○小松伸証人 おっしゃるとおりでございます。

○藤原美知子委員 このエアロバイク等の健康器具の持込みに関しては、秘書課の職員が手伝いをしたというような事実はありましたか。

○小松伸証人 秘書課の職員が搬入、搬出に関わったという報告は受けておりません。

○藤原美知子委員 受けていないと。

○小松伸証人 受けておりません。いないです。

○藤原美知子委員 先ほど市長の健康状態について、運動が必要なのだろうというふうにおっしゃっておられましたけれども、サウナなどが必要な、健康器具を常に置いておかなければいけないほどひどい状況であるというふうな内容を聞かれたことがあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○小松伸証人 腰に持病を抱えているということは市長御本人からも聞いたことはありますし、4度ばかり手術は重ねたと、リハビリも苦しかったということも市長本人から聞いたことはございます。ただ、現状を申し上げますと、市長は、御存じのとおり、立ち姿とか座った姿は真っすぐ背筋をぴんと伸ばされております。椅子に座られるときも背もたれにもたれられません。これはやはり前かがみになったり、背中を反ったり、反り返ったりすることがやはり腰によくないのだろうなど、これは見た限りですが、想像しております。ということで、何らかの痛みは時には発生するのだろうな、そういう状態なのだろうなど捉えております。

○藤原美知子委員 そういう状況をこの間ずっと見てこられて、診断書はもらっていないということですが、こちら側から診断書を求めると、あるいは健診をする

ようにという、そういった話をするといったようなことはなかったでしょうか。

○小松伸証人 自己の健康管理の話ですから、主治医の先生もおられるようですし、あえてそこに立ち入ったアドバイスなり聞き取りはしたことはございません。

○渡邊千芳委員長 ほか、何かありますか。

○前田敏副委員長 先ほどの質問に関係をいたしますが、市のトップリーダーの健康管理ということで、何かあったときに業務に支障を来すということであれば、市長公室長の立場できちっと把握すべきだと思いますけれども、それは自己管理ということで、トップリーダーのそういったことについては立ち入らないのが普通だというふうに考えておられますか。

○小松伸証人 そうですね、確かに近い関係であれば、個人の情報を日頃からやり取りできる近いコミュニケーションが取れる、そういう関係であれば、そういったことはまず申し上げたかも分かりませんが、残念ながら個人的な要件というのはほとんど私には吐露されませんので、市長の私生活は全く存じ上げないというのが実情でございます。それと私生活の中にも健康管理の仕方というのも含まれておまして、そこに私から懐に飛び込んで情報を取ればよかったのかも分かりません。それは今思えば反省点ではございますが、そういう関係が構築できておりませんでしたので、あえて健康管理に関して、市長、こうされたほうがいいですよ、どうなっていますかという会話は交わしたことはございません。

○前田敏副委員長 それでは、サウナあるいは健康器具、畳ベッド、こういったものを報道後、知り得たということでございますが、その後、このものについて撤去をされたのか、あるいはそのまま存続して室内に置いておられるのか、その内容について確認をされたかどうか、お聞きしたいと思います。

○小松伸証人 サウナと畳ベッドにつきましては、たしか、報道が10月22日でしたか、その直前に撤去をされたと後で聞きました。聞いたというのは、市長の一連の記者会見であったり、あるいは秘書課の職員との事実関係の確認中で私は知り得ました。現在は、施術ベッドはまだ置いております。エアロバイクはもう撤去済みになっており

ます。畳ベッドは先ほどのおり撤去、サウナも撤去、そういった状態であると思います。扇風機等はまだまだもちろん日用品として置かれておりますね。そういった状態でございます。

○前田敏副委員長 今、述べていただきましたけれども、御本人が確認をされておりますか。

○小松伸証人 今申し上げた現状は私の目で目視をいたしております。

○前田敏副委員長 先ほどの健康管理に戻りますが、施術ベッドは置かれているという状況にあるということですから、それについては、先ほどの健康上、問題があるだろうという推測の下に日常使っておられるということで、改めてそういった必要性について確認をされましたでしょうか。

○小松伸証人 日頃の施術ベッドの使い方についての、あるいは必要性についての確認はしたことはございません。

○渡邊千芳委員長 一つ藤原委員のほうからの質疑で確認させていただきたいのですが、汗をかくために非常階段を上り下りしていたというような話があって、それによって市長レクとか市長決裁が遅れたりすることがあったということですが、その汗を流すのは就業時間中ということで確認させてもらってよろしいですか。

○小松伸証人 たしかそういった事例が多いのはお昼前後であったと記憶をしております。昼休みの流れで運動されていたのかなと、これは私の捉え方ですが、お昼前後にそういうことがあったと記憶しております。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

○小松伸証人 お昼前後ではなくて、お昼の後ですね。前ではなしに。

○渡邊千芳委員長 昼休み中なのだけれども、休憩時間をちょっと超えていたと、就業時間にも入っていたということで確認させていただいていいですね。

○小松伸証人 そのとおり、事例としてはお昼の後ということが多かったように記憶をしております。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

○荒木眞澄委員 今日はお忙しいところありがとうございます。

1点だけ質問させていただきたいのですが、先ほど前田副委員長からの質問の中で、市長との関係ということで、会話があまりできないような関係といいますか、そのようになられた時期というか理由について、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○小松伸証人 報道以降、報道のあった10月22日以降はやはり市長もびりびりされておられまして、言葉は選ばないといけないのでしょうか、疑心暗鬼といいますか、誰が動画を流したのだろうとか、誰がマスコミ関係に情報を伝えたのだろうとか、そういったことを非常に気にされていたように私は感じましたし、副市長を通してそういうことは漏れ聞いておりました。市長公室長としての立場では、市長をお支えすべき立場ではあるのですが、そういった個人の情報は、先ほど申し上げたようになかなか私には伝えられない方でありますので、どうしてもお互いに警戒をし合うといいますか、私は必要なことは業務上は市長に申し上げていますが、市長からの呼出しとかはほとんどその時期はありませんでした。今年になってからはよく、今はやり取りをさせていただいていますが、当時はやはり市長も疑心暗鬼になられておられたのかなと私は捉えております。そういった関係で、密な関係は構築できなかったというのは自責の念がございます。

○渡邊千芳委員長 これで私物を持ち込んだ部分については終わらせていただいて、確かにこの庁舎内に多くの私物を持ち込むということもどうかと思いますが、そこで寝泊まりした実態について、今度はお聞きさせていただきたいと思います。

まず、小松証人は、市長が市役所に宿泊していたことを知っていましたか。

○小松伸証人 存じ上げませんでした。私は大体退庁時間は平均すると、19時半とか20時半、その間に退庁することが多いのですが、退庁するときには必ず市長公室、全課を回ります。秘書課も回ります。退庁するときに市長がおられたことはほとんどありませんでしたので、報道どおり宿泊されたのであれば、その後に戻ってこられたということで、それはもう気づきようがなかった事象でありますので、私は全く、十数日間も宿泊されたということは実は報道後に知りました。

○渡邊千芳委員長 その17日間の宿泊は、報道があった後、知ったということですが、報道のときは寝泊まりした日数はなく、市長のほうから17日間、寝泊まりしていたというような実態の報告があったのですが、もう17日間の寝泊まりも知らなかったということですから、それ以上泊まっていたということもまず知らないですね。

○小松伸証人 恥ずかしながらという言い方になるのですが、存じ上げませんでした。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは、荒木委員よりお願いします。

○荒木眞澄委員 では、まず、市長が宿泊をされていたことは知らなかったということですが、事実、令和2年9月から10月の間に17日間、宿泊していたということが事実としてあるのですけれども、市役所に宿泊しなければならなかったというぐらい市長の公務がその当時逼迫していたのか、その辺の状況についてちょっとお伺いしたいのですけれども。

○小松伸証人 17日間はたしか秋口から10月にかけてであったという理解でございますが、例年であれば、市長の公務というのは、秋は例えば高齢者月間であったり、あるいは秋祭りの時期であったり、夏から秋にかけてはイベント盛りだくさんの時期でありますので、平日、そして土日祝日にかけてイベントが本当に多い時期であります。ただ、今年はコロナ禍においてほとんどそのイベントが中止になりましたので、外部に出かける公務というのは激減しております。ですからその激減した中でどれだけ逼迫されているかという、いささか私はそんな逼迫状況ではなかったのではないかと思います。ただ、一面、この時期は事業見直しという大きな課題に市長は取り組んでおられました。そしてタスク管理もかなりの頻度で自分で目を通しておられましたので、その関係で、事業見直しの最終局面に至って自分で勉強されたとか、いろんな仕分をされたとか、机上作業ですね、そういった作業はされていたのかなとは想像をしております。目撃したことはございません。

○荒木眞澄委員 実際、御存じなかったということですが、この17日間という実質宿泊していたという事実に対して、本来であれば、市長公室長であられる小松証人のほうに、秘書課を通じてどなたかの職員から、何らかのそういう話があっただけ

るべきだと思うのですが、そういうのは一切なかったということによろしいですかね。

○小松伸証人 宿泊に関することについては一切情報もいただいておりませんし、話題にもなりませんでした。

○荒木眞澄委員 あと、歴代市長もそうなのですから、市長が市役所に宿泊するというのが、災害時ですね、そういったものを含めて、これまでそういうのがあったかどうか、御存じであればちょっとお伺いしたいと思います。

○小松伸証人 私も危機管理課で3年おりましたが、そのときに災害が多発しました。そのときの市長の対応は、もちろん電話連絡等はよくありましたが、まず、現場に電話等で指示をするなり確認をするなりされますが、ずっと市庁舎に出向いて泊まり込みで指示をされたという経緯は今まではございませんでした。

○荒木眞澄委員 では、市長の公務の場合なのですから、秘書課の職員の随行をつけない理由について、何か聞いておられますでしょうか。

○小松伸証人 原則、公務で外に出るときは随行が原則というのはもちろんおっしゃるとおりでございますが、例外的にあったようでございます。私もそれは、これも同じく恥ずかしながら事後で知った経緯があります。例えば東京に出張されたときに随行は不要であると市長が判断されて、随行なしで行かれた経緯はあったようでございます。それは後で聞いて、私はこれはおかしいと、こういうことは改めましょうということで指示をした記憶がありますが、実際に御指摘のとおり随行なしで出張されたことはございました。

○荒木眞澄委員 では、17日間という宿泊した事実なのですから、知っておられればお答えいただきたいのですが、市長が宿泊していたその日に公用車で自宅に送ってはいないかという、その事実関係をちょっと知りたいのですけれども。

○小松伸証人 一つ一つ、この日この日の運行表であったりタクシーチケットを全てすり合わせたわけではございませんので、そういうことがあったかという、今、手元にはちょっと資料がないものですから申し上げることはできませんが、可能性としてはあったかも分かりません。なかったと断言は、今、この場ではちょっとできませ

ん。申し訳ありませんが、そういった答えで御了承いただきたいと思いますが。

○渡邊千芳委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○前田敏副委員長 宿泊についても知らないということでございますが、例えば秘書課から、昨日、市長が公務で遅くなって宿泊をしたとかというような連絡はありましたでしょうか。

○小松伸証人 これも恥ずかしながらという言い方になってしまいますが、そういった報告を受けたことはございませんでした。

○前田敏副委員長 市長公室長という立場で、実際にどういう形でお仕事という日常管理の部分、補足的に本人が常に仕事をされるという立場を補佐するというときには、そういった状況について把握すべきだと思いますけれども、市長公室長含めて、全くそれはなかったということであると、様々な宿泊に伴う報道ではレトルトの食品が搬入されていたりということがありましたけれども、その辺についての例えば補充とか準備だとかいうことも知り得ていないのでしょうか。レトルトの食品ですね、そういうものが報道で映し出されておまして、要するに御飯類とか、ありましたけれども、そういう買い出しといいますか、準備の指示とか、あるいはそれを用意しろとかという指示、命令といいますか、そういった部分についても秘書課あるいは本人に確認をされたとかということもないのでしょうか。

○小松伸証人 レトルト食品の買い出し等につきましては、秘書課職員が関わったという報告は聞き取ってはおりません。それについて市長に確認したことも私はございません。

○前田敏副委員長 あと、公用車の関係でお聞きをいたしますが、先ほども荒木委員のほうから公用車の話が出てまいりました。本人がお泊まりになったときに公用車がどういう運行をされているか、公用車の運行記録も頂きました。それを見ますと、退庁をされているという形の中で公用車が動き、そして本人が夜遅くに入庁されているという実態の記録が残っております。それを見ますと、日々の動きとして、それなり

に知るべき内容であったというふうに思うわけですが、それについても市長公室長の立場として、それはできなかったのか、あるいはしなかったのかについてお聞きしたいと思います。

○小松伸証人 御指摘のとおり、全てを把握して、私が管理責任者として対応しろということでありましたら、それは力量がなかったということになるかと思えます。申し訳ございませんでした。

○前田敏副委員長 その内容についても秘書課から市長公室長にこういう状況にありましたというようなことについても改めて報告等は、先ほどの管理という面を含めて、日常の運行業務、あるいは退庁、入庁という点についての報告は受けておられますでしょうか。

○小松伸証人 事細かな報告は受けておりません。ただ、資料として、例えば今般の一連の報道を契機に、もちろんデータとしましては、入退庁、特に入室のログはありますので、そういった資料としては私も目にした経緯はございますが、それは事後でございまして、事前にそういったことを私の権限で管理しろとおっしゃられたら、それはもうできておりませんでした、申し訳ございませんと言うしかないと思えます。大変失礼いたしました。

○前田敏副委員長 あと、非常に公務多忙、あるいは大変な状況のために宿泊も必要だったということで市長のほうからの報告が報道等で示されておりますけれども、それに関連した方たちが、例えば夜遅くに準備のために、あるいは資料提出のために参加した、あるいは出席したというふうな情報についてはあるのでしょうか。

○小松伸証人 これも事後で知り得たことですが、市長が宿泊をされたことによって、職員が何かを求められたり、そこに参加をしたりすることはございませんので、そのことの影響はほとんどなかったかと捉えております。

○藤原美知子委員 1点だけ、先ほどの荒木委員の質問の中で、市長の公務に職員の随行があまりついていないと、随行がないケースが多いという状況なのですけれども、例えば東京出張であるとか、いろんな公務があると思うのですね。市長は1人しかお

りませんので、市長に何か事があるとき、やっぱりそばに随行者がついているのが原則ではないかというふうに思うのですけれども、その辺りについて、市長に注意をされたりとかといったことはなかったのか、単独で動かれたときの市長からの報告書というのは提出されるものなのかどうか、その辺りをお聞かせいただけますか。

○小松伸証人 先ほど東京出張の際に随行がなかったというのはレアケースでございまして、しょっちゅうこういうことが起こっているかといったら、そういうことはございません。原則として庁外に出るときは随行職員として秘書課職員あるいは担当部の職員がちゃんと同行しておりますので、これはレアケースとして起こったことに対して、私のほうからも注意喚起をしたという経緯がありましたので御紹介をしたままでございます。

市長が個人的に動いたときの報告書という、特段それは、市長が提出する報告書としては存在いたしません。

○藤原美知子委員 公用車の利用状況を見ますと、随行者の名前が書いていないのが結構多いのですけれども、東京出張以外に通常の公務で移動される。公用車を利用される。そういったときに市長単独で動かれる。そういった内容については確認されているのでしょうか。

○小松伸証人 市長が庁外に出られるたびに一つ一つのケースを確認したことは、私個人ではございません。確かに記入漏れなのか、本当に随行者がなかったのか、こういったことは、曖昧な点があれば、それは今後、厳に改めてまいりたいと考えております。

○渡邊千芳委員長 では、次に、タクシーチケットという公金を私的に不正流用していたのではないかという疑念についてお伺いをさせていただきます。

まず、このタクシーチケットの関係で、市長の自宅が池田市と東大阪市に2つあるということなのですが、それは知っていましたか。

○小松伸証人 自宅という言葉が使われるのであれば、それは全く存じ上げませんでした。私が知り得たのは、市長に関する報道があった直後にテレビ取材を何度か受け

られました。テレビ取材の中で市長が東大阪市にある自宅という表現が使われたので、初めて我々はそうだったのかと知り得た状況でございます。

ちなみに、市長の最初の庁舎内での記者会見の折には、たしか家族に身の危険を感じる事例が発生したので、妻子を東大阪市の妻の実家に帰省をさせて住んでもらっているというような表現を2度ほどされたと記憶をしております。ですから我々は、帰省をさせてということは、帰省という言葉は自宅に対する言葉としては使いませんので、それまでは自宅ではないと我々は受け取っておりました。ただ、市長がもう一つの自宅とおっしゃったので驚いたという経緯はございました。

○渡邊千芳委員長 先ほど妻子に危害が加えられそうなので東大阪市にという話がありました、それはいつ頃聞かれましたか。

○小松伸証人 その経緯は、市長の口から正確に聞かされたのは記者会見が初めてでありました。たしか10月23日の庁舎内で行われた記者会見で私は初めて市長の口から伺いました。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

次に、奥さんとお子さんが居住する家までタクシーチケットを利用していたということは知っておられましたか。

○小松伸証人 これも報道以降に知りましたが、それまでははっきりとは実は把握しておりませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、これは決裁等で上がってくると思うのですが、これは小松証人までは上がってこない、少額ですから上がってこない場合もあるということで、それは全く知り得なかったということよろしいですか。

○小松伸証人 決裁、稟議の上では課長専決で処理しておりましたので、私はこの一連の報道以降にその課長専決をされた資料で知り得たという現状でございます。

○渡邊千芳委員長 では、今回は東大阪市までのタクシーチケットですが、タクシーチケットというのはどのような形でどのようなときに利用するのか、公用車とタクシーチケットがありますけれども、どのようなときに利用するかというのは、市長に

伝えられたことはありますか。

○小松伸証人 私から直接市長に伝えたことはございません。実は、このタクシーチケットは、公用車に関する運用ルールというのが、今のところ明文化されていなかったものですから、今般、市長の指示も受けて、今、明文化、要綱化というものを進めているところでございますが、私のほうから市長に、あるいは秘書課長から市長に直接こういった使い方をするべきですよという会話をしたことは記憶にございません。

○渡邊千芳委員長 では、今、そういう要綱もつくっておられるということですが、タクシーチケットを使用するというは、今までも慣例的にはもう決まっていたことではないかなと思うのですが、その辺りのタクシーチケットの使用マニュアルではないですけれども、一定のルールがあったと思いますが、その辺りについては小松証人はどこまでタクシーチケットの使用ルールについて知っておられましたか。

○小松伸証人 もちろん公務に係る市長の移動は公用車を使われるのが原則でございます。そして、公用車の運行がなかなか難しい場合、例えば毎日早朝から公用車を使うであったり、毎日深夜まで公用車を使う場合であったり、そういった場合は職員の負担にも勘案をいただいて、ではタクシーチケットを使うという切り分けの判断、判断基準はそういうことかなと考えております。

○前田敏副委員長 先ほどの自宅の件で、知り得なかったということでございますが、職員カードには池田市の住所が登録をされておまして、通勤は公用車の届出がされております。そうした意味では、職員カードの届出、住民票の記載について、自宅は池田市というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○小松伸証人 私はそう捉えております。

○前田敏副委員長 運用ルール、タクシーのルールの明文化をこれからするというところで、慣例的にもなかったというようなことでございますけれども、例えば市長にこうした使い方とか、ある一定のルール、当然職員の皆さんが出張のときに使うとか、あるいは日常的に使うということに対する一般的な使用の仕方についてのレクチャーはされたことがありますか。

○小松伸証人 私から市長にレクチャーをしたことはございませんでした。

○前田敏副委員長 先ほど早朝だとか毎日深夜までということで、タクシーを使うというお話がございましたけれども、使う使わないというのは市長の判断でということなのですが、そのチケットの管理はどんなふうに行われているのかお伺いします。

○小松伸証人 チケット管理につきましては、秘書課職員がタクシー会社とのやり取りの中で毎月管理をしているという状況でございます。

○前田敏副委員長 そうしますと、毎月例えば20日間使うということであれば、20日分の、1か月分のチケットの枚数をお渡しをするのか、あるいはその都度、市長が秘書課に今日はタクシーを利用するという形でチケットを受け取るのか、その辺の詳細についてお伺いしたいと思いますが、それはないのでしょうか。

○小松伸証人 どのように市長にタクシーチケットをお預けをしてタクシー会社に渡すかと、実は私も正確には、申し訳ありませんが、把握をしておりません。まとめて渡すのか、1枚1枚渡すのかにつきましても、ちょっと申し訳ないですが、この場ではお答えしかねます。申し訳ありません。把握をしておりません。

○前田敏副委員長 市長が早朝に入庁されている時間帯は6時台、7時台ということで確認をさせていただいておりますけれども、公務として早朝に出て処理をしなければいけないという業務について、先ほどと一緒の話になりますけれども、早朝にずっと出ておられる業務内容についての確認はされたことがありますか。

○小松伸証人 デスクワークとして早朝から何をされているかという、実は目撃したことはございませんし、何をされているのですか、というような会話もほとんど交わしたことはございません。ただ、コロナ禍においてはよく駅前で感染防止のキャンペーンのために、駅立ちと申しますか、そういったことをよくされています。それはもう公務として聞いているものですから、明確な公務として対応いただいているということでございますが、デスクワークについてはなかなか私の知り得ない内容が多々ございます。

○前田敏副委員長 先ほどのコロナ対策を含めて、街頭で駅立ちをされたということ

であります、それは秘書課、あるいは担当課、危機管理課の皆さんが確認をして、職員も含めて対応された内容だったのでしょうか。確認をしたいと思いますが。

○小松伸証人 10月、11月、最初に駅立ちをされたときは、池田駅と石橋阪大前駅、双方に対応しましたので、それについては職員を動員をいたしました。市長と職員と、動員をしながら対応しましたが、この一月二月ばかりに行われていた朝の駅立ちは、原則、市長お一人で、職員はずっと常時同行はしておりません。様子見といたしますか、一瞬写真を撮ったり様子をうかがいに、スポットで対応させていただいているのが最近の状況でございます。

○前田敏副委員長 そういう意味では、早朝に駅立ちをするために市長がタクシーを使って、石橋は自宅から、先ほど認識をいただいているところから徒歩でも行けるとありますが、池田駅に来てやっておられるというのは聞いております。定期的に聞いておりますけれども、その辺の公務あるいは本人の政治活動的な部分と、なかなか線引きは難しい部分があるかと思っておりますけれども、全て立たれているのは公務という形で理解をされているのでしょうか。

○小松伸証人 朝の駅立ちにつきましては、市長は池田市長の名札をつけられて、市が作成をしたチラシを配られておりますので、公務と捉えておるところでございます。

○前田敏副委員長 そうしましたら、先ほどの自宅は池田市という理解の下に、東大阪市の家族の元にお帰りになったタクシーチケットの報道でいいますと16万円、細かい数字はちょっと後ですが、お返しをされておりますが、その返されたことについて、誰の指示、あるいは誰がそれを認定をして、返すべきだということで判断をされたのか、市長公室長としてそれは関与されておりますでしょうか。

○小松伸証人 返金の経緯を説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

○小松伸証人 この一連のタクシーチケットと電気代の返金についての経緯でございますが、これはあくまでも市長がこの金額と認めて返金をされたものでございますが、

これは指示としては副市長から下りてきたものでございました。私は、たしか11月13日であったと記憶をしていますが、午前中に岡田副市長に呼ばれまして、こういった資料があると、それは返金の案を書かれた、電気代は690円、タクシーチケットは約16万円の金額が書かれた積算資料でございました。私はそれを見て、こういう積算なのですねとその場では拝聴いたしました、夕方に呼ばれたときにはもう入金したと。入金済みであると。そこで慌てまして、元平副市長とも相談した上で、これをちょっと保留にできないかと探ったのですが、もう入金済みでありましたので確定していた。あまりにも拙速な入金であったものを非常に大いに悔やんだ次第でございしますが、これは岡田副市長の業務指示で、秘書課の中で入金処理をしたという中で、決して市から請求行為があったわけではなかったものですから、これは拙速であったなど、悔やんでも悔やみ切れない事例があったということを経緯として御報告したいと思います。あくまでも積算は市長から出た積算結果でございました。

○前田敏副委員長 サウナの話も出てまいりましたので、返金について確認をいたしますが、市長の指示で、副市長経由でその中身が出たということで理解をいたしました。私どもが書類を見ますと、秘書課長が専決をされて、そして処理のときには雑入扱いで処理されております。通常、過払いとか不足の費用については、雑入という形で処理されるものなのでしょうか。

○小松伸証人 様々なケースがありましようが、今回はたまたま雑入という処理にしておりましたが、そうですね、雑という意味は、今回は、電気代の計算につきましては、単価が幾らで、消費電力が幾らでという計算は秘書課職員ではしようがないものですから、それは市長もいろいろな部署に参考意見として資料を求めたのでしようし、タクシーチケットにつきましては、これは先ほど申し上げたように秘書課が管理をしておりますので、累計は秘書課がしております。ただ、この日とこの日とこの日の何回ですよという特定は秘書課ではしようがありませんので、条件は市長が特定され、秘書課が集計したものと聞き及んでおります。そういった意味で、もろもろの行為を含めて雑入受けと、雑入として取られたものではないかと考えております。

○前田敏副委員長 返金に係る処理については、調定命令書ということで課長専決で処理をされておりますけれども、結果としてそういう形で処理をされましたけれども、この処理方法については、行政の中で普通だと思っておられるのか、あるいはイレギュラーで、先ほどの御説明のように、拙速であったというふうに判断をされたというふうにお聞きしましたけれども、通常であればどういう形で処理をされるものなのでしょうか。

○小松伸証人 通常であれば、例えば電気代であれば、庁舎管理の部門がこれこれこういう条件で使用されたら幾らかかりましたと市長に向かって請求行為を行うべきものでありましょうし、タクシーチケット代についてもそうであります。タクシーチケット代につきましては、いろいろな場、例えばこういった百条委員会の場であり、いろんな場で、どこか納得のいく機会がないことには、紙切れ1枚でこれが全ての数字ですよと言われただけでは到底市民の御理解は得られないと考えるので、やはりちゃんとした積算根拠、一方的なものでない積算根拠とちゃんとした請求行為、これをやって、それに対し入金をいただくというのが正当な手続であったであろうと考えております。

○前田敏副委員長 そうすれば、今回は通常のルールに基づいた形ではなかったと理解をされておりますでしょうか。

○小松伸証人 これは私見でございますが、私は、ちょっと拙速な、通常のルールを逸脱をした入金行為であったなと考えております。悔やむばかりでございます。

○渡邊千芳委員長 このタクシーチケットについて、何かほかにございますか。

○藤原美知子委員 タクシーチケットについてですけれども、使い方について秘書課から相談がなかったのか。それから、先ほど職員カードから見て自宅は池田市ということで確認がありましたけれども、東大阪市とを往復された、この使い方が正しいというふうに思っておられるのか。市長は、返金はするけれども、法的には間違っていないと、こうおっしゃっているのですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○小松伸証人 市長の心のうちはちょっと分かりませんが、社会通念上、自宅は1つ

であると思われます。ですから、例えば公用車の運行範囲におきましても、市内が原則ですが、許容範囲としましては、近隣の市、箕面市であったり豊中市まで、あるいは川西市まで行かれることは許容範囲でありましょうが、それを日常的にかなり遠くの東大阪市という距離を考えると、これは社会通念上、あるいは市民感情上、理解を得られない範囲ではないかなと、これはあくまで、すみません、ここで私見を述べてよろしいのかどうか分かりませんが、私は理解を得られない範囲なのではないかなと捉えております。自宅は1つであるべきだとも捉えております。

○渡邊千芳委員長 では、次へ行きますね。次は、市長としてはあってはならないことだと思うのですが、議会での虚偽答弁にもつながる富田市長の夏休みについてお伺いします。

市長が夏休み期間とされている令和2年8月7日から8月16日までの市長のスケジュールを把握していましたか。

○小松伸証人 夏休み期間中は、私は、秘書課職員を通してであったと思いますが、淡路島のお母様のおうちに逗留をされているというふうに間接的ですが聞いておりました。

○渡邊千芳委員長 実際、夏休みで九州のほうにというスケジュールを知ったのはいつですか。

○小松伸証人 これは、報道以降、たしか、市長から議長に向けてでしょうか、再調査の結果というような報告資料を渡されたと聞いております。

○渡邊千芳委員長 ありました。

○小松伸証人 それをかなり後になって、私はコピーを拝見したことになりますが、そのときです。それがいつ渡された、10月の終わり頃でしたでしょうか、私はそれはちょっとよく存じ上げませんが、その資料を拝見して、かなり後になって、この日程で、たしかそう……。

○渡邊千芳委員長 我々議会のほうには10月30日に聞いております。

では、10月30日以降に市長のスケジュールは把握したということによろしいですね。

○小松伸証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、西垣委員のほうから、よろしくをお願いします。

○西垣智委員 今回は御協力ありがとうございます。

スケジュールに関してですけれども、私ども、10月30日付の市長からの報告では、8月7日に淡路島、翌8日以降、九州地方の離島に行かれていると認識しているのですが、今お話しいただいたように、市長公室長は、常時といたしますか、淡路島で滞在しているというふうな認識でよかったですか。

○小松伸証人 私はそのように捉えておりました。

○西垣智委員 ちょっと話を基本的なことに戻したいのですけれども、歴代市長の中でこういうふうな長期休暇を取られる場合というのは、秘書課内、市長公室長、どういふふうな連携というか、把握をされるのか、今までの通例というのはいかがでしょうか。

○小松伸証人 通例では、秘書課の職員に、もちろん両副市长にもこの日からこの日まで不在にしますと、どの方面にいますよということを口頭なりで伝えておられたと思います。先代市長におかれては、「とびある記」というブログを毎日発信されておられましたので、そこでも必ず書いておられましたので、あまねくそれを読んだ職員、あるいは市民の方も含めて、ここにこの間行かれるのだなということはその日の昼頃には知り得ていたというような慣例はございましたが、基本、秘書課の中でも共有をされていた状態でした。

○西垣智委員 そうしましたら、休暇中のスケジュールというのは、市長公室長、秘書課、共通した認識になるわけですね。

○小松伸証人 そのような心積もりでございました。

○西垣智委員 今回、市長公室長の認識は、長期休暇中は淡路島に滞在していたというふうなお話だったのですけれども、これは秘書課とも同じ共通認識であったのですか。

○小松伸証人 私はそのように思っておりました。

○西垣智委員 それでは、令和2年9月議会において、クラスター発生時の市長の居どころについて、母方の祖母の墓参りと副市長が答弁されていましたが、8月9日に高齢者施設で5名の陽性者が判明、10日には13名、11日には27名の感染者数になったわけですが、この3日間は、市長の報告では、もう既に対馬、鹿児島等、九州地方に滞在していたと私どもは認識しているのですが、この時点でも市長公室長は淡路島に滞在していたという認識でよろしいですか。

○小松伸証人 当時は私は福祉部長や担当課長とやり取りをしながら、やり取りの方法は、携帯電話であったり、メールであったり、あるいはグループLINEであったり、頻繁にやり取りをしました。そして市長ともリアルタイムでやり取りをしておりました。それは全て私は淡路島におられる市長とやり取りをしているのだと信じておりました。

○西垣智委員 それでは、公室長が市長が淡路島に滞在していないことを知ったのはいつですか。

○小松伸証人 先ほど申し上げたとおり、10月30日……。

○渡邊千芳委員長 以降ですね。

○小松伸証人 その資料が私が知り得る状態になったときでございます。ですから、30日には知り得ませんので、議長宛ての多分報告であったと思いますので、何日か後に漏れ知ったということでございます。

○渡邊千芳委員長 議会への報告以降ということですね。10月30日以降。

○小松伸証人 はい。

○西垣智委員 それでは、その休暇中のスケジュールを知った時点で、淡路島、福岡県、大分県、鹿児島県及び離島への移動手段も把握しておられましたか。

○小松伸証人 把握しておりませんでした。

○西垣智委員 それでは、移動手段を知ったのはいつですか。

○小松伸証人 実は、恥ずかしながら、今も知り得ておりません。何で帰ってこられたのか、実は存じ上げません。

○西垣智委員 分かりました。

その後、今回のこの夏休みの件に関してですけれども、令和2年9月議会前後に市長の休暇中の行程などについて話をしたことがありますか。

○小松伸証人 このことについて、特段、市長と会話した記憶はございません。

○西垣智委員 ちょっと替わりますけれども、市長の夏休みとされる8月7日から16日までの間における緊急時の対応方法は事前に相談をしておられましたか。

○小松伸証人 これは夏休みに限ったことではございませんが、事あるときは、例えば災害が起こったとき、あるいはコロナ禍においては何らかのクラスターが起こったりも含めまして、いろんな大きな事案が起こったときは、まず、我々は、危機管理部門と市長、両副市長とをつなぐグループLINEを設定しておりまして、これは8名でございます。市長と両副市長と私と危機管理課長と両管理監ですね、安全管理監、危機管理監と、そして秘書課長、この8名のグループLINEで頻繁に、即時に情報共有をし、やり取りをする、こういった体制を4月以降に整えておりましたので、全てはそこでやり取りをしましょう、そして、そこで不足する部分は直接電話をしたり、確認をしましょうねという体制を整えておりました。これは夏休みに特化したものではございません。

○西垣智委員 その危機管理体制は十分でありましたか。

○小松伸証人 実際にこのクラスター発生時、集団感染発生時におきましても、本当に何度も、何往復にもわたってやり取りができましたし、即断をいただきましたので、体制としては十分であったと私は捉えております。

○西垣智委員 ちょっと内容を変えます。市長の夏休み期間とされる8月7日から16日までの間、市長は早朝、深夜においても約3時間で帰ってこられる態勢を構築していたと説明していますが、そのような態勢は取れていましたか。

○小松伸証人 実は、私、何度か電話でもお話をして、市長からは、帰りましょうかと、必要であれば帰りますよということは投げかけられました。その当時はきっちりとすべきこと、あるいは判断すべきこともいただいたし、対応もできておりましたの

で、今は即時にはお帰りいただく必要はないですけれども、またそのとき申し上げますよというような会話をした覚えがあります。その前提は、淡路島であれば、交通手段は何か私は存じ上げずに言っているのですけれども、例えば私も経験上、バイクで行き来したことがあります。2時間程度で帰ってこれましたので、比較的すぐにお帰りいただけるのだらうなという前提で、今は、即断をいただきましたので、今すぐには私のほうからは求めませんよという会話は交わした覚えはございます。3時間で帰るということは、そんなことをおっしゃったのを後ほど知りましたが、そういう状態では私にございましたので、まさか九州におられるとは知りませんでしたので、九州におられたらまた別の物言いをしていたのかも分かりません。

○西垣智委員 分かりました。これは淡路島ということが前提での認識でよろしいのですね。

次に、市長の休暇中に発生したクラスターの対応についてお聞きします。8月9日の市内クラスター発生時の対応について、第一報はどのように報告されましたか。

○小松伸証人 市内の高齢者施設において集団感染が発生いたしました、クラスターが疑われます、まず一報はこういう内容であったと、人数、当初は5人でしたか、当初の報告は5人程度だったと思いますが、そういった報告を最初共有しました。

○西垣智委員 その第一報に対して市長からどのような報告を受けましたか。

○小松伸証人 その後も立て続けに何度も往復しましたので、要約をしますと、まず、大阪府、つまりは保健所の指示に従い、公表も慎重に進めましょうということ、そして、必要な備品関係があれば、施設と連絡を取って、必要なものがあれば提供する準備に入りなさいということ、そして、対応がちゃんと整っているのであれば、今すぐに本部会議を参集することなく、連休明けにでも、では連絡会議で情報を共有しましょうかと、こういった3点であったと記憶をしております。

○西垣智委員 9日に続き、10日、11日と連日、市内の施設のクラスターによる感染者数も増加し、残念ながら死亡された方も発生されたわけですが、その後、その対応について、市長と直接連絡を取られましたか。

○小松伸証人 毎日のように日に何度も繰り返しLINEや、場合によっては携帯電話で連絡を取っておりました。

○西垣智委員 その2回目、10日、11日以降の報告に対して、市長はどのような指示を出されましたか。

○小松伸証人 先ほどまとめて御報告してしまいましたが、その中で、必要な備品を早急に手配するよということと、あと、保健所からはできるだけ施設や、もちろん個人的なものが特定できない方法で発表してくださいということでありましたので、その発表する文言についても、市長の校正を仰いだり、そういったことをしておりました。

○渡邊千芳委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○前田敏副委員長 クラスターの関係で確認をいたしますが、8月11日に急遽、関係部局長連絡会議において市内クラスター発生への適切な対応についてということで、本部長指示案という形で出されております。先ほど非常に連携をされていたということではありますが、未決裁のまま会議をされておりますけれども、この会議を連絡会議という形をとどめるとの判断、指示は誰がされたのか、お聞きしておきたいと思えます。

○小松伸証人 これは私が提案して、市長の決裁といいますか、判断を仰ぎました。最終的には市長指示という形でございます。

○前田敏副委員長 あと、8月21日に11日の連絡会議を受けてコロナ対策本部会議が開催されておりますが、その際に、この8月11日の決裁のまだ未決裁である本部長指示については議論がなされていないというメモを見ておりますけれども、その辺についてはどういう形で、8月11日に出された本部長指示の決裁はどのような手続をされたのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○小松伸証人 稟議の細かい経緯まで、ちょっと私、今ここでよく把握し切れておりませんのでお答えしづらいのですが、リアルタイムで対応すべく、市長の本部長指示

としては口頭で、あるいはLINEを通して市長の意思確認をさせていただき、では、本部マターとしてどこかで明確な判断を残しておかないといけないでしょうということで、おっしゃるとおり事後で決裁を、この経緯の確認のために事後で決裁をいただいたということであったかと思いますが、すみません、経緯は今ここには、手元にございませので、想像するしかないのですが。

○前田敏副委員長 あまり時間がなくなりました。

先ほどの指示、命令を含めて、いろんな連携をされていたということの中で、本部長指示案という形で8月11日に提示をされました。本来であれば本部長指示ということで、きちっと案ではなくて決裁をした形ということが普通だと思うのですが、そういった判断が、先ほど市長の判断でそのような形に処理をしたというふうに理解をしましたが、やはりこの辺の取組の仕方が本来の対策本部会議と連絡会議では中身が違っているのかなという判断をいたしますが、連絡会議はあくまでも連絡だけの会議というふうに理解してよろしいでしょうか。

○小松伸証人 おっしゃるとおり、連絡会議は情報共有するための場でございます。

○荒木眞澄委員 先ほどの中に、市長が、夏休み期間、市長公室長のほうは認識として、淡路島にずっとおられたという認識をされたというふうにありましたけれども、その間、クラスターが発生してからかなりLINEなり携帯電話でやり取りをされたというふうにお聞きしましたがけれども、その間に市長のほうの口から、例えば今どこそこにいるという、そういう発言は1回もなかったのでしょうかね。

○小松伸証人 一度もありませんでした。

○荒木眞澄委員 ありませんでしたか。分かりました。

○藤原美知子委員 今の関連ですけれども、池田市にとっては初めて死者が出るという、クラスターが発生するという大変なときで、先ほどの連絡会議の議事録を見るだけでも、文章を読むだけでも相当な緊迫感を感じたのです。すぐに帰れとは言えないまでも、それからあと1週間、まだ旅を続けておられたと。実際にはね。そういうことで、本来ですと、二、三時間で帰ってこられる場所なので、すぐに帰ってくるべき

だというふうに思うのですが、帰ってこいというように勧められなかったのか、市長のほうは帰れない理由をおっしゃったのか、その辺りはいかがですか。

○小松伸証人 帰れない理由はおっしゃいませんでした。

なぜ求めなかったかという点、最終的には市長判断で戻ってくれたらいいわけですが、今すぐにはという前提で、先ほど申し上げたとおり、2時間、3時間もあれば十分に淡路島からは戻ってこられますので、もっとそのタイミングでお知らせするのであればお知らせしたらいいなという私の個人的な判断でありますし、その旨は副市長とも共有をした上で、副市長を通して市長に申し上げたと。たしか岡田副市長から市長に申し上げたのではないかと思うのですが、そういった状況でございました。

○藤原美知子委員 もう一点、議会の答弁では、9日は淡路島にいたと、淡路島でその一報を聞いたということで、これは証人と同じ、聞かれた内容と一緒にのですが、実際にはその後ずっと離島へ行かれていたということを議長宛ての文書を見て確認されたというふうに思うのですが、この矛盾について、市長に対して聞いたすとか、そういったことはなかったのか、お聞かせいただけますか。

○小松伸証人 先ほど来、何度か非常に感性的な物言いで申し上げていましたが、そういったことをやり取りする関係性がございました。情報も一切私には伝えられませんでした。ですから突っ込んで情報を取りに行くということもそのときはしていなかったように思います。ですから、気を許した関係ではなかったと言ってしまうまでもありますが、コミュニケーション不足はあったかと思えます。それは私も反省しきりでございます。

○藤原美知子委員 もう一点、最後に、すみません。やっぱりこういう緊急時の連絡体制として、本当にグループLINEだけでいいのか、やっぱりきちんと、長期間のお休みということであれば、少なくとも宿泊先はここだというような連絡、例えば、私なんかよく充電が切れてしまって連絡がつかないとか、そういう場合もありますので、それだけに頼っていていいのか、本来きちんと行き先ぐらいは確認しておくべきではなかったのかと思えますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○小松伸証人 御指摘のとおりでございます。今後の課題として受け止めたいと思います。申し訳ありませんでした。

○渡邊千芳委員長 申し訳ないですが、小松証人には2時間程度と言っておりますが、2時間ちょっと超えるのですが、もう最後の質問ですので、このまま尋問させていただきますので、よろしくをお願いします。

パワーハラスメントの件ですが、これはもう、今、社会でも大きな問題になっています。概念としては、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為と言われています。今回、市職員にアンケートをお願いをして回収した中でも、パワーハラスメントの実態が浮き彫りになっています。

まず、小松証人は富田市長からパワハラを受けたことがございますか。

○小松伸証人 何度か、どういうのですか、どなられたといいますか、きつい言葉を浴びせかけられたことはございますが、私個人はそれを圧迫的なものであるとか恐怖を感じたということはございませんでしたので、パワハラとまでは捉えておりません。私自身はパワハラだとは捉えておりません。2度ほどばかりありましたが、その程度のことだと思っております。

○渡邊千芳委員長 きつい叱責があったと、強い叱責があったということですが、パワハラだという自覚はなかったということではよろしいですか。

○小松伸証人 ただ部屋から出ていけと言われてただけでありますので、したがって、指示に従って出ていったという経緯はございましたが、私も笑いながら出ていったので、決して恐怖感を感じたわけでも、ハラスメントを受けたとは捉えておりませんでしたので、私は、それについてはパワハラとは捉えておりませんが、同席した職員は顔面蒼白になっていたという経緯はございました。私はパワハラとは捉えておりませんでした。

○渡邊千芳委員長 部屋を出ていけというのは、どういうことで部屋を出ていけと言われてたのですか。

○小松伸証人 たしか駅立ちをされるために職員を動員しなさいという指示がありましたので、そのときは、では、市長、本部マターとしましょう、本部マターでやるから、本部会議でそれをおっしゃってくださいなという言い方をなれなれしくしてしまったと思うのですね。それについて市長は、あなたは何もしていないではないかということで、何でもかんでも私に指示しては駄目ですよということで怒られて、その怒られた顔が当時のよくはやっていたドラマの主人公に似ていたものですから、ついつい私は多分笑ってしまったようなのです。今、笑ったでしょう、ばかにしているのか、出ていけということになりまして、それは私にも責任があることだと思ひまして、決して市長の一方的なかんしゃくではないと捉えておりますので、パワハラではないと捉えておるところでございます。

○荒木眞澄委員 長時間になってございますけれども、具体的に何点か質問させていただきます。

まず、市長から両副市長に対して暴言を言っていたというか、そういうパワハラをしているような場面に遭遇したことはありますか。

○小松伸証人 元平副市長に対するきつい叱責というのは、私は目の前にいたことはないので目撃はしておりません。岡田副市長に対して厳しい指導があったのは、2度ばかり、私が福祉部長で業務を一緒にしていたときに、ええかげんにしてくださいよというような物言いで厳しい指導を岡田副市長に我々の目の前でされたことはありました。

○荒木眞澄委員 元平副市長、岡田副市長もですけれども、知っておられる限りで、どのぐらいの回数といたしますか、頻度といたしますか、お分かりであればお答えいただけますか。

○小松伸証人 回数は私にはちょっとはかりようがないのですが、元平副市長はなかなか最近では眉間にしわ寄せて厳しい顔をしておられますので、よくよくまた怒られましたかという会話をしているのですが、元平副市長はうんうんうんと曖昧にうなずかれる程度なのですけれどもね、毎日とは言いません。ですから事あるたびにお互いに

やり取りがあったのでしょうか。でもそれは直接、私、見聞きしておりませんので、ちょっとお答えは差し控えるべきかなとは存じます。

○荒木眞澄委員 では、市長から秘書課の職員に対してそういう暴言を言っていた場面に遭遇したことはありますか。

○小松伸証人 秘書課の職員に対して直接は私は目撃はしておりません。間接的に秘書課の職員が、市長支援者の方でしょうか、何かから電話を受けてかなり厳しめの問いただしを受けたということは、この一連の報道のきっかけとなった動画の提出者なのかどうなのだと、非常に追及を受けたということは報告は受けました。そういったことがあったとは受けまして、その本人は非常に苦難の思いで私に相談してくれたことはありましたが、それは市長から直接ではありません。そういったことがあったことは事実でございます。

○荒木眞澄委員 特に職員に対してそういった光景がどのぐらい市長公室長の中で黙認されたというか、頻度的にはどうですか。

○小松伸証人 秘書課職員に対して市長から直接のそういったシーンというのは私はほとんど目撃したことは実はありません。市長から直接はございません。

○荒木眞澄委員 分かりました。

職員の方から市長公室長に対して、そういうふうな市長からの暴言を吐かれたとか、パワハラではないか、御相談を受けたことはありますか。

○小松伸証人 暴言についての相談はほとんどいうか、ありません。例えば市長が、サウナに使われたのかどうか分かりませんが、多分そうだと思うのですが、ぬれたタオルを洗っておいてください、あるいは日に2回交換してくださいというような指示をされたときに、これはちょっとつらかったですというような聞き取りはしたこと、報告を受けたことはございますが、それは暴言ではなく、行為というのでしょうか、それがパワハラになるかという、私はちょっと分かりません。

○荒木眞澄委員 ちょうどそういう職員から相談を受けたということで、実際、市長が秘書課職員の方に洗濯をさせていた事実があるようなのですけれども、その事実

ついてはどこまで御存じですか。

○小松伸証人 私は、11月だったと思います。職員を呼んで聞き取り調査を行った際に聞いたことをこの場で聞き知ったということをお申し上げていますが、私はその場は目撃していないものですから、職員の言を信じるならば、そういうことがしばらく続いたと、その本人はかなり嫌だったというか、つらかったということは、その場で相談を受けた経緯はございました。

○荒木眞澄委員 すみません。その時期についてもう少し、記憶にあればお答えできますか。

○小松伸証人 恐らく夏場までで、サウナを撤去されたのが10月20日過ぎであったと思いますので、主にそれまでの夏場中心であったのかなと。何月何日からいつまでという聞き取りは、すみません、しておりませんでした。その時期であったのかなと思います。

○渡邊千芳委員長 よろしいですか。

ほか、このパワハラについて何かございますか。よろしいですか。

○藤原美知子委員 秘書課から相談を受けた、パワハラを受けたという報告があった内容について、市長には注意をされたり確認をされたりということはなかったですか。

○小松伸証人 当時、まだそれが続いておれば私も申し上げたのですが、11月の時点では既にもう収束しておりましたので、そうか、しんどかったねということで収めてしまいました。

○渡邊千芳委員長 これで個別の尋問も全て終わったのですが、ほか、何か全体的にこれは聞いておくというようなのはありますか。尋問ありますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、以上で小松証人に対する尋問は終了させていただきます。

本当に、小松証人、長時間ありがとうございました。退席いただいて結構でございます。

(小松伸証人退室)

○渡邊千芳委員長 暫時休憩いたします。再開時間は午後1時とします。

(午後0時09分休憩)

(午後1時00分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き証人尋問を行います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

(午後1時00分休憩)

(午後1時00分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

石田証人におかれましては、お忙しいところ御出席賜り、ありがとうございます。
本委員会の調査のために御協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4親等の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあつた者がその職務上知つた事実であつて、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、証人の後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思ひます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者も含め、全員起立をお願いいたします。

(全員起立)

○渡邊千芳委員長 それでは、証人、宣誓書を朗読お願いいたします。

○石田健二証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和3年1月13日。石田健二。

○渡邊千芳委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いします。

(石田証人 宣誓書に署名、捺印)

○渡邊千芳委員長 では、皆様、お座りください。

(全員着席)

○渡邊千芳委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、証言の際には着席のまま御発言いただいて結構です。

次に、証人席にメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただけます。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより石田証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは池田市総務部長の石田健二さんですか。

○石田健二証人 間違いございません。

○渡邊千芳委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○石田健二証人 間違いございません。

○渡邊千芳委員長 では、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

石田証人、私たち委員は、真実を明らかにすることに努めないといけないと考えています。石田証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。総務部長としての責務を迫及する場所ではないので、よろしく願いいたします。

まず最初に、市長が市長控室と言っている部屋に私物を持ち込んだ件で確認なのですが、あの部屋は、私たち委員会では、更衣室、男子トイレ、女子トイレと確認していますが、石田証人の認識もそうですか。

○石田健二証人 委員長おっしゃるとおりで、男子トイレ、女子トイレ、更衣室と把握しております。

○渡邊千芳委員長 それで結構ですね。

○石田健二証人 はい。結構です。

○渡邊千芳委員長 また、昨年の3月議会の際に西垣委員と中田委員と私で見に行ったときは、更衣室に施術用簡易ベッドがあり、男子トイレにエアロバイクなど健康器具が置かれていたと記憶しています。10月22日以降の報道で、更衣室に畳ベッド、男子トイレに施術用簡易ベッドほか生活感あふれるものがあり、女子トイレにサウナが

設置されており、廊下に健康器具が置かれていたことを確認しています。それを前提にしてお伺いをさせていただきます。

市長がサウナを使用していたことを令和2年10月22日の一連の報道が出る前から知っておられましたか。

○石田健二証人 知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 知りませんでしたか。

○石田健二証人 はい。

○渡邊千芳委員長 石田証人、できるだけマイクに近づいていただいておりますね。

知らないということですね。

○石田健二証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、知らないということですから、設置したことも報道の前は知らなかったということでしょうか。

○石田健二証人 はい。そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 では、まず、サウナの件についてお伺いをさせていただきますが、藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 本日は御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

サウナの問題について質問させていただきたいと思います。

今、報道が出るまでサウナの設置には気がつかなかったということでもありますけれども、サウナのこの設置問題が報道された後に現地を確認に行かれましたか。

○石田健二証人 確認しておりません。

○藤原美知子委員 証人は管理責任者という立場にあるかというふうに思うのですが、なぜ確認に行かれなかったのか、お聞かせいただけますか。

○石田健二証人 インターネットとか、いろいろマスコミでも画像とか、動画ですかね、もう出ておりましたので、もうこれは事実として設置されているものであろうと思いますし、あと、総括的な管理責任者は総務部長でございますが、おのおの市長公

室長なり秘書課なりで確認をされておる。最終的に私も実際自分の目で確認すべきではあったらうかと考えております。

○藤原美知子委員 このサウナの設置について、部長も市長室に打合せなどでよく行かれることがあるかと思うのですが、その行かれる途中に一連の更衣室があり、女子トイレ、男子トイレがあるわけですけれども、そこを通られるときにこれまでと違ったことを感じたことはなかったですか。

○石田健二証人 特にそういう違った感じを受けたことはなかったのですが、たしか令和元年の夏ぐらいにそのスペースにカーテンを設置をされたと思うのです。それで中が見えないということもあって、外から見るができなかった状況ではあります。

○藤原美知子委員 では、カーテンがかかっていたことがまず違っていたということは確認されたということだと思うのですが、なぜカーテンをつけたのか聞かれましたか。

○石田健二証人 これは市長が就任されて、夏ぐらいの話であったと思うのですけれども、カーテンと、たしか扉に鍵をつけるということで、ただ、私、そのときはスペースの配置とか、駄目なことですが、実は全く把握しておりませんで、市長トイレというのが市長の部屋の中から入れるような、ああいう通路的なスペースというのは、その当時、さらに1年前ですので、ちょっとそれは駄目な話ですけれども、認識は持っておりませんで、担当部署から、秘書課通じて鍵をつけてほしいと、カーテンをつけてほしいという依頼があったので、特段、市長の指示でもありますので、分かりましたということで許可した記憶はございます。

○藤原美知子委員 今、ちょっとお話にも出ておりましたけれども、私も報道で見ましたが、鍵をつけたということで、なぜ鍵をつけられたのか確認されましたか。

○石田健二証人 そのとき特段、意識なく、確認もしておりません。

○藤原美知子委員 まず、このスペースの使用目的についてなのですけれども、これは例えば来客、それから職員さんも打合せに行かれるという、すぐその横の場所ですので、わざわざ外へ出るまでもなく、共通して使用できるのであるべきかなというふ

うに思うのですが、実際の使用目的としてはどのようにつくられたと認識されておられますか。

○石田健二証人 恐らくああいう通路があつて、男子トイレ、女子トイレが設置されておるわけですので、本来のと申しますか、庁舎建設時には、来客用の男子トイレ、女子トイレ、更衣室という目的で設置をされたものであらうと考えています。

○藤原美知子委員 それなら、ほぼほぼ市長が専有する形に、今、ベッドを置き、扇風機があり、レンジがありという形で、女子トイレにはサウナが一時期入っていたと、そういう状況があるとなると、一般の人は使えないというふうに思うのですが、このことに関して注意をされましたか。

○石田健二証人 しておりません。

○藤原美知子委員 それはなぜ注意をしなかったのか。

○石田健二証人 知ったのが一連の報道以降でございまして、もういろいろ、市長もその件についての発言もございましたし、そのタイミングで私がどうこう言う雰囲気ではなかったのかなという、今から考えますとそんな状況でございました。

○藤原美知子委員 この設置に関して、本来は管理責任者に設置の許可を求める必要があるというふうに思うのですが、そういった事実はありましたか。

○石田健二証人 ございません。

○藤原美知子委員 では、何も届けがないまま、報道を見て知ったということだろうと思いますが、その後、届けを出すようにとか、注意をされたことはありますか。

○石田健二証人 市役所の中でポットであるとか電子レンジであるとか、どうしても最低限必要なものは、昔であると公費で賄っていた部分もありますけれども、かなり大昔であります。やっぱり最近は、もうそういう財政状況ではございませんので、各職員が最低限必要なものは持ち込むという状況がございまして、電化製品なんかは特にもう電力の問題、ブレーカーが落ちるとか、いろいろありますので、総務課のほうにちょっと手続していただくということがございましたので、その旨、秘書課にそういう手続があるというのは、一連の報道後、述べさせていただいた記憶がございます。

○藤原美知子委員 では、届けを出すように求めたけれども、それに対して市長は届けを出したのか、出さなかったのか、お聞かせいただけますか。

○石田健二証人 その話が私が実際、今申し上げましたけれども、どのような言い方をしたのか、それは定かではないのですが、多分、恐らく市長には伝わっていなかったのか、それか、特段、担当部署からの返事もございませんでしたので、伝わっていなかったのか、私の言い方が悪かったのか、どちらかかと思います。

○藤原美知子委員 再度確認しますが、届けを出すように伝えたつもりと今おっしゃいましたが、誰に伝えたのか。市長公室長なのか、市長直接に伝えられたのか、お答えできますか。

○石田健二証人 市長直接ではございません。職員の誰かに伝えた記憶で、ちょっと記憶が定かではございません。申し訳ございません。

○藤原美知子委員 ずっと出てこなかった段階で、改めて請求を求めるといった行為はされましたか。

○石田健二証人 しておりません。

○藤原美知子委員 それはなぜですか。

○石田健二証人 一連の報道がありまして、自治体のトップがされていることですので、その辺はもう市長も自覚されての行動ですので、これ以上、私のほうから申し上げることはないのかなという感じだったと思います。

○渡邊千芳委員長 ちょっと聞き取りにくかったのですが、藤原委員は聞き取れましたか。

○藤原美知子委員 そうですね。もう一度。

○石田健二証人 一連の報道もございまして、記者会見されたり、いろいろしている状況の中で、再度、私のほうからそのことをお伝えする雰囲気ではなかったということでございます。

○藤原美知子委員 本来ですと、管理責任者として、知り得た段階できちんと請求すべきだというふうに思いますが、もうその段階で黙認をされたということによろしい

ですか。

○石田健二証人 黙認と言いますか、これはもう、やはりおっしゃるとおり再度、市長に申し上げるべきではあったかと思いますが、黙認しているつもりはございませんでした。

○藤原美知子委員 こういった流れの中で、上司であります副市長に相談はされましたか。

○石田健二証人 しておりません。

○藤原美知子委員 それはなぜですか。

○石田健二証人 特にちょっとなぜと言われても、そういう雰囲気ではなかったといえなかったのですけれども、ふだんからちょっとコミュニケーション不足のところがあったのかなと思いますし、副市長は副市長なりに考えがあるであろうと思いますし、私が考えていること程度であれば、当然認識をされているものと考えておったのかなと、ちょっと定かではございませんが、今となってはそのような感じかなと考えております。

○藤原美知子委員 一般的な認識として、市庁舎にサウナを持ち込むということそのものが普通理解できないのですけれども、その設置するに当たって、秘書課の職員から相談があったりとか、そういったことはありましたか。

○石田健二証人 ありません。

○藤原美知子委員 では市長に対して皆さんがもう物を言えない状況であったというふうに認識していいですか。

○石田健二証人 その部分だけでいえば、もう委員さんおっしゃるとおり、トップがされていることなので、秘書課内でそういう雰囲気があったのかもしれませんが、そこまで、秘書課の雰囲気までは確実に把握しているものではないので、ちょっとお答えにくい部分ではございます。

○藤原美知子委員 では、サウナの設置は御存じなかったということでありますけれども、撤去をされた日は御存じですか。

○石田健二証人 把握しておりません。

○藤原美知子委員 その撤去に関して、秘書課の職員が手伝われたとか、そういった事例は聞かれたことがありますか。

○石田健二証人 聞いておりません。

○藤原美知子委員 サウナを設置するに当たって、何かいろいろ附属品が必要かというふうに話も聞いているのですけれども、そういったものを調達したという事実は聞いておられますか。

○石田健二証人 聞いておりません。

○藤原美知子委員 そうしますと、最終的に、本来なら、副市長も含めて、いつまでも放置はできないというふうに思いませんでしたか。

○石田健二証人 私の把握する中では、一連の報道があつて、何か報道の直後ぐらいにもうすぐ撤去されていたとは聞き及んでおりました。

○藤原美知子委員 では、このサウナについて、最後なのですけれども、この件に関して、市長から証人に対して何か謝罪とか、そういった発言はありましたか。

○石田健二証人 一切ございません。

○渡邊千芳委員長 今の質疑のほかに何かございますか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、次に、畳ベッドのことについてお伺いさせていただきます。

これは更衣室に置かれていたのですが、この畳ベッドについても、その使用については一連の報道が出る前から知っておられなかったということよろしいですか。

○石田健二証人 知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 そうですか。

では、更衣室に置かれていた畳ベッドというものが設置されたということも御存じなかったということよろしいですか。

○石田健二証人 はい。

○渡邊千芳委員長 よろしいですね。

○石田健二証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、畳ベッドの件について、藤原委員のほうからよろしく願います。

○藤原美知子委員 では、この畳ベッドが使われていたことを知ったのはいつですか。

○石田健二証人 一連の報道で知りました。

○藤原美知子委員 では、畳ベッドが入っていたと知ったときに、これも現地確認したのか。なぜ入れたのかということをして市長に聞かれましたか。注意されましたか。

○石田健二証人 市長のほうに確認はしておりません。

○藤原美知子委員 本来ですと、この畳ベッドも入れる際にはいろんな手続が必要ではないのかと思いますが、そういった手続はありましたか。

○石田健二証人 特段、事務処理的な手続というのは決まっておらず、先ほども申しあげましたけれども、常識的な範囲で職員もいろいろ備品を持ち込むこともありますが、ただ、畳ベッドというのはあまり私の経験上、聞いたことがなかったので、報道ではちょっとびっくりしたところではございます。

○藤原美知子委員 畳ベッドは恐らく更衣室に入れられたのではないかというふうに思いますが、なぜ畳ベッドを入れる必要があったのか、確認されたことはありますか。

○石田健二証人 ございません。

○藤原美知子委員 その更衣室にはそういうベッドなどを持ち込むことが通常あるのでしょうか。過去にそういった事例はありましたか。

○石田健二証人 ちょっと先ほど申し訳なかったですが、この報道で、スペース、配置、更衣室、男子トイレ、女子トイレ、その辺を知ったぐらいですので、過去においてというのはちょっと分からないのですが、恐らく多分そういうことは通常はあり得ないことだろうなどは考えております。

○藤原美知子委員 その畳ベッドですけれども、市長は歴代あそこが更衣室というよりも市長控室であって、おっしゃっているのはね、市長控室であって、ここは歴代の市長が仮眠をしたり休憩をする場所だったのだということで発言をされている報道を

聞きましたが、そういった使い方というのはもともとあったのでしょうか。

○石田健二証人 私もその辺ちょっと、前の秘書課の職員に確認したことがございまして、今までですと、ちょっと物置代わりに使用していたということで、特に市長個人でいろいろ使っていたということはなかったと聞き及んでおります。

○藤原美知子委員 そういうことになりますと、歴代の市長が使っていた控室というのは間違いだというふうに判断していいですか。

○石田健二証人 私はそのように思います。

○藤原美知子委員 では、畳ベッドが入ったことを知り得たときに、市長に対して注意をされましたか。

○石田健二証人 注意しておりません。

○藤原美知子委員 いつの間にかなくなったわけですけれども、この撤去とか、畳ベッドを入れる際に手伝いを求められましたか。

○石田健二証人 そのようなことはございません。

○藤原美知子委員 秘書課の職員からそういった手伝いをさせられたなどといった相談はありましたか。

○石田健二証人 ございません。

○藤原美知子委員 では、畳ベッドを撤去された後、市長から何か報告がありましたでしょうか。

○石田健二証人 ございません。

○渡邊千芳委員長 畳ベッドについては、ほか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、次に、施術用簡易ベッド、報道では男子トイレにあったのですが、以前は更衣室にあった部分ですが、このことについてお伺いさせていただきます。

施術用簡易ベッドを使用していたことをこの一連の報道が出る前から知っておられましたか。

○石田健二証人 たしか令和2年の3月定例会の委員会の前後でうわさで耳にしておりました。

○渡邊千芳委員長 耳にしたということで、あとはそれを見に行ったということはありませんね。

○石田健二証人 ございませぬ。

○渡邊千芳委員長 では、この施術用簡易ベッドが、3月議会のときには更衣室なのですが、そういう設置されたということ、いつ設置されたかということは知っておられますか。

○石田健二証人 その辺りの詳しいことは把握はしておりませぬ。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

では、藤原委員より施術用簡易ベッドについてお願いします。

○藤原美知子委員 では、施術用簡易ベッドについてお尋ねいたします。

市長はこの施術用簡易ベッドを例えば執務時間中にわたってまで利用していたとか、そういった、どのように使っていたのか御存じですか。

○石田健二証人 特段直接に聞いたわけではございませぬが、昼休み中とか、体を鍛えられるのが割とお好きな市長ですので、休憩時間とかで利用されているのかなと、これも自分で考えたのか、聞いたのか、ちょっと記憶は定かではございませぬ。申し訳ありません。

○藤原美知子委員 休憩中に利用しておられたらうということではありますが、よく休憩中に非常階段をランニングしたりというような話もありまして、そういったことと併せて、執務に影響があったということはなかったですか。

○石田健二証人 市長という職ですので、勤務時間という規定がございませぬので、昼休み取られて、1時半ぐらいまでよく公務が入れられないというようなことは聞いたことがございませぬ。それと今質問されていることが直接関係あるのかどうかはちょっと分かりませぬが、そういう状況は聞いておりました。

○藤原美知子委員 そうなるまでに恐らく1時半ぐらいまで待たされたのらうとい

うふうに思うのですけれども、そういった事例を耳にしておりますが、勤務時間の規定はないといえども、職員が勤務時間であって、市長に決裁を仰ぐということで勤務時間に来るのは当然であろうかと思いますが、そういった事実に対して、市長は何か遅れた理由についておっしゃっておられましたか。

○石田健二証人 直接そのことについて、私も市長にただしたわけでも何でもございませんので、市長から聞いたことはございません。

○藤原美知子委員 そのことによって、職員さんから不平が出ているとか、そういった進言があったといった事実はありませんか。

○石田健二証人 確かに、市長といえども結構決裁の数は多いので、若い職員からちょっと不満的な言葉を聞いたことはあります。

○藤原美知子委員 その際に市長に注意をされませんでしたか。

○石田健二証人 しておりません。

○藤原美知子委員 では、上司であります副市長にこの件について相談はされましたか。

○石田健二証人 しておりません。

○藤原美知子委員 では、この施術用ベッドについての使い方、例えば、施術用ベッドですから、ただ寝るだけではなくて、治療をされるという目的で入れられたのかと思うのですが、そういった導入される理由について聞かれたことはありますか。

○石田健二証人 ございません。

○藤原美知子委員 では、一連の報道では、椎間板ヘルニアで日常的な健康管理が必要だということで、ベッドの導入を当然視されておられる発言がありましたけれども、それに対して、本当にそれでいいというふうに思われましたか。

○石田健二証人 一般の職員なり、民間の方も当然ですが、それはやっぱりそういうかなり恵まれた環境、そういう環境で働くことができる人間というのはほとんどいないと思いますし、通常は通勤して、帰りに病院に寄ったり、そういう対応になるのかなとは思いますが、市長がどれぐらい公務とのバランスだと思うのですけれどもね、

どうしようもなくそういうのを持ち込むのであれば、それがもう客観的に、合理的なものであれば仕方ない部分もありますけれども、その辺の詳細については、私はちょっと申し訳ないですが、把握はできておりません。

○藤原美知子委員 では、合理的かどうかを判断する上で、例えば医師の診断書を求めるとか、そういったことが普通の会社であったらあり得ることなのですが、そういった行為は全くありませんでしたか。

○石田健二証人 そのようなことは聞き及んでおりません。

○藤原美知子委員 では、この施術用簡易ベッドの設置や撤去に対して、秘書課の職員さんも含めて、職員が手伝われたという事実はありますか。

○石田健二証人 聞いておりません。

○前田敏副委員長 お聞きをいたしますが、畳ベッド、サウナ、それとこの施術用簡易ベッドということで、今、藤原委員からお聞きをいただきました。庁舎管理の関係で、警備員が巡回をされております。警備日誌という形でその報告書を頂いておりますが、全て異状なしということになっておりますが、警備員の業務としてチェックをされておりますか。あるかないかでお答えいただきたいと思うのですが。

○石田健二証人 しておりません。

○前田敏副委員長 それは庁舎管理という中で異状があるかどうかというところで、我々としますと、サウナがあったとか、あるいは畳ベッドがあったと、通常の形でない部屋があったわけですね。報道でも写真が示されていますけれども、そういった意味では少し警備的な問題についての担当部局としてのチェックが甘かったのではないかと思うのですが、そういう役割として、その点だけお聞きしておきたいと思えます。

○石田健二証人 委員さんおっしゃるとおりで、その辺は、警備会社ともちょっと情報共有して、しかるべき対応をすべきであったろうと考えております。

○前田敏副委員長 あと、一連の報道によって、設置後、知り得たということでありませけれども、人事部門を担当されている関係で1点だけお聞きしますが、市長が転

居をされたことがございます。それは本人が身に及ぶ危険を感じて転居したということでございまして、そのことによって、9月中旬にサウナ等を持ち込んだというふうに表現をされておりますが、そういう人事情報的に、時期は、それも把握されていないのでしょうか。

○石田健二証人 当時は把握をしておりませんで、一連の報道の後に、市長から提出はございましたので、職員カードというのがございまして、住居変更という届出はございました。ちょっと今、いつ付でというのが記憶にございません。申し訳ありません。

○渡邊千芳委員長 では、次に、令和2年3月には男子トイレにあり、一連の報道のときは廊下にあった健康器具なのですが、この健康器具を使用していたことを知ったのはいつですか。

○石田健二証人 先ほどと同様、令和2年3月の総務委員会の前ぐらいに、ただ、総務委員会の後か、物が実際、多分健康器具というのは自転車型のことをおっしゃっているのかなと思うのですけれども、その物自体の把握は、何か置いているというのは聞いておりましたけれども、委員会の後でそういう把握はした記憶はございます。実際の物が何かというのは、委員会の後で何か聞いた記憶がございます。

○渡邊千芳委員長 3月の総務委員会の前には何かが置かれているということは聞いたことはあると、総務委員会以降にそれがエアロバイクであるということを知りましたということによろしいですね。

○石田健二証人 はい。

○渡邊千芳委員長 だから健康器具等々が、初めは男子トイレでしたから、男子トイレに設置したというようなことはいつかとか、そういうことは知っておられましたか。

○石田健二証人 いや、知りません。

○渡邊千芳委員長 全く知りませんか。

○石田健二証人 はい。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

では、健康器具について藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 では、こちらも同様にお尋ねいたします。

健康器具の市長の利用状況ですけれども、どのような時間帯で利用しておられたか、確認されましたか。

○石田健二証人 しておりません。

○藤原美知子委員 では、市長控室と呼んでいる市長室に隣接する部屋に健康器具を設置するという場合、本来、手続が必要ですか。

○石田健二証人 特段きちとした事務処理が定められているわけではございませんので、先ほども申しましたが、一般職員もいろいろ備品を持ち込むことはあります。それはやはり、社会常識、一般常識の範囲でということであろうと思われまので、ただ、市長の持ち込まれているのは、その辺ちょっとかなり、ちょっと問題かなとは考えております。

○藤原美知子委員 ちょっと一般常識と言える程度の小さなものではなくて、結構場所も取るものでありますし、本来ですと手続が必要ですよとか、これを置く理由は何ですかとかという形で市長に問いただす必要があると思いますが、それはされましたか。

○石田健二証人 しておりません。

○藤原美知子委員 それはなぜしなかったのか。

○石田健二証人 簡単に言うと、もうそういうことを申し上げられるような雰囲気ではないということでございます。

○藤原美知子委員 分かりやすくお聞かせいただきたいのですが、申し上げる雰囲気ではないと、つまり何も言えないという状況のように聞こえますが、実際の状況は、その申し上げにくい状況の内容を詳しく言えますか。

○石田健二証人 通常の業務のいろいろ報告とか相談の中でもなかなか、思っていることと違うことをこっちが上げるともう全然聞いてもらえないことがかなり、少なくはないということで、そういう健康器具の持込みとかは特に私らが上げても

多分一切聞いていただけないであろうという、感触と申し上げたらいいのですかね、そのような認識でございました。

○藤原美知子委員 かなり陰悪な感じがするのですけれども、例えば今、エアロバイクとはまた違う別の器具が置かれているような気がいたしますし、富田市長になってトイレに鍵をつけられたというような状況もありまして、市長がすることはもう誰も物を言えないという状況にあるというふうに理解してよろしいですか。

○石田健二証人 一部きちっといろいろ注意されていた職員の方もいらっしゃいますが、特定の方の言うことには耳を傾ける、職員によるのか、ちょっと申し上げにくいのですが、私はなかなかちょっとそういうふうな、個人的にはっきり申し上げることはちょっとできませんでした。

○藤原美知子委員 その件に関して、副市長や顧問がいらっしゃるというふうに思うのですけれども、その方が進言をするということはなかったのでしょうか。

○石田健二証人 特に記憶にないですね。

○藤原美知子委員 では、最後ですけれども、この健康器具の設置の段階ですとか、撤去はまだないのか。そのままありますね。設置の段階で職員が手伝わされたという事実はありますか。

○石田健二証人 聞いておりません。

○渡邊千芳委員長 ほか、この持ち込んだ部分について、今のいろんなお答えの中で何かほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、私のほうから少し。先ほどね、個人的になかなか言えない状況だというお話をされましたけれども、職場の中で人間関係の好き嫌いはよくあるのですが、本来は、その職務、職務で、その立場でもう仕事をしていかないといけないうと、好き嫌いでやってはいけないというのはもう重々分かっていることだと思うのですが、そういうような形で好き嫌いをそのまま仕事にも持ち込んでくるということについてはどのように感じられましたか。

○石田健二証人　そうですね、就任されてもう2年近くですかね、最初はちょっと戸惑って、何となくいろいろな先輩たちの助言とかで、ここは、ちょっと生々しいですが、こういう話の仕方をすれば市長は聞いてくれるよとか、そういうちょっといろいろなコツを聞いたりして、なかなかちょっと苦労しつつ、通常ですと問題なく、例えば15分で話のつく話でも3回に分けてするとか、ただ、ばあんと結論を持っていかないと、割と具合の悪い案件もございますし、なかなかちょっと難しいところではございます。

○渡邊千芳委員長　分かりました。

では、次に、私物を庁舎内に持ち込んだということもいかなものかと思いますが、そこで寝泊まりをしていたという実態についてお伺いをさせていただきます。

まず、石田証人は、市長が市役所に宿泊していたことを知っていましたか。

○石田健二証人　知っておりました。

○渡邊千芳委員長　それはいつから宿泊していたことを知っておられましたか。

○石田健二証人　ちょっと時期ははっきり覚えていないのですが、一連の報道の1か月以上前ぐらい……。

○渡邊千芳委員長　一連の報道は令和2年10月22日。それ以前、いつ頃知られましたか。

○石田健二証人　ちょっと時期ははっきり覚えていないのですが、たしか秘書課の職員が私の部屋に来まして、警備会社、警備の受託業者ですね、その警備会社が夜間に市長の部屋を警備に入るのでありますが、そのときに、ちょっとはつきり分らないですが、市長がいらっしゃることが分かって、照明をつけて警備されて、終わりに市長がいらっしゃるということで秘書課の照明をつけたまま、それで退室している状況で、市長が何か消しに来るということで、秘書課の職員からこそつと聞いたのですが、警備が終わったらまた電気を消して出て行ってほしいと、そういうことを市長から伝えてくれということで秘書課の職員が私のところに来ましたので、そのときに泊まっているのだなということは認識をしました。

○渡邊千芳委員長 そのときにどのような対応をされましたか。

○石田健二証人 これはもうそのときは、夜遅くまで仕事をされ、そのまま寝ているのかなということで、秘書課の職員の言うとおりに、分かりましたということで、警備会社に伝えますということで、お伝えしました。

○荒木眞澄委員 この宿泊についてなのですけれども、市長が宿泊していた時期なのですけれども、令和2年の9月から10月の間に17日間ということですのでけれども、今の先ほどのお答えでは9月頃から知っておられたということですのでけれども、その泊まれた時期なのですけれども、そのときに市長が市役所に泊まらなければならない、よほど公務といいますか、執務が逼迫していたか、その状況についてはいかがでしょう。

○石田健二証人 逼迫というのはなかなか難しい問題かと思うのですけれども、どう感じるかということで、ちょっと私は、直接に、市長公室長であればもうちょっと把握できるであろうと思いますが、私はそこまで把握できる立場ではないので、ちょっと分かりません。

○荒木眞澄委員 この宿泊についてなのですけれども、実際、泊まるということ、事実を聞かれて、先ほども警備会社の方からそういうふうな話を聞かれたということで、そういうのを、実際事実を知った上で、副市長なりどなたかに、市長公室長も含めてですが、何かそういうふうなお話をされたか、対応についてお話しされたとか、そういったことはございますか。

○石田健二証人 特に副市長に報告したとか、そういうことはございません。

○荒木眞澄委員 先ほど、実際、警備の方からも市長が宿泊されているのに遭遇されたとかというのを聞いて、やはり行政のトップとして、そういう方が、特にコロナ禍の中、宿泊されるということで、危機管理的にも何か市長にあったときには大変なことになると思いますので、市長が市役所に泊まられているということですね、それについてはどのようにお感じになられていますか。

○石田健二証人 純粹に忙しいのであろうなということで認識しておりました。

○荒木眞澄委員 特に危機管理については何か。

○渡邊千芳委員長 危機管理的なことですね。

○石田健二証人 危機管理上ですか。どのような観点ですかね、具体的に。ちょっとすみません、分かりにくいのですが。

○荒木眞澄委員 一応所管というか、庁舎を管理しているという部署の長として、総務部長として、そういうような市長が庁舎に泊まられているという事実を知ったときにどのように感じておられたのか、ちょっと確認したいのですけれども。事実を知ったときですね。

○石田健二証人 よっぽど忙しくて夜遅くまで仕事をされて、そのまま、朝早いのはもう存じ上げていましたので、市長がそのまま、家は近いですがけれども、職員でもたまに議会前になると徹夜している職員もおりますので、もうそういう、同じように認識をしておりました。

○渡邊千芳委員長 ほか、ありますか。

○前田敏副委員長 1点確認をさせていただきます。

9月、10月で17日間、宿泊をしたという事実で、市長のほうから報告がありました。そのときは、先ほどお聞きしたのに関連しますが、入庁を本人がされています。それは、出退勤といいますか、管理上、市長が夜遅く、17回入っているということは把握できたと思うのですが、それについては確認されましたでしょうか。

○石田健二証人 当時確認はしておりませんで、あと、この一連の報道後、いろいろと資料請求がいろんな形でありましたので、そのときに見て把握をしたところです。

○前田敏副委員長 例えば深夜に、21時とか、先ほど秘書課からの相談ということがありました。そういったときに、それからこういう事態になってきておりますけれども、警備上の問題とか、入退庁の関係で、確認をするという取組についてはされなかったでしょうか。

○石田健二証人 市長の場合ですと、入退庁といいますか、普通は裏玄関、表玄関とかで職員と同じようにカードをかざして記録が残るのですが、市長の場合は、3階の秘書課の部屋でのデータ、そこでカードをかざしてデータが残っているということで

すので、基本的に出退勤システム等では、そこは通常の画面では拾い上げてこない部分でございまして、後になって、こういう一連の報道があつて、改めてその中の、通常画面では出てこないログを拾い上げて、初めて分かることですので、通常そこまで、必要であつたのかと言われれば、もうおっしゃるとおりですが、そういう確認はしていなかったのが現状です。

○前田敏副委員長 重ねて、入庁のときに、秘書課の出退のカードをかざすところ以外には、例えば入門されたときに警備員のところでカードをかざすというようなことは通常はないという理解でよろしいでしょうか。

○石田健二証人 市長については、ないものと認識しております。

○渡邊千芳委員長 では、次に移ります。次は、タクシーチケットという、公金を私的に不正利用していたのではないかという疑念についてお伺いをさせていただきます。

人事をつかさどっておられますので、一番よく知っておられると思うのですが、まず、市長の自宅が池田市と東大阪市に2つあるということは知っておられましたか。

○石田健二証人 知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 池田市に自宅があるということで確認されていきましたか。

○石田健二証人 実際、書類とかの確認はしておりませんが、池田市に自宅があるという認識は持っておりました。

○渡邊千芳委員長 では、東大阪市の妻子がおられるところまでタクシーチケットを利用していたということは知っておられましたか。

○石田健二証人 一連の報道後、知り得たものです。

○渡邊千芳委員長 このタクシーチケットの利用についてですが、このことについて、市長に対してどんな利用方法で利用するタクシーチケットなのかということを伝えておられますか。

○石田健二証人 タクシーチケットについては、市長公室の所管であろうかという認識でございまして、特段総務部では関与していないというのが私たちの認識ですので、一切関与していないというのが現状です。

○渡邊千芳委員長 このタクシーチケットには関与していないということですね。いいですね。

○石田健二証人 はい。

○前田敏副委員長 では、お伺いをいたしますが、市長については、関与していないということですが、通常職員のタクシー利用等の規定はあるのでしょうか。

○石田健二証人 通常、タクシーチケットというものについては、もう職員は利用することはないと思いますが、多分恐らく旅費規程の中でタクシーを使用しなくてはどうかというときには規定上、規定があったものと、ちょっとあやふやですが、たしかあったと思います。

○前田敏副委員長 先ほど認識の話で、池田市が住所だというふうにお答えになりました。職員カードの話題も先ほど部長がおっしゃいましたけれども、池田市の住所が登録をされ、そして、通勤は公用車ということで届出をされております。そういった意味では、住まいも本人の契約上で自宅という形で私たちも知り得るのですが、池田市で市長の場合は住所に対する制約はありませんけれども、通常、職員カードに登録するのが住居として、住所だということで間違いないでしょうか。

○石田健二証人 おっしゃるとおりと思います。

○前田敏副委員長 先ほど、そういった意味では、タクシーチケットの利用に関与していないというところがございますので、タクシーの使い方については質問を差し控えますけれども、午前中に市長公室長に確認をいたしました件があります。早朝に出勤をされるということで、そして、駅頭でバッジをつけて名札をつけて街頭行動をしたという話がありました。そういった意味では、公務の場合にそういったことが対応できるということで、タクシーを利用するということで理解をしたのですが、本人の所属する組織のビラとか、そういったものを配る過程にも出勤途上でタクシーを使っているということですが、人事的な部分で見て、支出という関係で見て、それは現実的に利用の仕方として問題があると判断をすべきなのか、それは関係ないとおっしゃるのか、あるいは判断する立場にないのかという点について、確認をした

いと思いますが。

○石田健二証人 判断する立場にはありませんが、その辺は、通常、ちょっと乱暴な言い方ですけれども、今まで性善説的に任されていた部分があるので、その辺は今後きっちりとルールをつくるべきであろうなとは思いますが。

○前田敏副委員長 それでは、このタクシーチケット、あるいはサウナの電気代の関係で、返金をされたという報道がありました。それについて、部門的には関係するところでありますので、そうした取組について、部長がきちっとそういう指示を受けて、請求書を作成したのかどうかについてお伺いします。

○石田健二証人 本来、総務部のほうでいろいろ積算してという話になるかと考えておりましたが、特段何の相談もなく、今の事実に至ったということでございます。

○前田敏副委員長 そういう手続上で申し上げますと、総務部として、そういう手続が秘書課長の専決というような形で行われておりますけれども、この辺の手続については、逆にルールに基づいていないという判断ができると思っておりますが、その点についてはいかがですか。

○石田健二証人 私もそこはかなりいろいろ考えておりましたので、これについては、秘書課にも相談をさせていただきましたが、もう秘書課で処理をするということで、一切うちのほうへの相談もなく、例えば決裁の合議もなく処理されたところでございます。

○前田敏副委員長 そういう意味で、決裁がないままで秘書課の指示に基づいてお金を返金されたということで、もう雑入扱いをされておりますけれども、根拠のないお金を雑入で処理するということについては、本人の戻された金額が妥当であるということが、今、部長がおっしゃるように確認されていないお金という意味では、このお金はどういう中身ということを判断をされるという基準があるのでしょうか。

○石田健二証人 サウナの電気代について、私もちょっと積算を、後になって見ましたけれども、恐らく単価とかは多分こっちサイドで考えていたものとほぼ一致をしておるので、単価部分については妥当であろうと思われま。あと、それに数量ですね、

そこは非常に、市長しか知り得ない部分であるので、難しいところではありますが、なるべく、これだけの問題になっていることですので、合理性、客観性を持たせるべきであろうということで、いろいろ決裁処理をどうするか、事務処理をどうするかというのはいろいろ考えておりましたが、払った事実がもう急に入ってきたという状況でございます。

○前田敏副委員長 そうすると、根拠のないお金を市に寄附していただいたというような判断を我々はしてしまうようなことになってしまいますけれども、それについては、判断として、そういうお金を扱う部署の長として、本来、在り方を再度確認をいただくということが必要であるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石田健二証人 おっしゃるとおり、そこはかなり慎重にされるべきであろうと思われまますし、秘書課長専決と私も聞いておりますし、額の問題ではないと思いますので、納得性、あと、市民の皆さんの思いとか、議員さんの思いとか、その辺をもう少し丁寧な考えて、急いで処理される必要はなかったであろうし、今からまたそのことは、今、委員さんおっしゃるとおり、きちっと検証すべきであろうと思います。

○前田敏副委員長 できましたら、きちっと問題提起をいただいて、処理を、これは私の要望ですから、本来の尋問にはありませんけれども、ルールに基づいてやられていないということを確認をさせていただいて、そういう思いで、この返金処理について理解してよろしいでしょうか。

○石田健二証人 きちっと整理して検証すべきであろうと思います。

○渡邊千芳委員長 ほかにございますか。

○藤原美知子委員 市長の住居に関することですが、職員カードを確認すると、住所変更の届けは百条委員会の設置後、12月に入って届けが出されていると。既にそれまでに引っ越しはされておられるのですけれどもね。そういったことに対して、手続上、何かまだ出されていませんよとか、引っ越しの事実を既に先に知っておられたのか、知らないで市長が届けたことだけをそのまま受け入れたのか、その辺りについてお聞かせいただけますか。

○石田健二証人 恐らく市長は、職員カード、そこまでの細かい事務処理は恐らく、そんなに把握していらっしやらないし、多分、秘書課の職員のほうで気がついて、その職員カードですか、これを提出すべきであろうということで、今お聞きしますと、事後処理だったということですが、そのような状況であったのだろうかと考えております。

○藤原美知子委員 タクシー代とか電気代を返金するけれども、法的には間違っていないのだという発言がこの間出されているのですけれども、東大阪市も自宅だというふうに御本人は認識されておりますが、一度でも東大阪市に住居を構えたという、異動届と申しますか、職員カードをちょっと見かけなかったのですが、そういった事実がありましたか。

○石田健二証人 事務処理上、そういう書類の提出はございません。

○藤原美知子委員 では、最後ですけれども、そういう意味では、一貫して市としては市長の住まいは池田市内にあるということによろしいですか。

○石田健二証人 手続上はもう池田市が住所であると考えております。

○渡邊千芳委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、一つ、少し石田証人にお聞かせさせていただきたいのですが、先ほどのタクシーチケットの返金の件なのですが、これは、秘書課のほうに、タクシーチケットはもう決裁を受けているものですから、その部分については私的利用していたということで、こういう部分については、私的利用していたので、返金させてほしいということで、秘書課のほうに申入れをして、秘書課のほうがその払戻しとか、そういうような形の請求をして、その請求に基づいて市長が支払いをすると。筋書としてはそういう形が妥当だということなのですか。その妥当なタクシーチケットの返金手続は、どういうことが妥当なのか、もう少しちょっと詳しく説明していただきたいのですが。

○石田健二証人 ざくっと申し上げると、もう少し丁寧にきちっとされるべきであっ

たろうと思いますし、一旦、例えばルールをつくって、それをまた市民の皆さんとか議員の皆さんに相談をさせていただいて、今後、きちっと、要は説明責任と申し上げますか、もう市長自らの判断の中でされていますので、もう少し慎重に、何が正しいとか、一旦やっぱり今までルールがなかった部分もありますので、それをルール化して、きちっとこうやるので、納得性の問題ですかね。そういう丁寧な対応をすべきであったのかなと考えます。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

○藤原美知子委員 その問題ですけれども、返金というのであれば、市のほうが、これは間違っ使われているので、返してくださいという請求書を出して、それに応じて返してくるのが本来の返金という形でいいのではないかというふうに思いますが、今回、その事実はなかったということによろしいですか。

○石田健二証人 細かい部分の確認はしておりませんが、私が聞いておるのは、もう市長のほうで、実際は秘書課の職員が財務会計システムを触って、実際、システム上、納付書とかが勝手に出てきますので、そういう処理をされたということです。

○藤原美知子委員 では、確認ですけれども、市から請求書を出して返金を受けたということではないということですね。

○石田健二証人 現実には、もう委員さんおっしゃるとおりの処理だったと思います。

○渡邊千芳委員長 では、最後の質問で、パワハラの件で質問させていただきます。

このパワハラは、もう社会的には大きな問題だと思っています。これはもうどの職場でも起こっているようなことがあるのですが、概念としては、職務上の地位や人間関係など、職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為と言われています。今回、市職員に、証人にも協力していただきましたが、アンケートをお願いをして回収した中で、パワーハラスメントの実態が浮き彫りになっています。そういう前提の中で、石田証人は、富田市長からパワハラを受けられましたか。

○石田健二証人 私は受けたことはございません。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは、荒木委員よりお願いします。

○荒木眞澄委員 では、パワハラに関してですけれども、まず、職員の方から総務部長のほうにそういう市長からのパワハラに関する何か相談を受けられたことはありますか。

○石田健二証人 パワハラを受けた職員から直接の相談を受けたことはございません。

○荒木眞澄委員 では、そういうふうな、市長が職員の方に叱責とか、そういう暴言を吐かれている、その場面を見られたことはありますか。

○石田健二証人 ないです。

○渡邊千芳委員長 このパワハラの件について、何かほかにありますか。

○藤原美知子委員 石田証人が直接見たことはない、受けたことはないということですけれども、職員からパワハラを受けたという相談もなかったですか。

○石田健二証人 相談はございません。あくまでいろいろうわさで聞き及んだところばかりです。

○藤原美知子委員 そのうわさは相当数あるのでしょうか。

○石田健二証人 あります。

○渡邊千芳委員長 相当多くあるということでもいいのですか。

○石田健二証人 相当がどの程度なのかはあれですけれども。

○藤原美知子委員 証人が聞き及んでおられるのは、ざっとどのぐらいありますでしょうか。

○石田健二証人 10件ないであろうとは思いますが。

○渡邊千芳委員長 ほか、何かありますか。

では、4つの尋問は終わったのですが、何か追加で、全体的に、ほかに何か追加で尋問がございますか。

○前田敏副委員長 全体的な形でお聞きをいたしますが、いろんな連絡体制、あるいは意見を具申をするという部分については、不十分だというふうに理解をしました。その中で、パワハラにも関係すると思うのですが、現状の人事部門を担当する部長と

して、職場環境がスムーズな関係で全庁的に動いているかどうかについて、いる、いないで結構でございますが、やはりまだまだ不十分なのか、いや、今の状況では大変だと思うのかということについて、感想みたいな形で恐縮ですが、やはりパワハラも含めて、あるいは先ほどの連携しない、あるいはコミュニケーションということを言われておりましたので、全体的なことで、そういう担当部門の長として、今の状況についてよくないのか、いいのかという点について、一言判断をいただきたいと思いますが。

○石田健二証人 あくまで相対的なというか、比べる話になってきますけれども、私が市役所へ入った中では、もう相当に悪い状況かと認識はしております。なかなか市長、副市長との意思疎通、思いが一致しないところが多々ありますし、こちらの思いも伝えることはなかなか難しいところがございます。そうですね、今何が市の中で、行政の中で大事なのか、優先すべきか、その辺がちょっとはっきりメッセージとして具体的な指示がございませんので、かなりぼやけていて、職員がどう動いたらいいのかというのがかなり難しい、具体性のない指示が多いので、ちょっと今までと違うのかなという。もう少し逆に言えば職員がいろいろ考えて動くべきとも言えるのですが、かなり状況が急に変わったような状況なので、職員がなかなかついていくのは、かなり難しい。どういうことを市長が描いているのかというのを把握するのがまず難しいところがありますので、なかなか多くの職員が苦労しているのかなとは、私自身も含めて、そのように考えております。

○渡邊千芳委員長 では、今のお答えですけれども、それは、コミュニケーションが足りない、先ほどもコミュニケーションが足らなかった、副市長とか市長とかとのコミュニケーションが足らなかったというお話をされていますけれども、今のお答えからいくと、市長の言っていることと、職員のほうの今ある課題をどのように解決していくかというところがなかなか一致してこないというようなことかなと思ったのですが、それでよろしいですか。

○石田健二証人 はい。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

もう一つね、具体的にもう少し詳しく教えていただきたいのですが、男子トイレとか女子トイレとかがあったところにカーテンをつけたとか、鍵をかけたとか、男子トイレに鍵をかけると、もう密閉になってしまいますので、そういうようなことは、公の施設にそういうような、本当に私的な物を持ってくるだけではなくて、私的に形を変えてしまうということについて、これはかなりそういうことはしてはいけないことではないかなと思っているのですが、あとは、柵も自分でつけられたのかなというような、柵みたいなものもあったので、そういうような公共施設ということですから、市民みんなの税金で造られたものですから、それに対して、私的にこのようなカーテンとか、鍵とかということについて、やはり総務を担当する部長として、石田証人は、その辺が起こったことと、それに対して、なぜそれを許してしまったのかというようなところについて、少し詳しくお答えしていただきたいな思うのですが。

○石田健二証人 市長が選挙で選ばれて、就任されて、よく自分の職場の雰囲気を変えるというのはよくある話で、例えば特別職の方が替わったら、ちょっとやはり前任者と違うような内装に、工事をするとか、そんなことはないですけども、自分の好きなように、絵をかけ替えたり、そういうのはよくある話で、一定、そういうことは見てきたので、仕方ない部分かとは思っていたのですけれども、そういう流れの中で、いろいろ就任されて、そのスペースにカーテンとか鍵とか、あと、応接をいろいろ触ったりもされてきましたので、一定経費もかかっていますけれども、特段それは仕方ないのかなとは思っていましたが、そのときも、鍵というのはちょっと私も認識不足で、トイレの中にさらにトイレの扉あって、外の通路からの扉ですので、これはちょっと後で分かった話で、当時の担当課長もこれは、もし鍵をかけて、中で何かあれば、外からも開けられませんかよということで、いろいろ市長には話をさせていただいたということは聞いておりますので、ちょっと今から思えば、もう少し。あと、ちょっと私とそのスペースの把握もできていなかったのも問題ですが。一方で、市長就任されて、いろいろ経費削減に取り組まれてという中で、ただ、いろいろと今申し

上げたこともしております。それはそれで、先ほど申し上げた、仕方ない部分があるのかなと思っていましたけれども、若干、後になってみると、これは必要であったのかなというのは、いろいろ考えるところではございます。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、石田証人に対する尋問を終わります。

石田証人には、長時間、本当にありがとうございました。退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

(石田健二証人退室)

○渡邊千芳委員長 暫時休憩いたします。再開時間は午後3時といたします。

(午後2時23分休憩)

(午後3時00分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、証人尋問を行います。

それでは、証人入室のため、暫時休憩いたします。

(午後3時00分休憩)

(午後3時00分再開)

○渡邊千芳委員長 再開します。

武田証人におかれましては、お忙しいところ、御出席賜りありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、それに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が、証人または証人の配

偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害すべき事項に関するとき、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときには、その旨、申出をお願いいたします。それ以外に証言を拒むことはできません。もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思っております。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人、報道関係者を含め、全員起立をお願いいたします。

(全員起立)

○渡邊千芳委員長 それでは、証人は、宣誓書を朗読を願います。

○武田克彦証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないこと誓います。令和3年1月13日。武田克彦。

○渡邊千芳委員長 では、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(武田証人 宣誓書に署名、捺印)

○渡邊千芳委員長 それでは、皆さん、お座りください。

(全員着席)

○渡邊千芳委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められる範囲を超えないこと、発言の際にはその都度、委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構です。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより武田証人から証言を求めます。

まず最初に、委員長から所要の事項をお尋ねし、次に、各委員から御発言を願うことにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは、池田市市長公室秘書課長の武田克彦さんですか。

○武田克彦証人 はい。

○渡邊千芳委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○武田克彦証人 はい、間違いございません。

○渡邊千芳委員長 では、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項についてお伺いをさせていただきます。

私たち委員は、真実を明らかにすることに努めないといけないと考えています。武田証人は、事実を素直に述べていただき、知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。秘書課長としての責務を追及する場所ではないので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、市長が市長控室と言っている部屋に私物を持ち込んだ件で確認させて

いただきます。

あの部屋は、私たち委員会では更衣室、男子トイレ、女子トイレと確認していますが、武田証人の認識もそうですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 また、昨年の3月議会の際に、西垣委員と中田委員と私で見に行ったときは、更衣室に施術用簡易ベッドがあり、男子トイレにエアロバイクなど、健康器具が置かれていたと記憶しています。10月22日以降の報道では、更衣室に畳ベッド、男子トイレに施術用簡易ベッドほか、生活感あふれるものがあり、女子トイレにはサウナが設置されており、廊下には健康器具が置かれていたことを確認しています。それを前提にして尋問させていただきます。

まず、市長がサウナを使用していたことを令和2年10月22日の一連の報道が出る前から武田証人は知っておられましたか。

○武田克彦証人 正直、報道を見るまでは存じ上げませんでした。

○渡邊千芳委員長 知らなかったですね。

○武田克彦証人 はい。

○渡邊千芳委員長 次に、この女子トイレに設置されていたサウナについて、設置されたのがいつかということですが、設置されたこと、また、設置されたのがいつかということも含めて、一連の報道が出る前は知らなかったということによろしいですか。

○武田克彦証人 はい、知りませんでした。

○渡邊千芳委員長 知らなかったということで結構ですか。

○武田克彦証人 はい。

○渡邊千芳委員長 全く知らなかった。

では、これについて、藤原委員のほうから、まず、サウナのことについて尋問させていただきます。

○藤原美知子委員 本日は御出席いただきましてありがとうございます。

まず、サウナについてお伺いしたいと思います。

今報道で初めて知ったということでありますけれども、一番身近な場所でお仕事をされておりまして、例えばお帰りになるときに庁内を全部確認をするとか、そういった形で、トイレの中とか、そういった場所も確認はして帰るといふ、そういう習慣ではないのでしょうか。

○武田克彦証人 女子トイレにつきましては、私、昨年4月から秘書課長をしておりますが、倉庫として使用しているということでしたので、今回のこの報道があるまでは、中を開けるとかといったことはございませんでした。

○藤原美知子委員 その倉庫を空けるときに、秘書課の職員がお手伝いをされたという事はないですか。

○武田克彦証人 空けるときというのは。

○藤原美知子委員 倉庫に置かれている品物を除かないと、いろんなものが設置できないというふうに思うのですけれども、それも全部市長が一人でなさったのか、秘書課の職員が手伝わされたのか、その辺りについてお聞かせいただけますか。

○武田克彦証人 特にサウナ設置につきましては、私含め、職員のほうは関与していないという状態です。

○藤原美知子委員 では、改めて、報道が出て分かった段階で現地を確認されたのか、どうですか、それは。

○武田克彦証人 報道があったときには、たしかもう撤去された後だったかと思いません。

○藤原美知子委員 サウナは撤去されておりましたが、その他の畳ベッドであるとか、エアロバイクであるとか、そういったものは確認されましたか。

○武田克彦証人 たしか畳ベッドもサウナと同じタイミングで撤去されたように記憶しております。

○藤原美知子委員 エアロバイクはどうですか。

○武田克彦証人 エアロバイクは、たしか報道があつて、記者会見を行った日に市長自らが撤去されたというふうに聞いております。

○藤原美知子委員 この報道を見て、御存じなかったけれども、初めてそういう事実が分かったと。公的な場所にそういったものを勝手に入れたという形になるかと思いますが、そのことについて、市長に注意をされましたか。

○武田克彦証人 特に注意はしておりません。

○藤原美知子委員 では、その件に関して、身近におられる副市長でありますとか、顧問でありますとか、市長公室長とか、そういった上司の方々に相談をされたことはありますか。

○武田克彦証人 今申しあげましたように、報道を見てからの話でしたので、それ以前の相談というのは残念ながらしてはおりません。

○藤原美知子委員 その報道を見た後、撤去されたにしろ、黙認するだけではないかというふうに思うのですけれども、そのことについて、自分からは市長には言いにくいけれども、こういったことを今後されては困るという、いろんな立場があると思いますので、やっぱり部屋の中の長として、上司に相談すべきではなかったかというふうに思いますが、それはされていないということによろしいですか。

○武田克彦証人 今回のことを受けまして、市長自らもこういったものを持ち込んだことに対して反省されていまして、そういう意味では、もう御本人自身が認識されていまして、改めて私のほうから市長に注意するよというよな相談を市長公室長としたわけではないということです。

○藤原美知子委員 サウナについては、畳ベッドも反省して持って帰られたということでもありますけれども、その後、施術用簡易ベッドでありますとか、違った形の運動用具でありますとか、入れ替わり立ち替わり新しいものが入っているような気がするのですが、そういったことを一つ一つ、入れ替えなさるときも含めて、入れ替えるよというふうな報告は市長からありましたか。

○武田克彦証人 特にはございません。

○藤原美知子委員 そのサウナが置かれている場所、更衣室と男子トイレと女子トイレとありますよね、3つつながっておりますね。この場所の使用目的についてお聞か

せいただきたいのですが、本来これは市長だけが使う場所なのか、あるいは市長のところに訪問される来客でありますとか、市長室で会議をされて、職員さんたちも一緒におられるわけですから、職員だけ外へ行ってということではなくて、共用で使えるようにあの場所に設置されたのではないかと思うのですけれども、本来の設置目的というのは何だったのか、御存じですか。

○武田克彦証人 当初の設置目的まではちょっと正直分かりかねます。もう完全に市長専用の利用になっているのが現状という認識です。

○藤原美知子委員 現状認識は市長専用になっているわけですがけれども、本来は、市長だけのもので造られているものかどうかという認識はお持ちではないですか。

○武田克彦証人 冒頭に申し上げたように、ちょっと当初の目的は分かりかねます。

○藤原美知子委員 分からない。

○武田克彦証人 はい。

○藤原美知子委員 では、このことが明らかになったわけですがけれども、そういった私的なものを持ち込んで使うという場合に、それが適切かどうかという問題もありますけれども、本来、持ち込む場合には、一定の手続が必要ではないかと思いますが、そういった手続はなされましたか。

○武田克彦証人 特に手続のほうはなさってはいません。

○藤原美知子委員 サウナの設置が分かった段階で、市長は何かそのことについて、課長に対してしゃべられたとかということはあるですか、お話しされた、謝罪であるとか。

○武田克彦証人 特に謝罪というような言葉はなかったです。謝罪も含めて、特にお言葉はなかったです。

○藤原美知子委員 サウナ設置の際は、知らない間に入っていたということですがけれども、撤去の際に職員さんが手伝われたというふうなことはありますか。

○武田克彦証人 先ほどから話に出ております控室といいますか、あそこの前のところに解体された状態になったものがありまして、それが恐らくサウナであったのだろ

うと思うのですけれども、そちらのほうを私と当課の主幹と2人で、近いのですけれども、その日の夜に撤去する、運び出すということでしたので、指示を受けまして、市長室のほうに2人で運び入れました。その部分だけ、お手伝いといいますか。

○藤原美知子委員 これは私的なものであるけれども、市長が指示をしたので、手伝いに行ったということによろしいですか。

○武田克彦証人 恐らくあれは平日の昼頃だったかと思えますけれども、市長が来られて、ちょっと遅めの朝礼といいますか、2人で対応しまして、その際に、今申し上げたように、ばらしたものを市長室のほうに運び入れるようにという指示を受けたということですよ。

○藤原美知子委員 これは私的なものなので、本来手伝う必要はないのではないかというふうに思いますが、断ることはできなかったのですか。

○武田克彦証人 恐らく委員さん御指摘のとおりかもしれませんけれども、市長の指示でしたので、運ばざるを得なかったのかなと。

○藤原美知子委員 あの後、富田市長になって、そこの更衣室に入る入り口のところにカーテンがつけられておりますよね、これまでなくて。トイレがある場所が一般の人には見えない状態になってしまったわけで、いよいよ市長専用のためにつけられたのかなというふうに思うのですが、そのカーテンをつけられた経緯というのはお聞きになられましたか。

○武田克彦証人 聞いていません。私が来たときにはもうついていたような記憶があります。

○藤原美知子委員 そうでしたら、こういった一連の内容について、副市長とか、顧問、あるいは市長公室長に相談をされましたか。

○武田克彦証人 どの部分の相談なのでしょう、ごめんなさい。

○藤原美知子委員 撤去を指示されたということについて、上司の方々にこのように言われたけれども、どういたしましょうというような御相談はされましたか。

○武田克彦証人 特にしておりません。

- 藤原美知子委員 それは自分の判断でということによろしいですか。
- 武田克彦証人 はい、そのとおりです。
- 藤原美知子委員 本来ですと、私的なことなので、断ってもいいかというふうに思うのですが、断れなかっただけの何か理由はございますか。
- 武田克彦証人 特に理由つけてということではないのですが、もう仕方がないのかなということぐらい……。
- 渡邊千芳委員長 仕方がないということですね。
- 武田克彦証人 はい。
- 藤原美知子委員 撤去をする際に、使用した搬出用の車両というのは、これは誰が用意をされましたか。
- 武田克彦証人 そこについてはちょっと存じ上げません。
- 藤原美知子委員 それは市長自身が準備をされたということによろしいですか。
- 武田克彦証人 市長本人が撤去なさるというふうに、先ほど部品を移動するときですかね、そのときにおっしゃっていたので、恐らくそうだと思います。
- 藤原美知子委員 あと、荷物を出したりとか、入れたりとかするのに、主幹と課長とお二人が手伝ったということですが、それ以外の秘書課の職員の皆さんに手伝ってもらったとか、そういったことはありましたか。
- 武田克彦証人 特にありません。
- 藤原美知子委員 設置に関して、私物を設置する場合は、置いていいですかという許可が必要ではないかというふうに思うのですが、管理責任者である総務部長には相談されましたか。
- 武田克彦証人 特にしておりません。
- 藤原美知子委員 それはなぜ相談しなかったのでしょうか。
- 武田克彦証人 今、サウナの件ということですので、そのサウナの設置自体を存じ上げなかったのか、相談のしようがなかったのかなと。
- 藤原美知子委員 撤去に関しても手伝わされたとおっしゃっていましたが、

そういった場合に、その他のものについても含めて、こういう届けが必要なのですよということを市長に申し入れられましたか。

○武田克彦証人 撤去を手伝った、ちょっと部品を運んだという部分での手伝いをしたということなのですが、完全に私物をどかせることに、手続が必要ということを感じ上げなかったのですが。

○藤原美知子委員 では、トイレをそういったものに使っていいというふうに思っていますか。

○武田克彦証人 まず、使うべきではないとは思いますが、もちろん。

○藤原美知子委員 そうですね。

○武田克彦証人 はい。

○藤原美知子委員 そのことに関して、市長は間違っただけをしたという、そういった話は一切ないということに理解してよろしいですか。

○武田克彦証人 当然間違っただけであるとは思いますが、ただ、もう撤去した後の話ですので、それについて、私から改めて市長にとがめるといえるのか、注意するというようなことはしていません。

○藤原美知子委員 では、この問題の最後なのですけれども、一つ一つ市長に問題意識を伝えていかない限り、また同じことが繰り返されるというふうに思いますが、そういう形で、市長に対して今後何か起こるときには必ず前もって相談してくださいとか、そういうような申し入れはされましたか。

○武田克彦証人 本人もかなり今回のことで、持ち込むこと自体は、正直恐らくないのかなと信じたいと思っております。ですから、今後は御相談してくださいというよりも、本来そのような私物を持ち込むべきではないので、もうそれはないことを祈っております。

○藤原美知子委員 祈っている。

○渡邊千芳委員長 まず、サウナの件ですが、ほかに何かありますか。

○西垣智委員 どうも今日はありがとうございます。

今のお話で、朝礼前にもう解体してあったというふうなお話ですけれども、朝礼は何時に始まるわけですか。

○武田克彦証人 通常は8時45分に、我々の始業の時間なのですけれども、その時間に大体させていただいているのですが、私の記憶では、そのときはお昼前に来られて、そのタイミングでの、朝礼と言うにはちょっと時間遅いのですけれども、お昼前の朝礼でした。

○西垣智委員 通常の朝礼の時間ではないということですか。それは、この日は何時ぐらいに朝礼をされたわけですか。

○武田克彦証人 恐らく11時から12時の間だったと思います。

○西垣智委員 要はその朝礼までもう解体されていたわけですよ。解体されたサウナが通路かどっかに置いてあったという認識でよろしいのですか。

○武田克彦証人 正直、そのときに解体されていたかどうか、そのタイミングですぐ物を見たわけではないので、もしかしたら我々に指示した後で本人が解体していたのかもしれない。ちょっとそこは、すみません、分かりません。

○西垣智委員 ちょっと時系列が分からないのですけれども、その朝礼が始まる前に、もう市長は来られていて、先に解体していたという認識ですか。

○武田克彦証人 ではなくて、来られてから遅めの朝礼をしました。

○西垣智委員 来られた時点で、もうサウナは解体されていたわけですよ、要は。

○武田克彦証人 すみません、そこは、ですから、物を見ておりませんので、もう既に解体されていたかどうかはちょっと分かりかねます。

○西垣智委員 解体されたサウナを運んだというふうなことを先ほど言われていたのですけれども、それを見た時間というのは、朝礼の前後、どちらになるわけですか。

○武田克彦証人 朝礼の後なのですけれども、その日のたしか夕方に運び出すということだったので、その直前ぐらいにということでしたので、朝礼が終わって、すぐ2人で部屋に運んだのではなくて、我々のもう仕事が終わる手前ぐらいのタイミングで市長室のほうに持ち込みました。大体時間帯分かりますでしょうか。

○渡邊千芳委員長 西垣委員、だから、もう少し時系列で武田証人に答えてもらいましょうか。

○西垣智委員 そうですね。だから、解体した時間と見た時間ですね。

○渡邊千芳委員長 では、お願いします。

○武田克彦証人 繰り返しになりますけれども、朝礼のようなものはお昼前、恐らくたしか11時から12時ぐらいの間だったと思います。ばらけたものを見たのは、もっと後の時間で、午後5時前ぐらいだったように記憶はしています。ですから、先ほど申し上げたように、朝礼の前にもう既に分解されていたのか、あるいは我々に指示あった後に分解されたのかというのは、目視しておりませんので、分かりかねるということです。

○西垣智委員 分かりました。

その解体された部品というのですか、部品を市長室まで運ばれたのが、職員2人ということですよ。その職員2人以外にほかの職員は手伝われていないということなのですけれども、一般の方が手伝ったとか、そういうふうなことはないですか。

○武田克彦証人 解体については、特に手伝っていないと思います。

○西垣智委員 最後になりますけれども、その市長室に運んで、その後、市長室からどのように庁外に持っていったかというふうなことは確認されていますか。

○武田克彦証人 特には聞いてはおりません。ただ、両副市長が手伝ったというのはちょっと聞いてはおります。

○渡邊千芳委員長 では、次に、更衣室に置いておられた畳ベッドについてお伺いをさせていただきます。

この畳ベッドの使用についても、一連の報道が出る前まで知らなかったのですか。

○武田克彦証人 畳ベッドについては、知っておりました。

○渡邊千芳委員長 いつから使用しているのを知っておられましたか。

○武田克彦証人 たしか7月の中旬かどっかだったと思うのですけれども、どうもそういったものが届くという話は市長から聞きました。

○渡邊千芳委員長 では、届くというのは、畳ベッドが秘書課に届くということでしょうか。武田証人、よろしいですか。

○武田克彦証人 はい。

○渡邊千芳委員長 では、その畳ベッドが秘書課に届いたと。届いてから、設置というのは、いつ頃設置されたかは記憶にありますか。

○武田克彦証人 これは、通常の朝礼の時間帯でしたけれども、市長のほうから、その前日の日曜日にどうも届いたということで、それを組み立てるようにという指示を受けました。それが7月の中旬ぐらいだったかなと記憶しています。

○渡邊千芳委員長 7月の中旬にその畳ベッドが秘書課に届いて、それを組立てをしたということでしょうか。武田証人、よろしいですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは、藤原委員よりお願いします。

○藤原美知子委員 では、畳ベッドについてお伺いします。

これは、届くところから御存じだったということですが、これも私用のものなのですが、指示をされたからといって、私用なのでということで断ることはできなかったのですか。

○武田克彦証人 一応控室のほうに、ちょっと休憩ではないですけれども、できるような状態になっていて、そここのところに置きたいという話でしたので、同様のものかなというふうに判断いたしました。

○藤原美知子委員 組み立てるように指示を受けたというお話ですが、では、持ち込んで組み立てるのは課長だけでしたのですか。

○武田克彦証人 先ほど述べましたように、当課の主幹と私と2人で組立てをしました。

○藤原美知子委員 この事実は、副市長たちも御存じでしたか。

○武田克彦証人 特にそのときに報告は私からはしてはおりません。

○藤原美知子委員 市長公室長や上司ですよ、副市長たちにこういったものが届く

と指示をされたけれども、これは適切で搬入していいのかどうかというふうな相談はされませんでしたか。

○武田克彦証人 特にしておりません。

○藤原美知子委員 この畳ベッドを入れることはおかしいとは思われませんでしたか。

○武田克彦証人 実際物が届くまで、どんなものが届くかというのは正直分かりませんでしたし、もうある意味決定事項のような形で、こういったものが届くという市長からの説明でしたので、もうそのタイミングである意味相談ではなかったのかなと、市長からの相談を受けて、そういった、いやいやというような話はできなかったのが現状かなと。

○藤原美知子委員 このことについては、明らかに公私混同だというふうに思うのですけれども、そのようなことで、市長に申し上げて、今後は気をつけてほしいというような注意はされませんでしたか。

○武田克彦証人 特に注意はしておりません。

○藤原美知子委員 注意ができないようなものがあるのですか。

○武田克彦証人 どのようにお答えするのが適当か分からないのですけれども……。

○藤原美知子委員 普通に言ってください。

○武田克彦証人 非常に市長はこだわりが強いというか、強過ぎるようなところがありますから、なかなかうまくお伝えしにくいというところがありましたので、もうそれであれば、本来適切ではないかもしれませんが、もうこの程度のことならしてさしあげようかなと、もう仕方がないのかなというところが正直ありました。

○藤原美知子委員 では、はっきり言って、もう何を言っても通らないので、黙って聞いておくほうが無難だというような判断で指示を受けたということで理解してよろしいですか。

○武田克彦証人 本意ではありませんけれども、もうそのようにせざるを得なかったというのが現状です。

○藤原美知子委員 この畳ベッド代とか、こういうものは私費で準備をされたのか、

接続部品みたいな、そういったものなどを新たに購入するとか、私費ではなくて、公費で購入するとか、そういったことはなかったですか。

○武田克彦証人 公費の支出は全くございません。全て市長の私費で。

○藤原美知子委員 そうしましたら、この畳ベッドの設置までは手伝いされて、今度、撤去をされて、今また別のものが入っているというふうに思うのですけれども、それは撤去に関してもお手伝いをされたのですか。

○武田克彦証人 撤去につきましては、先ほどから出てきている当課の主幹が1人で、指示は前日の夕刻だったと思いますけれども、明日の朝、畳ベッドのほうを解体しておくようにと市長から指示がありまして、それは2人にあったのですけれども、それを受けて、私が登庁したときには主幹のほうがもう全て解体しておりました。

○藤原美知子委員 この畳ベッドを撤去する理由は聞かれましたか。

○武田克彦証人 特に聞いてはいないのですが、今から思えば報道される少し前でしたので、何らかのそこに意図的なものがあったのかなと、今から考えると思います。

○藤原美知子委員 施術用ベッドが今入っています。この問題は後でまた聞きますけれども、入替えのように、これ、入ってきたのでしょうかね。

○武田克彦証人 あれは恐らく同時期に存在したものだと思います。もともとあった施術用ベッドかなと。

○藤原美知子委員 今のお話では、2つあったということだろうと思いますが、そうしますと、あの狭いスペースにどのように管理しておられたのでしょうか。

○武田克彦証人 恐らく畳ベッドが市長の控室というか、更衣室に入っているときは、まだ入った後に、市長室と応接室につながっている通路があるのですけれども、恐らくあの辺りに置いておいたのではないかなと思います。

○藤原美知子委員 では、同じ部屋に同じ場所では置けないので、通路の辺りでもう一つは置いておいたという形になるわけですね。それでよろしいですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○藤原美知子委員 では、本来のあの控室といいますか、更衣室と男子トイレ、女子

トイレ、この使用目的にかなっているというふうに思われましたか。

○武田克彦証人 少なくともトイレの使い方としては当然ふさわしくないと思います。

○藤原美知子委員 ベッドについては、持ち込むための理由は述べられましたか。

○武田克彦証人 単純に横になるときに畳のほうがいいと、それははっきりと発言されてきました。

○渡邊千芳委員長 横になる。昼寝をするということですか。

○武田克彦証人 ちょっと何に使うのかは分かりませんが、昼休みとかの時間帯ですね、休息される時だとは思われます。

○藤原美知子委員 では、そのベッドを使用するのに、休憩中に利用されるということですが、時間をオーバーして職務に影響を与えるというようなことはなかったですか。

○武田克彦証人 正直、いつ使用しているのかというところを目で確認しているわけではないので、ちょっとそこはなかなか分かりかねるところです。

○藤原美知子委員 では、実際に使っているかどうかは別として、例えば職員さんと約束をしている時間に休憩室に入ったまま出てこれないというような状況はなかったですか。

○武田克彦証人 比較的、市長につきましては、御自身で割とスケジュール管理されていて、大体お昼あたりに、体調管理で1時間半とか休憩を取られていますので、大体そのスケジュールどおりにふだんこなしていらっしゃるのかなというイメージです。

○藤原美知子委員 では、最後に、この畳ベッド等が使用目的にかなわないということについて、進言もしなかったし、上司に相談もしなかった、市長が言われたとおりに指示に従ったという形でよろしいですか。

○武田克彦証人 はい、もうそのとおりで結構です。

○藤原美知子委員 では、取りあえずここまでにします。

○渡邊千芳委員長 この畳ベッドの今のいろんなお答えの中で、何かございますか。

○前田敏副委員長 畳ベッドとの絡みで、日程的なことで確認をいたしますが、市長が7月に転居をされております。その関係については御存じでしょうか。

○武田克彦証人 特に関連性みたいなことについてはお聞きしていませんので、分かりかねます。

○前田敏副委員長 市長の転居については、課長は御存じでしたか。

○武田克彦証人 私の認識では、私が来たときには、事務所の道路挟んだ向かいのところに自宅があって、それが何か報道なんかでも市長がおっしゃっていましたが、何か家族に害が及ぶ云々というようなことがあって、そこを引き払って事務所にと、自宅にするということをお聞きしたという意味では、転居については存じ上げておりました。

○前田敏副委員長 直接市長の下で仕事をされる関係で、市長の転居については、日常管理的に、連絡含めて、確認するという意味では大事なことだと思うのですが、転居をされたということを知ったのはいつでしょうか。

○武田克彦証人 ちょっと恐らくメモといいますか、手帳を見れば分かるかと思うのですが、正直、すみません、いつ頃かというのは分かりません。

○前田敏副委員長 ちょっと戻りますが、先ほどの控室と呼んでいるところでございますけれども、課長の業務として終業時に、市長がいらっしゃるかどうかは別にして、市長がいらっしゃると必ずいらっしゃるのだと思いますが、それぞれの部屋をチェックするという事はされますか。

○武田克彦証人 応接室等々は全て窓が開いているとか、いろんなチェックはするのですが、すみません、市長の控室については、正直、その当時は、特に中身を確認するとかというのはしておりませんでした。

○前田敏副委員長 今、課長は控室、控室とおっしゃいますが、先ほど更衣室、トイレということで我々は確認をしておりますが、トイレの鍵がかかっているとかというレベルで見ると、これは知っておられたわけですね。市長が帰られたときに、当然市長室の鍵もあるかと思いますが、執務室でございしますが、当然チェックをして、退室

してから本人も帰られるというのが通常の職務かなと思いますけれども、もうそれはしていなかったということでもよろしいですか。

○武田克彦証人 まず、今おっしゃった施錠ですけれども、特に市長室と申しますか、中にある部屋ですね、全て中からのプッシュ型で鍵が締まるような形にはなっているのですけれども、通常は特に施錠をしているという状態ではありませんで、今申し上げたように、いわゆる市長の更衣室ですとか、トイレの中は確認はしてなかったのですけれども、当然市長室ですとかは確認させていただいてはありました。

○前田敏副委員長 ちょっと戻って恐縮ですが、サウナを解体をして、市長室へ運ばれたということですが、男性2人で運ばれたということですが、重さとしてはどれぐらいのものなのですか、一人で持てる話でしょうか。

○武田克彦証人 そうですね、2人で一緒に手分けしてというか、ただ、あまり時間をかけたくなかったものですから、2人で一緒に一気にしましたけれども、恐らく一人でも可能な重さだったかなというふうには記憶しています。

○渡邊千芳委員長 よろしいですか。

それでは、次に行きますね。次は、施術用簡易ベッドなのですが、もうこれは3月議会の総務委員会的时候には更衣室にあつて、一連の報道的时候には男子トイレにあつた簡易ベッドなのですが、使用していたことは、この一連の報道が出る前から知っておられましたか。

○武田克彦証人 今おっしゃったように、私が来る前からありましたので、存在は知っておりました。

○渡邊千芳委員長 それは、いわゆる秘書課長として就任されてからですか。

○武田克彦証人 はい、そうです。

○渡邊千芳委員長 次に、では、就任されたときに、もうついていたので、設置した時期とか、そういうのはもう全く分からないということでもよろしいですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 では、藤原委員、よろしいですか。

○藤原美知子委員 まず、ベッドもサウナもみんな一緒なのですけれども、最後帰られるときにチェックをすると。しかし、あそこはチェックしなかったというお話でしたけれども、これ、危機管理の観点からいいますと、誰かが中で潜んでいるか、倒れているか、そういったことがあるので、女子トイレであろうが、どこであろうが、確認をする必要があるというふうに思うのですが、そういう認識はありませんでしたか。

○武田克彦証人 本当に御指摘のとおりだと思います。今回、正直、報道があつて以降は、今は、先ほど前田副委員長さんからも御指摘ありましたけれども、きっちりと全ての部屋を確認するようにしております。

○藤原美知子委員 そこは改善されたということで、今後はよろしくお願ひしたいと思います。

簡易ベッドの使い方なのですが、これは大体、執務時間に関わるというふうなことはなかったでしょうか。

○武田克彦証人 こちらにつきましても、実際どのように使われているのかも含めて、正直見たことはございませんので、分かりかねるということです。

○藤原美知子委員 この施術用簡易ベッドが使われているというのを知った段階で、なぜこれを入れたか、市長に理由は聞かれましたか。

○武田克彦証人 私のほうが理由を聞く前に、確かに市長のプロフィールか何かでアメフトをされていて、ちょっと故障したとかということをおっしゃっていて、そのために何か置いているのだという説明は、私が秘書課長になったときに一定説明はございました。

○藤原美知子委員 普通の感覚でいいますと、そういう私的なものをそういう公の場に持ち込んでいいのかという常識的な問題について、これまでの人はどうであれ、市長、これはちょっと具合悪いのではないですかというふうな質問なり、注意なりは一切されなかったのですか。

○武田克彦証人 申し訳ないですけれども、してはいませんでした。

○藤原美知子委員 今もまだあるわけで、今後のことも含めてなのですが、今の在り

方が正常だというふうに思われますか。

○武田克彦証人 正常か正常でないかでいうと、正常ではないと思います。

○藤原美知子委員 では、上司と相談をして、そういったものも撤去していただく、そういった相談をすべきではないかと思いますが、それはいかがですか。

○武田克彦証人 表現が適切かどうかは分かりかねるのですが、ある意味、市長に対する合理的配慮かなと思っています。

○渡邊千芳委員長 合理的配慮ですね。市長に対する合理的配慮。

○武田克彦証人 はい。

○藤原美知子委員 ちょっと難しい言葉なのですが、どういう意味の合理的配慮、ニュアンスは分からないではないのですが、具体的にお聞かせいただけますか。

○武田克彦証人 なかなか一般的に合理的配慮といいますと、どうしてもちょっと法律の関係といいますか、に思われがちでしょうけれども、やはり先ほども申し上げたみたいに非常にこだわりがある、こだわりが強過ぎる方ですので、あるいは、本人、報道で出るまで、正直、そこまで本当にひどい後遺症があるとかというのは、正直、そこまでは存じ上げていなかったのですけれども、御自身が例えば、これはちょっと本件と関係ないかもしれませんが、日中、体を動かしたいとかというようなことをしないと、ちょっと無理なのだというようなことも相談を受けたことがありますので、そういったものを全てある程度含めて考えると、こういったものを置くのも、すみません、さっきから繰り返しになって申し訳ないのですけれども、仕方がないことなのかなという意味で。

○藤原美知子委員 これ、市長だからというふうになってしまいかねないのですが、これ、もし職員であれば、やはり同じような状況であったら認めるのかどうか、そこはどうですか。

○武田克彦証人 正直、本当に合理的配慮というのは、例えば背の低い方が届かないので、台を置くとか、極端な話しをすればですけれども、あるいは、私みたいに目が悪い人間が眼鏡をかけるとかという形と同じだと思うのですけれども、ある程度まで

は当然認めるものなのかなと思っています。ただ、これはちょっと正直、ある意味、行き過ぎたところはあるかな、その辺を御指摘されても致し方がないかなと思いますが、そういった部分では、今、藤原委員さんがおっしゃったみたいに、ある程度、もう市長という立場で、一定のそういった、幸いと言ったらどうか分からないですけども、空間的には許されるので、置かせていただいたということで、すみません、ちょっとなかなか。

○藤原美知子委員 公的な場所に置くということなのですけども、通常、備品だと、備品管理という形でカードに記録して、何年何月に購入して、何年何月に設置してというふうに管理記録もあるというふうに思うのですが、それとはまた違うような、そういった、逆に言えば手続をされて、あそこに置かれているのかどうか、お聞かせいただけますか。

○武田克彦証人 今、藤原委員さんおっしゃった備品カードというのは、当然ながら、市が公費で購入して、市の備品として存在するもので、当然そういった管理をするというものなのかなと認識しております。今回の件につきましては、先ほどから御指摘あるように、市長の私的な備品といいますか、物品ですので、そういった形での管理はしていない、できないというか、と思っております。

○藤原美知子委員 では、私的なものであるということは明らかであるというふうに思います。市長だから仕方がないというふうに思っはいけないのではないかというふうに思いますが、今後、その方向性について、上司と相談をされる予定はありますか。

○武田克彦証人 当然、今回のこの委員会でもここまで話が行っているわけですから、何らかの形で、恐らく後で御質問いただくのだと思いますけれども、公用車の運行につきましても、そういったものをきっちりとルールづけしてしていこうというふうには考えております。

○藤原美知子委員 この問題、最後ですけども、健康管理のためというふうにおっしゃっていますけれども、誰も腰痛を持ったり、いろいろな方がいらっしゃっても、

私的なものは持ってこないのが普通ですけれども、何か診断書をもって提示をされたりとか、そういったことはこの間あったのか、治療に行かれていたというふうな事実があったのか、この2つについてお聞かせいただけますか。

○武田克彦証人 特にそのようなことはありませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、この簡易ベッドについて、何かほかにございますか。

○前田敏副委員長 1点だけお聞きします。施術用のベッドということですから、例えば休憩時間、あるいは外部から、そういう整体の方が来て、治療をされたということはない、あるいはあった、それについてお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武田克彦証人 少なくとも私が来てからはありません。

○前田敏副委員長 そうしたら、過去には、来る前といたしますか、1年前といたしますか、には、そういうことは聞いたことがありますか。

○武田克彦証人 特には聞いておりません。

○渡邊千芳委員長 よろしいですか。

次に、3月には男子トイレにあった健康器具等々なのですが、10月の一連の報道のときには廊下にあったのですが、この健康器具を使用していたことも就任当時で知ったということによろしいですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 就任したときから、もう使用していたということですから、いつから使用していたかということとは分からないということによろしいですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○渡邊千芳委員長 であれば、いつ持ってきたかということも分からない、いつ設置したかというのは分からないということによろしいですか。

○武田克彦証人 はい、分かりません。

○藤原美知子委員 では、健康器具についてお尋ねをしたいと思います。

これは課長就任当時からあったということですから、その健康器具をどのよう

な形で使っておられたのか、休憩時間、先ほどお昼休みは1時間半ぐらいというふうにおっしゃっておられましたけれども、そういった範囲の中で活用しておられたのか、それとも執務に影響のあるような活用状況があったのか、この辺りはいかがでしょうか。

○武田克彦証人 こちらも実際に使用されているところを見たわけではないので、分からないのですが、恐らくは休み時間に動いておられたのかなというふうには思います。

○藤原美知子委員 この間もいろいろな方に質問をしたのですけれども、この1時間半は市長が決められたとはいえ、職員さんが来ることが分かっているながら、遅れて業務に支障を来したということがあるように聞いているのですが、それはありませんでしたか、確認できますか。

○武田克彦証人 私の記憶では、なかなか当初予定しているものではなくて、急ぎで市長に報告したいという形で、お昼休み明けとかに来たときに、部屋をのぞくと、部屋にいらっしゃらないとかというときは、恐らく何か体を動かしていらっしゃるのかなということはございました。

○藤原美知子委員 これも備品といえば備品ですが、私的なものということで、市としては管理をしている範疇外という考え方でよろしいですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○藤原美知子委員 こうした問題が不適切という点で、この間、上司に相談をしながら、上司から声をかけてもらったというような事例はありますか。

○武田克彦証人 特にはありませんでした。

○藤原美知子委員 エアロバイクについては、報道のときに見かけたのですけれども、今はまた違うものに替わっているような気がするのですが、全く同じものが今ありますか。

○武田克彦証人 エアロバイクについては、先ほども少し出たように、報道を受けて、記者会見した日に、どう運ばれたのか、正直知らないのですけれども、なくなって、

それに代わるものが何か置かれているかという、私の見たところでは特にないかなと思います。

○藤原美知子委員 ちょっと違った運動用具を見かけたような気がするのですが、それは点検の中で確認、毎日、帰りがけに点検をされるわけですが、そういったものは見かけていらっしやらないということですか。

○武田克彦証人 今のちょっと藤原委員さんのおっしゃっているものがどのものなのか、正直、いろいろありますので、どれのことなのかというのが正直あるのですが、どれも……。

○藤原美知子委員 いろいろあるのですね。

○武田克彦証人 細かいものが非常にありますので。

○藤原美知子委員 通路で見かけた気がするのですが、だから、点検をされたら必ず目に入る位置にあるというふうに思うのですが、新しいものなのか、昔から置いてあったものなのか、ちょっとよく分かりませんが、記憶にございませんか。

○武田克彦証人 すみません、通路には今何もなかったと……。

○藤原美知子委員 何もないのですか。

○武田克彦証人 はい、そう思います。

○藤原美知子委員 また確認していただかないといけないな。

そういった健康器具の設置に関して、入替えとかも含めて、秘書課の職員が手付ったという事実はありますか。

○武田克彦証人 こちらについては、特に何も関わってはいません。

○藤原美知子委員 では、これは市長が直接自分で処理をされているということですね。その持ち出しとか、搬入とかという状況は課長が目にしたということはあるか。

○武田克彦証人 特にありません。

○藤原美知子委員 では、考えられるのは時間外に、誰もいないときに持ち出されたり、持ち込んだりということが常にあるということによろしいですか。

○武田克彦証人 恐らくそうだと思います。

○藤原美知子委員 では、あと、最後ですけれども、先ほど診断書は出されていないということでありましたが、日常的に市長の健康管理ですね、職員さんと同じように、健診を受けたりとか、あるいは独自で市長が健診を受けたりとかという状況は実際はどうなっておりますでしょうか。

○武田克彦証人 健診のほうは、御自身で行かれているようです。例えば昨年であれば、私に来てからですけれども、ちょっと通院されるような症状があったり、ただ、それは腰の話ではないのですけれども、というのが何件かあったかなと記憶しております。

○藤原美知子委員 では、今置かれているいろんな諸道具ですね、ベッドにしろ、エアロバイクにしろ、別のものにしろ、サウナにしろ、こういった健康を維持するため、管理するためという形で持ち込まれていますけれども、本当に日常的にそれがないと耐えられないような健康状態であったのか、私たちよりもうんとお元気でランニングもしておられるように見えているのですけれども、その辺りについては、課長としてはどうお考えですか。

○武田克彦証人 正直、委員さんと同じような意見は持っています。ただ、これも御本人のことなので、本当に実際どういう状態なのか。先ほども申し上げたみたいに、実際相談としてあったのは、1日にある程度、体を動かさないと、例えば腰のことでおっしゃっていた話であれば、固まってくるので、ちょっと動かさないといけないのだとかというようなことはおっしゃっていたことはありますけれども。また、日々、先ほどの朝礼のときですとかに、大体私ともう一人、2人体制で対応させていただいているのですけれども、ちょっとしんどそうなきとか、というか、御自身のほうから体調が悪いとかというようなことをおっしゃることはあるのかなと思いますが、おっしゃるような感じかなと思います。非常に眠たそうにされていることが多いのかなというのが正直、見ていて感じるころはあります。

○渡邊千芳委員長 この私物を持ち込んだ件なのですが、ほかに何かありますか、こ

の庁舎内に私物を持ち込んだ件について。ほか、何もないですか、いいですか、尋問のほうは。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 一つ尋問させていただきますね、武田証人。先ほど昼間、1時間半休憩されるということで、特別職ですから、45分である必要はないとは思いますが、この1時間半休憩というのは日常的なのか、それで、そのときにはいわゆる畳ベッド等で昼寝をされているのか、それとも、汗を流しているのか、その辺りについて、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○武田克彦証人 まず、その休憩時間中に実際何をされているのかというところは、先ほどから申し上げているように、実際目で見ていないので、正直全て把握できないというのがございます。あと、時間につきましても、大体通常1時間半程度、体調管理というような形で時間を取られていますけれども、当然、日によっては公務なんかが入ってきた場合は、その時間が短くなることも当然ありますけれども、ただ、非常に感覚的にあるのは、本当に非常に体調管理というのを一番大事にしているようなイメージは正直あるかなと思います。

○渡邊千芳委員長 では、証人、毎日そういうような健康管理をしないといけないということで認識されているということでよろしいでしょうか。

○武田克彦証人 はい、そうですね。

○渡邊千芳委員長 では、続いて、私物を持ち込むこともどうかと思うのですが、そこで寝泊まりをしていたという実態について、お伺いさせていただきます。

まず、証人は、市長が市役所に宿泊していたことは知っていましたか。

○武田克彦証人 一度、宿泊というよりも、業務をするに当たって、家に帰れなくなって、市役所にとどまることはしてもいいのだろうかみたいな相談を受けたことはありましたので、もしかしたら、そういった日もあるのかなという程度の認識はございました。

○渡邊千芳委員長 その相談は、いつ頃相談を受けましたか。

○武田克彦証人 すみません、恐らく相談を受けたことをメモには取っているのですが、ちょっと今いつだったかというのは出てきません。申し訳ないです。

○渡邊千芳委員長 では、その相談を受けたとき、どのようにお答えされましたか。

○武田克彦証人 私どもも災害であつたりとか、ああいったときなんか当然滞在することもありますし、業務によっては、かなり遅い時間までいることもあります。それで、場合によっては、そこで夜を越すことというのも可能性としては、私自身も仕事でそういったことが何回かありましたので、そういったこともありますよという事実として御説明はさせていただきました。

○渡邊千芳委員長 では、市長のほうから、報道の後、17日間宿泊していたという報告が議会にありました。それは、9月2日ぐらいからかなと思うのですが、17日間、その後、土日は東大阪市のほうに帰っておられることもあったので、1か月からいくと、もうそこに寝泊まりしていたというような実態なのですが、先ほどのお話でいくと、災害とか、もうどうしても仕事が逼迫しているときは泊まらないと仕方ないという状況もあるのではないかと言われていましたが、この17日の宿泊というのは、それは認識されていましたか。

○武田克彦証人 当初の市長から相談を受けたイメージでは、集中的にちょっと業務がしたいときがあるという話でしたので、まさか、蓋を開けて、自己申告という形ですが、けれども、こんなに、宿泊していたというのは初めて知りましたので、ちょっと驚きました。

○荒木眞澄委員 今日は、お忙しい中、ありがとうございます。

引き続き宿泊について質問させていただきますけれども、先ほど委員長からありましたように、令和2年9月から10月の間の17日間、宿泊していたという事実なのですが、課長は近くにおられる中で、市役所に泊まらなければならないように公務がもう逼迫していたかどうか、その点についてはどのようにお考えですか。

○武田克彦証人 特に、皆さん御承知のとおり、コロナ禍でもございますので、外に出ていくような公務がほぼないような状態ですし、どちらかというとな内部的なことな

のかなと思います。そういうところから見ると、正直、そこまで逼迫しているような業務はないのかなというふうには思います。

○荒木眞澄委員 先ほど市長のほうから宿泊してもいいかなという御相談を受けたというのがあったのですけれども、それを市長からお話を伺って、例えば市長公室長なり、また副市長なりに御相談とか何かされたことはありますか。

○武田克彦証人 すみません、特には相談はしませんでした。

○荒木眞澄委員 では、先ほどもちょっと出たかもしれませんが、これまで、武田課長が御存じの中で結構なのですけれども、市長が災害時とか、そういう非常事態のときに庁舎に泊まれるという事例は過去にありましたでしょうか。

○武田克彦証人 少なくとも私の記憶の中ではございません。

○荒木眞澄委員 あと、市長の公務についてなのですけれども、秘書課を随行につけない割合、また、その理由をまたちょっと教えていただければと思います。

○武田克彦証人 基本的には随行しておるのですけれども、今申し上げたように、なかなか外に出る機会はちょっと非常に減っているのかなと思っております。場合によっては、例えば担当部局の職員がついている場合もございますし、あるいは、もう直接現場のほうで秘書課の職員が待っていて、そこで合流するというようなパターンもありまして、割合でいくと、基本的には随行しているのかなというふうに思います。

○荒木眞澄委員 では、最後に、市長がこの9月から10月のうち17日間、宿泊していたという事実があるのですけれども、その間、公用車で自宅に送迎をされたと、送っておられるという、そういう事実などはありませんでしょうか。

○武田克彦証人 恐らくなののですけれども、一旦公用車で御自宅のほうに戻られて、もしかしたら、その後にもたタクシーか何かを御利用されて、市役所に戻ってきていたケースがあったのかなというふうには認識しております。

○渡邊千芳委員長 ほかにありますか。

○前田敏副委員長 宿泊についてお聞きをいたします。

相談も事前にあったということですが、例えば非常に仕事が大変で、先ほど公用車

を利用して戻られて、後で自分で来ているというお話ですが、大変なので、今日は泊まるとか、あるいは来週のということですが、土日も泊まっておられます。当然市長の行動として、そういう把握について、連携については、十分なされていすか。

○武田克彦証人 土日等で、まず、事務のために市役所に来られて作業されるとかというのが市長自身がつくっておられるグーグルカレンダーでスケジュール管理しておるのですけれども、そちらのほうで公務という形の認識はさせていただいてはおります。

○前田敏副委員長 そういう意味で、事前に泊まるというような部分を秘書課に伝えているのかどうかというのについて確認をしたいのですが。

○武田克彦証人 特に泊まるというような言い方で報告といたしますか、受けたことはございません。

○前田敏副委員長 泊まれる実態として、我々、本人が入退庁される時間を把握をさせていただきました。記録簿を頂きました。午後9時半とか11時とか10時とかという夜間に入ってこられます。そんな時間に戻ってきて仕事はしていないというふうに私は理解をするわけですが、その前後については、先ほどの公用車を使って退庁されているという形になっていると思っておりますけれども、その辺については、私どもの理解として間違いないでしょうか。

○武田克彦証人 その御認識で間違いないと思います。

○渡邊千芳委員長 ほか、ないですね。次に行きますね。

次は、タクシーチケットという、公金を私的に不正利用したのではないかという疑念についてお伺いをさせていただきます。

これは、東大阪市のほうにタクシーチケットで行ったということなのですが、市長の自宅が池田市と東大阪市に2つあることは知っておられましたか。

○武田克彦証人 東大阪市につきましては、市長の自宅という認識はございませんでした。

○渡邊千芳委員長 では、東大阪市の妻子のほうのおうちにタクシーチケットを利用していただいていたことは知っておられましたか。

○武田克彦証人 知っておりました。

○渡邊千芳委員長 その利用の仕方というのは、タクシーチケットを利用することについて、利用の方法ですね、多分伝えていると思うのですが、その中で、その範囲に当たると、東大阪市の帰るといことは、利用方法は伝えておられると思いますが、その範囲に当たると考えておられましたか。

○武田克彦証人 当初、先ほどちょっと申し上げたみたいに、何か事情があって、奥様とお子様を東大阪市の奥さんの実家に帰しているというふうにはまず相談を受けました。自分は仕事に集中したいと。ただ、やはり家族との時間も大切にしたい、何とかしたいという相談はまず受けました。それはもう本来であれば御自身のものというお伝えは一応はしたのですけれども、また改めて何とか方法はないのかなという相談も受けました。それを受けて、基本的に公用車の利用ですから、当然ながら、一般的には市役所と御自宅というのが当然普通というか、よくある話かなと。あるいは、公務の行われた場所から市役所、あるいは御自宅といったものになるのかなと。拡大解釈をして、公務を行ったところから、御自宅というのがたまたま奥様の、今回は、正直ここまで頻繁に毎週のように戻られるという想定もなかったもので、その拡大解釈であれば、何とか、よくおっしゃっていますけれども、法的にどうだといったときには、何とか運用の中でいけるのではないかとということでお答えといたしますか、市長のほうには伝えさせていただいたということです。

○渡邊千芳委員長 では、この公用車とタクシーチケットなのですが、公務と、あとは自宅への通勤と、この2種類だと思うのですよね。そういう中で、この東大阪市の帰るのが、通勤なのか、公務なのか、その辺りはどう捉えるか分からないのですが、許容範囲だと思われた、その理由は何ですか。

○武田克彦証人 正直、例えばこれが、では、お近くの、本来、本当に一般的に考えるのは、当然ながら、もう池田市内だけでしょと、御自宅もそうでしょというところ

なのですけれども、たまたまこの週末については家族のいるところに戻るといのも通勤として拡大運用としていけるのではないかというふうに考えたということです。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

○武田克彦証人 すみません、それにつきましては、最初は何か公用車ということもおっしゃったのですけれども、さすがに公用車となってくると、運転業務に携わる職員にも負担がかかりますし、それであれば、タクシーの運用のほうがいいのではないかとということで、最終的にはこんな形になってしまったということで、先ほど申し上げたように、今回、非常に、仮に法的に問題がなかったとしても、やはり社会通念上おかしいですし、正直、先ほど申し上げたように、公用車の運用については、少し厳しめにルールづけ、本来であれば、もう一般常識の中で運用されているものなので、全てのそういった運用の仕方をルールづけする必要は本当はないと個人的には思うところはあるのですけれども、やはりここは明確にしておかないとよくないなと思いついて、今整備のほうを進めさせていただいております。

○前田敏副委員長 通勤の判断をされたということですが、御自身でされたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○武田克彦証人 そちらについては、私ども職員のほうで、運用として何とかこれはいけるのではないですかと、最終的にはお伝えさせていただきました。

○前田敏副委員長 その判断の中身でございますけれども、先ほどお聞きしましたように、実家にいらっしゃったということで、本人の住居は職員の届出の中に池田市、通勤は公用車というふうに規定があります。それを逸脱するということですが、改めてお聞きしますが、それは土日であってもそこに戻られることは、そのタクシーチケットも使ってよろしいということで課長が判断をされて、了解の下に実施されたということよろしいですか。

○武田克彦証人 最終的には、私のほうでオーケーをしました。

○前田敏副委員長 分かりました。

そうしますと、もう一点、タクシーの使い方、公務で朝、駅頭に立ったりという

ことで、街頭で、コロナ対策含めて、市民に訴える機会があったというふうに聞いておりますし、定期的に所属する組織の活動という意味で、自分のニューズペーパーを配ったりということを聞いております。その場合に、タクシーで駅頭に出かけておりますけれども、これも駅頭に行くことが通勤の途上の一部として認められているという判断でよろしいでしょうか。

○武田克彦証人 私の認識では、駅頭立ち、今はさすがにこの状態ですから控えられておりますけれども、いつきは政務として立たれているときがありまして、そのときには、私の認識ではタクシー、あるいは公用車の使用はなかったと思っております。公務として市民の皆さんにどうしてもコロナに注意しましょうというチラシを配りたいというものにつきましては、公務という取扱いで運用をさせていただいております。

○前田敏副委員長 分かりました。

ほとんど水曜日を除いて、毎週、月、火、木、金ということで、出張以外のところについてはタクシーで早朝に出勤されています。聞き及びますのは、定例的に、6月から10月までのタクシー利用のチケットを確認をさせていただくと、当然市役所に来ているということで、本人も朝、入っておりますが、それ以外の今申し上げたような活動のときについて、その期間、全くなかったという理解でよろしいでしょうか。

○武田克彦証人 恐らくなかったと思います。

○前田敏副委員長 それでは、タクシーについても課長の判断でそういう形で使ったということでありまして、最終的に、このお金の返金を11月にされました。課長の専決でされたという書類が残っておりますが、これを返された判断は、通勤でいいという課長の判断の下に認めていたものを返されたということですが、これに対しては、例えば副市長だとか、市長公室長だとか、そういった方に御相談されたのでしょうか。

○武田克彦証人 タクシー代の今は返金の話ですね。そちらにつきましては、私が相談というか、副市長と市長とで恐らく話をされて、やはりこれは社会通念上よくないだろうということで、返金を決められたというふうに聞いております。

○前田敏副委員長 ですから、確認しますが、市長と副市長が判断をされて、課長が判断された通勤扱いについてはおかしいという判断を副市長がされたということによるのでしょうか。

○武田克彦証人 恐らくそういうことだと思います。

○前田敏副委員長 そうしますと、私的運用という理解をしてよろしいのでしょうか。

○武田克彦証人 その私的運用というのは、誰が見てという……。

○前田敏副委員長 先ほどお伺いしましたように、課長は通勤の一環としての認定をされて、許可といたしますか、発行されているわけですが、最終的に問題になってから返金をされたということで報道もありました。そのときに、今指示をされたということですから、そのお金が返金されたということについては、通勤ではないという認定をされたということによるのでしょうかということですか。

○武田克彦証人 それで結構だと思います。

○前田敏副委員長 分かりました。

そうしますと、今回のお金の返金については、課長専決で、手続上の問題として、おかしかったと、私用で使ったという判断の下に処理をされたと思いますけれども、この通常のルートでの返金処理という形にされたのでしょうか。内容について確認をしたいと思います。誰がどういう形で決裁をして、市役所としてきちっと請求をされて、それがその通勤費用に使ったタクシー代として戻入れをしたという形にはなっておりませんで、雑入という形でなっております。ですから、通勤手当ではなくて、タクシー利用という認定ではなくて、私的流用という形で雑入というような形に判断をされたのかという部分との兼ね合いで確認をさせていただいております。よろしくお願ひします。

○武田克彦証人 タクシーチケット代の返金については、岡田副市長のほうから、速やかに返金するようにという指示がありまして、先ほどから出ている、私と当課の主幹の2人で事務的な処理、主には主幹のほうで担ったというところです。

○前田敏副委員長 事務的な手続のことはさておいて、そのお金は、ですから、きち

つとした決裁に基づいて、戻入れは、財布の中身でありますけれども、雑入で処理するようなものではなくて、通勤交通費として支給されるべきものが、そこに戻ったという形で処理されたのでしょうか、その処理の仕方について確認だけさせていただきます。分からなければ結構です。

○渡邊千芳委員長 武田証人、分かりますか。今言われていることは分かりますね。

○武田克彦証人 はい。

○渡邊千芳委員長 一度タクシーチケットで使ったけれども、それを戻入れという形が本来ではないかということの尋問です。

○武田克彦証人 すみません、ちょっと、ごめんなさい。

○渡邊千芳委員長 よく税金でも例えば間違っ払ってしまって、それを返すとかという形で、いわゆる原因があっってお金を返す。今回の場合は、タクシーチケットを使ったのだけれども、それは払戻ししないといけないという理由があっ払戻しをしたと、そういうような形であるのが普通ではないかというような尋問だと思います。

○武田克彦証人 すみません、ちょっとお答えになっているかどうか分からないのですが、タクシーチケット代というのが、たしか機器借上料か何かの費目でやっているもので、通勤代として支給されているものではなかったもので、恐らく雑入という処理方法になったのかなと思います。

○渡邊千芳委員長 このタクシーチケットについて、ほかにございますか。

○藤原美知子委員 先ほどたまに、通常は鉢塚のおうちへ帰られるのだけれども、たまに御家族のところへ帰られる程度だったら認めようというって、蓋を開けてみたら17回も帰っておられたということで、常識を外れていると判断をされて、今新しい内容で運用ルールを整備中というようなお話だったと思うのですが、その基準ですね、今度整備しようという基準の内容、もし分かれば教えていただけますか。

○武田克彦証人 少なくともよくあるふわっとした言い方ではなくて、もう厳しめにはできるだけしようということで、こちらについては、元平副市長とも、あるいは本市の法制課とも相談しながら進めさせていただいております。明確に、自宅については

主たるもの1つというふうに、少なくとも見ております。

○藤原美知子委員 そうしますと、今後は、自宅である池田市以外は、個人的使用という形で検討しているということによろしいですね。

○武田克彦証人 はい、そのとおりで、基本的にもう公用車、あるいはタクシーの利用というのは、もうその公務以外では使えないものにしようと思っております。

○渡邊千芳委員長 ほか、いいですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、次に、これは市長としてはあってはならないことなのですが、議会での虚偽答弁につながる富田市長の夏休みについてお伺いをさせていただきます。

市長の夏休み期間とされる令和2年8月7日から8月16日までの市長のスケジュールを把握していましたか。

○武田克彦証人 詳細については把握しておりませんでした。

○渡邊千芳委員長 武田証人、スケジュールを、7日から16日までどこにいるかという把握をされていましたがということですか。

○武田克彦証人 お母さんの御自宅である淡路島のほうに帰るということで、夏休みをその期間中取るというふうにお聞きしておりました。

○渡邊千芳委員長 次に、我々のほうに夏休みを九州のほうの離島に行っていたというような報告があったのですが、そのようなスケジュールを知ったのはいつですか。

○武田克彦証人 いわゆる今回の報道を受けて、九州のほうに行かれていたのだなどということを初めて知りました。

○渡邊千芳委員長 分かりました。それでは、西垣委員よりお願いします。

○西垣智委員 今の話でいきますと、武田秘書課長も夏休みは淡路島でずっと滞在しているというふうな認識を持っていたということによろしいですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○西垣智委員 市長からの報告では、8月7日に淡路島、翌日8日以降に九州地方の

離島へ行かれていると認識していますが、この内容を知ったのはいつですか。

○武田克彦証人 先ほど申し上げたように、そういった離島に行かれていたとかというのは、報道があった際に知ったというところですよ。

○西垣智委員 ちょっと基本的なところに戻りますけれども、秘書課内で市長の夏休み期間における行き先の把握や連絡体制の取り方のルールなどはございますでしょうか。

○武田克彦証人 今はもう本当にスマートフォン、携帯電話があって便利なので、そういったもので基本的に連絡を取るようになっておまして、細かく行き場所をどこだとかというところまでは把握していませんでした。

○西垣智委員 これもちょっと午前中と同じ質問なのですが、前市長からの通例では、そういうふうな秘書課の意思疎通というようなことは、どういうふうな慣例になっていたのですか。

○武田克彦証人 グループLINEなどを利用して、秘書課のグループLINEとしては、私含めた秘書課の職員と、市長、両副市長のメンバーでのグループLINEというのをつくってはいます。それで秘書課の情報としては、大事なものは共有するようにさせていただいております。

○西垣智委員 そうしますと、秘書課内の職員全員は同じスケジュールを把握しているというふうな理解でよろしいですか。

○武田克彦証人 スケジュールにつきましては、先ほど申し上げたように、市長のスケジュールについては御自身がグーグルカレンダーでつくっていらして、そちらのほうを秘書課の職員は誰でも見られるようになっておりますので、同じスケジュールを誰もがみることができるというような状況になっております。

○西垣智委員 そうしましたら、秘書課全員が同じ認識ということで再度確認してよろしいですね。はい、分かりました。

次にですけれども、9月の議会において、クラスター発生時の市長の居場所について、副市長が母方の墓参りと答弁していましたが、この8月9日に高齢者施設でクラ

スターが発生して、日に日に感染者数が増えていっているわけですが、このときも淡路島に滞在しているという認識であったわけですか。

○武田克彦証人 はい、そのとおりです。

○西垣智委員 次にですけれども、当日、7日から休暇を取っているわけですが、午前中は登庁していたというふうに私たちは認識しているのですが、その後の淡路島までの移動手段とか移動ルートとかは認識しておられましたか。

○武田克彦証人 認識しておりません。

○西垣智委員 それでしたら、後日に九州方面に行かれているというふうなことが分かれたと思うのですが、その分かれた時点がいつかというのは、もうその報道でということですか。

その中で、大阪から淡路島、福岡、九州に移動されているわけですが、その移動手段については、分かっておられましたか。

○武田克彦証人 いや、移動手段は存じ上げません。

○西垣智委員 移動手段を今でも分かっておられないですか。

○武田克彦証人 すみません、恐らく、推測の話をしてはいけないのかなと思うのですが、一番最初に市長から夏休みというか、大体お盆っていつの時期ですかねというふうに相談を受けたのがまず1つ目で、それで、何ですかねという話を聞いたら、夏休みを1週間ぐらい取りたいのだという相談を、たしか5月中旬か下旬ぐらいだったかなと思うのですが、副市長にその旨、相談しますと、その前の年も、市長になられたときの年もそういった何か夏休みを取られていたと。そのときは、何かバイクで一人旅なさっていたというようなことをちらっとお聞きした記憶があります。ですので、もしかしたら同じような形で移動されたのかなというぐらいの認識です。よろしいでしょうか。

○西垣智委員 今ちょっと貴重なお答えをいただいたのですが、バイクで移動されているといううわさを聞かれたということなのですか、船会社から手紙が届いたのは御存じですか。

○武田克彦証人 私自身はちょっと存じ上げません。ただ、それらしい話を聞いたことはあります。

○西垣智委員 それらしい話を聞いたというのは、どのような内容になりますか。

○武田克彦証人 先ほどから出ている、大体2人で対応していた当課の主幹のほうから、何かそういう封筒が来ていたということだけを聞いておりまして、中身については、ちょっと私は存じ上げません。

○西垣智委員 その中身を見ていないというのは、どなたが確認されたわけですか。

○武田克彦証人 ちょっと中身を見たかどうか分からないのですけれども、今申し上げたように、そういった封筒が来ていたというようなことを当課の主幹から聞いたということになります。

○西垣智委員 バイクで行かれていて、その船会社とちょっと問題があったというふうなことをお聞きしているのですよ。そういうことは秘書課長のほうには全然お耳には入っていないということですか。

○武田克彦証人 そうですね、もしかしたらそういったことがあったのかもしれませんが。ちょっと分かりません、すみません。

○西垣智委員 分かりました。

質問を替えます。市長の夏休み期間とされる令和2年8月7日から16日までの間で、市長は早朝、深夜においても3時間で帰ってこられる体制を構築していたと説明していましたが、その話は理解できていますか。

○武田克彦証人 ちょっと危機管理的な部分については、正直、私どもでは分からないというところが実情です。

○西垣智委員 また話を替え、次に、クラスターが発生したときの対応をお聞きしますけれども、これは8月9日に最初のクラスターが発生したのですが、第一報は市長に報告をされましたか。

○武田克彦証人 私からはしておりませんが、先ほど申し上げているようなグループLINEの中では、危機管理用のグループLINEというのもありまして、そ

ちらは市長、両副市長と危機管理課長、市長公室長等々が入ったものがありまして、そちらの中でたしか情報が共有されていたように記憶しています。

○西垣智委員 そうしましたら、そのグループLINEで報告したということなのですけれども、その返事を市長から、報告を受けた連絡を秘書課長は御存じですか。

○武田克彦証人 たしか危機管理課長からそのクラスターのあった施設に対して今後、例えば防護服ですとか、そういったものを市から提供してよろしいかみたいなやり取りがあって、すみません、ちょっと記憶が曖昧なのですけれども、市長公室長や副市長のコメントは、それに対して、お願いしますとか、何かあったような記憶がございます。すみません、ちょっと市長からそれに対する指示、もしかしたら、そのグループLINEではなくて、私が知らないだけで、例えば市長公室長と直接であったりとか、副市長と直接、個人的な連絡をされていたら、私ではちょっとつかみかねますので、すみません、ちょっとお答えになっていなくて。

○西垣智委員 そうしましたら、直接市長からは連絡を受けていないというふうな解釈でよろしいですね。

○武田克彦証人 そうですね、ちょっと記憶は曖昧ですけれども、私自身に何か指示があったかという、そういう意味では、指示は特になかったというところですし、その件について、指示されたかどうかは、恐らく市長公室長であったり、副市長でないとは分からないのかなと思います。

○渡邊千芳委員長 では、この夏休みのことについて、ほか、何かございますか。

○荒木眞澄委員 先ほど通常、秘書課の方と、また、市長、両副市長でグループLINEで情報を共有しているというお話がありましたけれども、その中で、特に 구글カレンダーで市長のそういうスケジュールを管理されていると。そういうことをお聞きして、このちょうどクラスターが発生した期間含めて、ちょうど市長がこの8月7日から8月16日、夏休みを取られたという、この間のスケジュールリングですね、それはグーグルカレンダーでは淡路島となっていたのでしょうか。

○武田克彦証人 グーグルカレンダーのほうの、今もそうなのですけれども、市長御

自身で入れられていて、例えばいわゆる政務とかという形では、私自身、我々秘書課の職員では中身が分からないものもあるのです。そういった中で、本当に夏休み期間中で、今回のこういった件もあって、正直、もう夏休み期間中なので、夏休みというだけであって、今も今回こういったことがあって、どういう入れ方されていたかなと思って見に行ったのですけれども、全く我々からはもう見えない、真っ白けの状態のカレンダーになっているのが現状なのです。ですから、我々もグーグルカレンダーでの市長の当時の動きを、夏休み期間中については、細かい動きを恐らく本人はされていると思うのです、かなりスケジュールいろいろされる方なので。ただ、残念ながら、私どもでは細かいところまでは分からなかったというところです。

○荒木眞澄委員 ということは、その間のそういう細かいそういう詳細なスケジュールは分からないということですね。分かりました。

それで、もう一点、この8月7日から8月16日の市長が夏休みを取られたこの期間中で、直接LINEなり、また、携帯電話で武田課長が直接やり取りをした経過はあるのでしょうか、実績は。

○武田克彦証人 市長自身が運用されていますLINEとかツイッターとかで、今回のことを受けて、市として何か発信するようなもの、そういったものについての資料を送ってほしいとか、提供してほしいとかというような話はございました。

○荒木眞澄委員 それはLINEとか、SNS上でだけですか、携帯電話でじかに電話をされたということはないですか。

○武田克彦証人 記憶では、私には、いわゆる有線というか、直接声で指示というのはありませんでした。LINEというか、文字だけの話になります。

○荒木眞澄委員 あと、最後に、市役所にちょうど市長が宿泊されていたとされる日、そのときのグーグルカレンダーはどのようになっていたか、お分かりですか。

○武田克彦証人 何か色は何かついていたような記憶はあるのですけれども、日中であれば、例えば土日ですね、土日で日中であれば、何か日中事務って書かれていたりとかというのはあるのですけれども、多分、夜の部分も、何か休息时间とか、何かそ

ういった形だけで入っていたかなという記憶があります。

○藤原美知子委員 午前中もちよっとお尋ねしたのですけれども、管理がLINEであるとか、SNSでお互いにやり取りをしているということでありましたけれども、やっぱり市長って、この市の中には一人しかおりませんので、市長の行き先で、例えば私も携帯が充電切れとかということもよくありまして、連絡つけたくてもつかないというようなことがありますから、だから、ちよっと今お聞きしていたのですけれども、夏休みのスケジュールもグーグルカレンダーに載っているのかなと思って、今聞いていたのですが、どうもそうではないと。そういうことになりますと、もし携帯で連絡が繋がらないときに、少なくとも夏休みであっても、市長という役職上、何があるか分からない、危機管理上聞いておく必要があるのではないかというふうに思うのですけれども、そういったことは、いつからしなくなったのですかね。

○武田克彦証人 もう私が来たときには、もう既に市長のスケジュールについては、そういった形で運用しているというところでしたので、ちよっといつからしなくなったとかというのが分かりかねるのですけれども、この部分については、確かにおっしゃる御指摘のとおりで、是正すべき点かなとも思います。確かにもう常につながっているようなイメージはあるのですけれども、確かに御指摘のとおり、必ずしもすぐレスポンスがあるわけではないと思いますので。

○藤原美知子委員 では、これは要望ですけれども、どんな、自分の個人的なことであろうと、やっぱり市長という役職はずっとついて回りますので、いつ何があるか分からないですから、少なくとも宿泊先ぐらいいは、何日はどこ、何日はどこというぐらいいは、秘書課長が管理しておくべきだというふうに思いますので、今後は是正の中にぜひ加えていただきたいというふうに思います。

○渡邊千芳委員長 ほか、ないですか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 私のほうから、一つ確認をさせていただきたいと思います。

秘書課長として、タクシーチケットで東大阪市まで行ってもいい、そういう相談も

受けられて、宿泊のことについても相談を受けられて、ある面、信頼されていると思うのですが、この夏休みについて、にもかかわらず、うそをつかれたということで認識させていただいていいですか。

○武田克彦証人 非常に残念なことかなというふうには思っております。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

では、その次のパワハラの調査案件についてお伺いさせていただきます。

多くの職場でパワーハラスメントは大きな社会問題になっています。概念としては、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与え、職場環境を悪化させる行為と言われています。今回、市職員にアンケートをお願いをして、回収した中で、パワーハラスメントの実態は浮き彫りになっています。武田証人は、富田市長からパワハラを受けられたことはございますか。

○武田克彦証人 本当にパワハラというものの自体がどう定義するのかと難しいところはあると思うのですが、私自身には、目立ったそういったパワハラ行為というのはなかったかなと思っております。

○渡邊千芳委員長 では、荒木委員、お願いします。

○荒木眞澄委員 では、お伺いいたします。まず、市長から副市長に対して暴言を言っていた場面とか、そういったものに遭遇したことはございますか。

○武田克彦証人 あります。

○荒木眞澄委員 あれば、いつどこでどのような形か分かりますか。

○武田克彦証人 どこまで具体的に申し上げたらいいのか分からないのですが、私の記憶では、5月の中旬ぐらいだったかなと思います。私含めて、秘書課の職員全て、秘書課の事務室におったのですが、奥のほうの市長室のほうからすごい大きな声が聞こえてきて、そのときに副市長が中に入っていたのですが、それで、ちょっと何事かなと、あまりにも大きい声が聞こえたので、私は市長室まで行きました。それで、そのとき、市長室の扉は閉まっていたのですが、それでもかな

りそんな響いてくるような声でした。中身はあまり記憶にないところもあるのですが、
れども、非常にちょっと表現的にあまりよくないような言い方、具体的に多少文言言
っても大丈夫なのでしょう。

○渡邊千芳委員長 はい、どうぞ。

○武田克彦証人 「おまえ」というような言い方で市長が副市長に言っていたりとか、
あと、何か語尾が「何とかしやがって」みたいなような言い方というのはちょっと聞
こえてきていました。

○荒木眞澄委員 それでは、市長から秘書課の職員に対して同じように、そういう暴
言を言っていた場面等に遭遇されたことはありますか。

○武田克彦証人 私の知る限りでは、秘書課の職員に対する暴言というのはいないです。
ただ、先ほどから何回か出てきている当課の主幹ですけれども、かなりちょっと無理
なことは言われていたような相談は受けたことはあります。

○荒木眞澄委員 あと、では、市長からその他の職員に対して同じように、そういう
パワハラ的な暴言とか、そういうような場面に遭遇したことはありますか。

○武田克彦証人 これも、私が直接というのはいないのです。ちょっと後で相談とい
うか、聞いたりとかというのは何件かありますけれども。

○荒木眞澄委員 今ちょうど相談というふうに受けられたという経験があるというこ
とでございませうけれども、どのぐらい職員の方からそういう相談を受けられたか、記
憶にある限り、教えていただけますか。

○武田克彦証人 3人ぐらいは少なくとも。

○荒木眞澄委員 言える範囲で結構ですけれども、内容のほうはどうですか。

○武田克彦証人 そうですね、ちょっとなかなかやっぱり厳しいかなと思います。ま
た、そういった必要な場があれば、そこで発言させていただきたいなと思います。

○荒木眞澄委員 分かりました。

それから、市長が秘書課職員に洗濯をさせていたことを知っておられますか。

○武田克彦証人 市長が洗濯させていたというか、先ほど冒頭のほうにありましたト

イレですね、そちらのほうにタオルが置いてあるのですけれども、そちらを洗っているというのは、これはあくまでもいわゆる付随の関係なのであるのですけれども、ただ、ちょっと聞いていると、市長が替わられてからは、非常にタオルの洗う回数というか、量が増えているというようなことは聞いたことはあります。

○荒木眞澄委員 今回、職員に対してアンケートを実施させていただきまして、かなり様々なパワハラに関するデータがあるのですけれども、特にその中でも、特に秘書課職員、身近な方に種々いろいろな指示をされていたというのもあるのですけれども、その辺で知っておられることがあれば、教えていただけますか。

○武田克彦証人 正直、やっぱり先ほどの話にもつながるのですけれども、こだわり方が違うので、本来であれば、我々としては10万市民のほうを向いて事務をしていかなければいけないわけなのですけれども、本当に細かいところを繰り返し繰り返し何回も指示してくるというところはあって、正直、それは、先ほど私自身にパワハラ、目立ったものはないとお答えしましたが、正直、苦痛に感じることはありました。

○渡邊千芳委員長 このパワハラについて、何かほかにありますか。

○前田敏副委員長 タオルの洗濯というお話をお聞きしました。これは市長が直接指示をして、洗濯してくださいと言ったのか、課長経由でお願いしたのかという、その中身についてお尋ねしたいと思います。

○武田克彦証人 先ほど申し上げたように、秘書室の中にあるトイレのタオルなので、いわゆる一応、言ったら日常業務というか、その中で、洗い物というのをしていることなので、直接市長から指示があったから、そこで洗うとかというところではないです。

○前田敏副委員長 前任の市長と大分量が違うとおっしゃっています。トイレのタオルですから、そんなに手拭きの普通のタオルだと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○武田克彦証人 恐らくそれで結構だと思います。

○渡邊千芳委員長 ほかにございますか。

○藤原美知子委員 関連して、そのタオルの洗濯なのですけども、私が回り回って耳にしているのは、市長が昼間ランニングをされたりとか、運動をされて、汗をかいた、その汗拭きタオルを洗濯するよというところがずっと続いているというふうに聞いているのですが、それは課長は御存じないですか。

○武田克彦証人 すみません、そこまではちょっと存じ上げてなくて、もしそれが本当であれば、私のほうの目が行き届いていないところで反省しますけれども。

○藤原美知子委員 そういった通常のタオルでありますとか、それから、通常にお茶を出すお茶わんを洗うとか、そういうこととはちょっと違う、私的なものが多いというふうに思いますので、やっぱり足元の職員さんの声もしっかり聞くべきではないかというふうに思いますが、日常的に課長に相談というのは職員からよくありますか。

○武田克彦証人 こんな、またこういう指示をしてこられていますとかというような相談は確かに受けています。もうそれが多かったというか、そういう恐らくきっと私が来る前からいろいろあったでしょうから、ですから、先ほども申し上げたみたいに、大体市長の対応する際は、私と、今回、4月の異動で同じタイミングで来た主幹と2人でできるだけ対応して、今までいた職員については、副市長のほうを主に対応するよというよということで、させていただいておりました。

○藤原美知子委員 では、最後ですけども、このパワハラ問題について、副市長と相談をされて、何らかの対応を今検討しているとか、そういった事実はありますか。

○武田克彦証人 今のところ特には、私自身は特にはないです。

○渡邊千芳委員長 ほか、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 調査項目での尋問は全体的に終わっているのですが、ほか、この調査項目、全体含めて、何か尋問がありましたら。よろしいですか。いいですか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、先ほど秘書課として、市長の対応については課長と主幹で、

あの方については、できるだけ市長との対応はしないように心がけていたということですが、その部分については、やはり原因があるのだと思うのですが、その理由というのはどういうことなのか、教えていただきたいなと思います。

○武田克彦証人 まずは、私自身、繰り返しですけれども、昨年4月の異動で来たわけなのですけれども、やはりきっとそれまで、秘書課にいた若い職員たちは苦勞したのだらうなというのがもう何となく伝わってきたので、ですから、もうそこは私と、もうその一定の職責の人間で、市長のほうを対応しようということで、やってきました。

○渡邊千芳委員長 分かりました。

よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 それでは、以上で武田証人に対する尋問は終わります。

武田証人には、本当に長時間ありがとうございました。退室いただいても結構です。ありがとうございました。

(武田克彦証人退室)

○渡邊千芳委員長 では、次回のことについて協議させていただきますので、暫時休憩いたします。再開時間は17時15分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午後5時03分休憩)

(午後5時15分再開)

○渡邊千芳委員長 再開いたします。

報道機関の皆様申し上げます。この後からは、委員会終了後まで、撮影を許可しますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の委員会で出頭を求める証人についてですが、本日、3名の理事者に対する証人尋問が終了しましたが、次回、委員会の証人喚問の対象者について決定したいと思います。

それでは、いかがさせていただきますでしょうか。

○西垣智委員 次回の証人喚問ですが、本日に引き続き、3つの調査項目の全体像を把握する上で、日頃から市長の近くで業務を行っておられる方から証人喚問を行ってはどうかと思えます。

○渡邊千芳委員長 ほかに御意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、ただいまの御意見のとおり、本日に引き続き、3つの調査項目の全体像を把握する上で、日頃から市長の近くで業務を行っている重要な職員の証人喚問を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、本件に関係する理事者のうち、出頭を請求する者について、いかがさせていただきますでしょうか。

○藤原美知子委員 出頭を請求する者についてであります。まず、富田市長の職務代理者であります元平副市長、そして、続いて、岡田副市長、そして、事前に配付させていただきましたペーパーに記載の一般職員1名の順に喚問を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○渡邊千芳委員長 ほかに御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、ただいまの御意見のとおり、元平副市長、岡田副市長、一般職員1名の順で喚問を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、今回の3つの調査項目の全体像を把握する上で日頃から市長の近くで業務を行っている重要な職員として、池田市副市長の元平修治氏、池田市副市長の岡田正文氏、一般職員1名の3名については、次回の委員会に証人として出頭を求めることに決定いたしましたので、よろしくお願いたします。

なお、証人喚問の実施に際して、前田副委員長より発言を求めていますので、これをお受けいたします。

○前田敏副委員長 証人喚問を実施するのに当たり、昨年12月22日付で本市の職員組合連合会より、渡邊委員長に対しまして、百条委員会における市労連組合員への対応についての申入れが届き、各委員にも写しが配付されました。内容につきましては、市労連組合員のプライバシーには十分配慮すること、証人喚問を実施するに当たっては、証人が極度の緊張を強いられると予想される。意図しない言い間違いや記憶違いをすることにより、事実と異なる答弁を行ってしまうことがあり得るため、柔軟な解釈の下、本人の不利益にならないよう配慮することの2点でございます。

私といたしましては、これまでから委員からも証人のプライバシーの配慮や発言しやすい環境の整備などの意見並びにこの市労連の申入れを重く受け止め、本委員会の対応として、一般職員に対する証人喚問の際は、傍聴を認めない秘密会として、なおかつ、会場も第3委員会室で開催し、委員外議員の傍聴についても認めず、議事の記録は公表しないことを提案いたします。以上です。

○渡邊千芳委員長 ただいま前田副委員長から発言がありました件について、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 ただいまの御意見のとおり、一般職員1名に対する証人喚問の際は、傍聴を認めない秘密会として、第3委員会室で開催し、委員外議員の傍聴についても認めず、議事の記録は公表しないことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、証人尋問事項の協議についてです。本日の尋問同様、証人に出頭を求める際には、当日どのようなことについて証言を求めるか、あらかじめ証言を求める事項を通知しておく必要があります。つきましては、事前に各委員から頂いた御意見を基に、

正副委員長で取りまとめた案がございますので、事務局から説明させます。

○議会事務局長（榊野祐子） それでは、証人に証言を求める事項案について御説明を申し上げます。お手元の尋問通告一覧を御参照賜りたいと存じます。

こちらの資料についてでございますが、証人ごとに証言を求めようとする事項について、一覧にしておりますので、順に御確認をお願いいたします。

まず、元平副市長でございます。1、サウナや畳ベッドなどの私物の設置や撤去に係る実態及び自身の関与について。2、市長の健康状態の把握について。3、市長控室とされている場所の使用目的について。4、市長の市長控室での宿泊に係る実態について。5、市長の公務の実態について。6、市長の公務における随行について。7、市長の自宅について。8、市長のタクシーチケットや公用車の使用実態及び対応について。9、サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続について。10、市長の夏休み期間中、令和2年8月7日から8月16日までの市長のスケジュール管理について。11、令和2年9月議会における市内クラスター発生時の市長の居場所に関する答弁について。12、市長の夏休み期間中の危機管理体制の構築について。13、令和2年8月の市内クラスター発生時の対応経過及び市長との連絡手段や指示内容について。14、JAXA宇宙教育センターとの協議等の経過について。15、市長からの自身及び職員等に対するパワハラについて。16、その他、上記に関連する事項について。

次に、岡田副市長でございます。1、サウナや畳ベッドなどの私物の設置や撤去に係る実態及び自身の関与について。2、市長の健康状態の把握について。3、市長控室とされている場所の使用目的について。4、市長の市長控室での宿泊に係る実態について。5、市長の公務の実態について。6、市長の公務における随行について。7、市長の自宅について。8、市長のタクシーチケットや公用車の使用実態及び対応について。9、サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続について。10、市長の夏休み期間中、令和2年8月7日から8月16日までの市長のスケジュール管理について。11、令和2年9月議会における市内クラスター発生時の市長の居場所

に関する元平副市長の答弁について。12、市長の夏休み期間中の危機管理体制の構築について。13、令和2年8月の市内クラスター発生時の対応経過及び市長との連絡手段や指示内容について。14、JAXA宇宙教育センターとの協議等の経過について。15、市長からの自身及び職員等に対するパワハラについて。16、その他、上記に関連する事項について。

最後に、一般職員1名でございます。1、サウナや畳ベッドなどの私物の設置や撤去に係る実態及び自身の関与について。2、市長の健康状態の把握について。3、市長の市長控室での宿泊に係る実態について。4、市長の公務の実態について。5、市長の公務における随行について。6、市長の宿泊日における公用車の使用について。7、市長の自宅について。8、市長のタクシーチケットや公用車の使用実態及び対応について。9、サウナの使用に係る電気代及びタクシーチケット代の返金手続について。10、市長の夏休み期間中、令和2年8月7日から8月16日までの市長のスケジュール管理について。11、市長の夏休み期間中の危機管理体制の構築について。12、令和2年8月の市内クラスター発生時の対応経過及び市長との連絡手段や指示内容について。13、市長からの職員及び自身に対するパワハラについて。14、その他、上記に関連する事項について。

以上の事項について証言を求めようとするものでございます。説明は以上でございます。

○渡邊千芳委員長 説明は終わりましたが、証言を求める事項について、何かございますか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、これらの事項について、各証人に証言を求めることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

次に、証人への尋問方法ですが、本日の委員会と同様、本委員会の運営要領に基づ

き、証人1人当たりの尋問時間はおおむね1時間から2時間程度といたしたいと思
います。また、証人への尋問は、まず、委員長から共通事項について総括的に尋問を行
い、委員長の尋問終了後、各委員が個別尋問を行っていただくこととなります。なお、
委員長が行う共通尋問事項の内容及び個別尋問の順序につきましては、各委員からの
尋問事項の通告に基づき調整をさせていただきます、次回開催の委員会の証人の入室前に
皆様に御確認をいただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

次に、次回の委員会に出頭を求める証人に対する証人出頭要求の内容についてです。
出頭すべき日時、場所について事務局より説明させます。

○**議会事務局長（榊野祐子）** それでは、証人に出頭を求めます日時、場所の案につ
いて御説明を申し上げます。

先ほど御決定いただきましたとおり、次回の委員会において喚問する証人は、理事
者3名でございます。日程については、1月20日、水曜日、まず、元平副市長につい
ては午前10時に、岡田副市長については午後1時に、出頭を求める場所については、
いずれも議場とするものでございます。また、一般職員1名については、同じく20日、
水曜日、午後3時30分に、出頭を求める場所については、第3委員会室とするもの
でございます。説明は以上でございます。

○**渡邊千芳委員長** 説明は終わりましたが、出頭すべき日時、場所について、何かご
ざいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○**渡邊千芳委員長** では、ただいまのとおり出頭を求めることでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○**渡邊千芳委員長** では、そのようにさせていただきます。

また、証人に通知する証言を求める事項については、先ほど御協議いただいたとお
り証人に通知することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**渡邊千芳委員長** では、そのようにさせていただきます。

なお、あわせて、本委員会の運営要領を証人に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回、第4回の委員会の案件と日程等についてです。第4回の委員会では、ただいま決定したとおり、理事者に対する証人喚問を実施するとともに、第5回の委員会に喚問する証人及び尋問事項について御協議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第4回委員会については、1月20日、水曜日、午前10時から議場にて開催し、そのうち、秘密会とする調査については、第3委員会室にて開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、そのようにさせていただきます。

では、本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○渡邊千芳委員長 では、以上で、第3回富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後5時29分閉会)

富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会

委員長 渡邊 千芳